

いわて県民計画(案)

ゆたかさ・つながり・ひと

～ いっしょに^{はく}育む「希望郷いわて」 ～

アクションプラン【地域編】

平成 21 年度(2009 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

平成 21 年 11 月

岩 手 県

目 次

地域編	1
（参考）広域振興圏別統計データ	2
県央広域振興圏	3
1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像	4
2 圏域の振興施策の基本方向	4
【重点施策】	
1 学術研究機能の集積を生かした新産業の創出と地場産業の振興	
IT産業、ものづくり産業	5
地場産業	7
2 産業と地域のネットワーク化による滞在型観光の振興	9
3 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興	
農業	11
林業	13
4 雇用環境の改善	15
5 産業経済活動、地域間交流を支える社会資本の整備	17
6 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実	
健康づくり、地域医療	19
地域生活支援、子育て環境	21
7 新エネルギーの積極的な導入など環境との共生を図る循環型地域社会の創造	23
8 北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境の充実	25
9 住民の生命と財産を守る防災施設等の整備	27
県南広域振興圏	29
1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像	30
2 圏域の振興施策の基本方向	30
【重点施策】	
1 雇用環境の改善と若者の地元定着	31
2 世界に通用するものづくり基盤の構築	33
3 観光産業の振興	35
4 食産業の振興	37
5 持続可能な地域農業の推進	39
6 持続可能な林業・林産業の推進	41
7 伝統的地場産業の振興	43
8 社会資本整備の推進	45
9 地域医療・健康危機管理体制の構築	47
10 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり	49
11 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり	51
12 障がい者の地域での自立及び就労支援	53
13 住民の暮らしを守る防災対策の推進	55
14 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	57

15 暮らしの環境とまちづくりの推進	59
沿岸広域振興圏	61
1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像	62
2 圏域の振興施策の基本方向	62
【重点施策】	
1 地域経済をリードするものづくり産業の集積	63
2 産業を支える社会基盤の整備	65
3 雇用環境の改善	67
4 地域産業の基盤としての農林水産業の振興	
水産業	69
農業	71
林業	73
5 沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開	75
6 総合産業としての観光の展開	77
7 地震・津波等の災害に強いまちづくりの推進	79
8 住み良い暮らしの環境づくりの推進	81
9 良好な自然環境の保全と活用による環境との共生の実現	83
10 安心して子どもを産み育てることができ、健やかに長寿を楽しむ社会の実現	85
11 安心で健やかに暮らせる地域医療の確保及び健康づくりの展開	87
県北広域振興圏	89
1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像	90
2 圏域の振興施策の基本方向	90
【重点施策】	
1 農林水産業の担い手育成と産地形成	
農業	91
林業	93
水産業	95
2 地域資源を生かした食産業の振興	97
3 体験型・交流型観光の展開	99
4 ものづくり産業の集積	101
5 雇用環境の改善	103
6 産業を支える物流基盤の整備	105
7 地域における医療と健康づくりの推進	107
8 地域で支えあう福祉の推進	109
9 環境の保全	111
10 防災・危機管理対策の推進	113
11 定住環境の整備	115
巻末資料(指標一覧表)	117

地域編

1 【地域編】の策定趣旨

4 広域振興圏がそれぞれの自立性を高め、明確な顔を持った圏域として進化していくためには、各圏域が置かれている状況や持っている地域資源の特徴を十分認識したうえで、各圏域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが必要です。

こうしたことから、「長期ビジョン」に基づき、4 広域振興圏ごとに、地域との協働により取り組むべき具体的な施策について取りまとめたものが、「アクションプラン（地域編）」です。

本編は、地域の特色を生かした産業振興を中心とした具体的な取組等を明らかにするため、以下のとおり策定しました。

2 構成

- ・ 10年後を見据えた圏域の目指す将来像
社会経済の動きや圏域の現状分析を踏まえ、10年後を見据えた圏域の目指す将来像を示しています。（「長期ビジョン」からの再掲）
- ・ 圏域の振興施策の基本方向
圏域の目指す将来像を実現するための振興方策の基本方向と、これを踏まえ特に重点的に取り組むものとして設定した重点施策を示しています。
- ・ 圏域の重点施策項目
重点施策ごとに、目指す姿及びそれを実現するための取組の内容や役割分担、具体的な推進方策等を示しています。

3 計画期間

平成21年度から22年度までの2年間に取り組む内容等を掲げています。

4 地域との協働

本編の遂行に当たっては、自立した広域振興圏の確立に向け、地域の方々やNPO、市町村、県が地域の課題を共有し、力を合わせて解決していくことが重要です。

このため、圏域ごとに設置した有識者や地域の代表者等で構成される圏域懇談会における審議の結果や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定しました。

なお、今後の本編の進行管理についても、上記懇談会等で行っていくこととします。

(参考) 広域振興圏別統計データ

区 分	県 計	県 央	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	35	8	9	10	8
面積(平方メートル) H20.10国土地理院	15,278.86 (100.0)	3,641.90 (23.8)	5,255.03 (34.4)	4,204.85 (27.5)	2,177.08 (14.3)
人口(人) H20.10岩手県人口移動報告年報	1,352,388 (100.0)	483,881 (35.8)	519,261 (38.4)	223,108 (16.5)	126,138 (9.3)
65歳以上割合(%) H20.10岩手県人口移動報告年報	26.3	21.6	27.7	31.8	29.2
一人当たりの市町村民所得(千円) H18年度市町村民所得推計	2,349 (100.0)	2,666 (113.5)	2,310 (98.4)	2,042 (86.9)	1,860 (79.2)
市町村内純生産(億円) H18年度市町村民所得推計	32,392 (100.0)	12,163 (37.5)	12,690 (39.2)	4,998 (15.4)	2,541 (7.8)
第一次産業	1,218 (100.0)	285 (23.4)	436 (35.8)	275 (22.6)	222 (18.2)
第二次産業	8,282 (100.0)	2,049 (24.7)	4,309 (52.0)	1,403 (16.9)	522 (6.3)
第三次産業	24,456 (100.0)	10,416 (42.6)	8,558 (35.0)	3,561 (14.6)	1,920 (7.9)
産業別就業者数(人) H17国勢調査報告、総数には分類不能な産業の値を含まず	686,094 (100.0)	243,514 (35.5)	272,476 (39.7)	106,542 (15.5)	63,562 (9.3)
第一次産業	94,437 (100.0)	22,488 (23.8)	44,290 (46.9)	14,370 (15.2)	13,289 (14.1)
第二次産業	178,042 (100.0)	43,363 (24.4)	85,039 (47.8)	31,061 (17.4)	18,579 (10.4)
第三次産業	413,615 (100.0)	177,663 (43.0)	143,147 (34.6)	61,111 (14.8)	31,694 (7.7)
農業産出額(億円) H19農業産出額	2,460 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業漁獲金額(億円) 2003年(第11次)漁業センサス	417 (100.0)	- (-)	- (-)	367 (88.0)	50 (12.0)
製造品出荷額(億円) H19工業統計調査報告書	26,335 (100.0)	4,524 (17.2)	17,077 (64.8)	3,579 (13.6)	1,155 (4.4)
観光客入込数(千人回) H20岩手県観光統計	37,164 (100.0)	12,811 (34.4)	13,725 (36.9)	7,138 (19.2)	3,490 (9.4)
県内客	21,672 (100.0)	7,799 (36.0)	7,477 (34.5)	4,377 (20.2)	2,019 (9.3)
県外客	15,492 (100.0)	5,012 (32.4)	6,248 (40.3)	2,761 (17.8)	1,471 (9.5)
求人不足数 H20年度 雇用対策・労働室	16,143 (100.0)	5,249 (32.5)	5,978 (37.0)	2,898 (18.0)	2,018 (12.5)

- 1 ()内は、構成比。(単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。)
- 2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。
- 3 「一人当たりの市町村民所得」の()内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。
- 4 「市町村内純生産」の県計及び各圏域の合計欄の数値は、帰属利子控除後の数値で求めているため、各産業の数値の合計に一致しない。
- 5 求人不足数(=月当たり有効求職者数-月当たり有効求人数)

県央広域振興圏

1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像（平成30年度）

都市と農山村が広域的に連携し合いながら
北東北の拠点としての機能を担う地域

2 圏域の振興施策の基本方向（平成21年度から平成22年度まで）

盛岡市を中心とする都市部や周辺農山村など、それぞれの地域特性に応じた振興施策に取り組んでいきます。

地域の自立を支える地域経済基盤の確立

大学や試験研究機関など学術研究機能の集積を生かしたIT産業、ものづくり産業の創出や、農林産物などの地域資源を生かした地場産業の振興を図っていきます。

岩手山麓、八幡平・安比エリアなどにおける優れた自然、豊富な温泉資源を生かした滞在型観光や、地域ブランドの強化による市場競争力のある農林業を振興するとともに、産業経済活動を支える社会資本の整備を図っていきます。

《重点施策》

- 1 学術研究機能の集積を生かした新産業の創出と地場産業の振興
IT産業、ものづくり産業
地場産業
- 2 産業と地域のネットワーク化による滞在型観光の振興
- 3 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興
農業
林業
- 4 雇用環境の改善
- 5 産業経済活動、地域間交流を支える社会資本の整備

快適で安全・安心な地域社会の形成

子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らせるよう保健、医療、福祉の充実を図るとともに、岩手山、八幡平や北上川などの恵まれた自然と共生する循環型地域社会を創造していきます。

県都盛岡市を中心に北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境や、住民の生命と財産を守る防災施設等の整備により、快適で安全な地域社会を形成していきます。

《重点施策》

- 6 安心で健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実
健康づくり、地域医療
地域生活支援、子育て環境
- 7 新エネルギーの積極的な導入など環境との共生を図る循環型地域社会の創造
- 8 北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境の充実
- 9 住民の生命と財産を守る防災施設等の整備

1 - 学術研究機能の集積を生かした新産業の創出と地場産業の振興

【IT産業、ものづくり産業】

1 目指す姿

組込みソフトウェア¹などのIT関連産業や産学官連携によるものづくり産業の集積が進み、地域経済の活性化、雇用の創出が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
IT関連産業分野(情報サービス業)の売上高	515億円	374億円	834億円
ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ² 等)の製造品出荷額	1,469億円	1,467億円	1,453億円

【目標値の考え方】

IT関連分野の売上高については、盛岡広域地域産業活性化協議会が策定した基本計画において、23年度までに情報サービス業の売上高の概ね1割増を目指しているもの。

ものづくり関連分野の製造品出荷額については、これまでの取組が順調に進展し、平成19年度段階で実績が平成22年度目標値を上回ったものの、その後の経済情勢の急激な悪化から、平成20~21年度の出荷額が大幅に減少することが予想されることから、「いわて希望創造プラン」と同じ目標値を目指すもの。

現 状

県央圏域には、岩手大学、岩手県立大学などの高等教育機関や、岩手県工業技術センターなどの試験研究機関等が集積しており、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。

平成19年の事業所数、従業員数、製造品出荷額とも全県の20%弱を占め、事業所数は減少傾向にありますが、従業者数及び製造品出荷額は下げ止まり傾向を示しています。

平成19年度のものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額比率は、県平均を下回っており、ものづくり産業をけん引する核企業が少ない状況にあります。

当圏域内の企業では、大学の研究シーズ³を活用した技術開発、新製品開発の取組が行われており、また、産学官連携によるIT関連のベンチャー企業⁴が生まれています。

滝沢村IPUイノベーションセンターの平成21年5月の開所や(仮称)滝沢村イノベーションパーク構想など、岩手県立大学周辺へのIT産業集積の取組が加速されています。今後、さらに、盛岡市、滝沢村は、大学等の集積を生かしたIT関連産業の誘致、育成など、立地特性を生かしたIT産業の拠点化が求められており、県南圏域の自動車産業との連携によるものづくりの技術力(基盤技術)の向上を強化していく必要があります。

産業現場に即した最新の技術や情報化に対応した専門的知識、技術を有する人材を育成するとともに、新産業の創出に挑む意欲ある起業家を育成していく必要があります。

企業誘致を推進していくため、都市機能の集積を生かした企業誘致戦略、企業誘致の受け皿となる産業立地基盤を整備していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

岩手大学、岩手県立大学などの高等教育機関の集積の強みを生かして、優れた産業人材の育成を図りながら、IT産業、ものづくり産業の集積を推進します。

このため、組込みソフトウェア開発技術者やものづくり人材などの優れた産業人材を育成するとともに、産学官連携による新産業の創出を推進します。

また、盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく市町村や関係団体との連携による企業誘致を推進します。

主な取組内容

産学官連携によるIT・ものづくり産業の振興

組込みソフトウェアなどのIT関連産業の育成・誘致や内発的なものづくり産業の振興を図ります。

岩手県立大学周辺へのIT産業集積等による県内最大のITの拠点化を図るため、岩手県立大学や岩手大学などとの産学官連携の強化を推進するとともに、産業を支える優秀なソフトウェア人材などを育成します。

都市機能、学術研究機能の集積を生かした企業誘致の推進

県央圏域重点施策

盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく市町村や関係団体との連携によるIT産業、コールセンターなどの情報関連産業や、ものづくり産業などの企業誘致を推進します。

地域産業を支える担い手、起業家の育成

高等教育機関や北上川流域ものづくりネットワークによる組込みソフトウェア開発技術者、ものづくり人材の育成をするとともに、新産業の創出や新たな事業分野に挑戦する起業家を育成します。

大学等と企業、市町村との産学官連携の促進

企業における産学官連携による共同研究に対する需要や、市町村等における地域課題解決のための大学等との連携に対する需要を発掘し、大学等への橋渡しをします。

3 取組に当たっての役割分担

IT産業やものづくり産業の集積を高めていくためには、企業の技術レベル向上のための人材育成や県内外の企業との販路開拓が重要です。

このため、県は、産業人材の育成支援や企業の販路開拓支援、大学、試験研究機関等と企業、市町村との産学官連携の橋渡しに取り組みます。

また、市町村における産学官連携施設等の整備や企業誘致活動への取組、大学等における産業人材の育成、企業との共同研究への取組を支援します。

県	市町村	大学、試験研究機関等	企業等
<ul style="list-style-type: none"> 企業間取引支援 企業誘致活動、優遇措置 産業人材の育成支援 企業、市町村への産学官連携支援 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携施設、産業立地基盤等の整備 企業への産学官連携、創業支援 企業誘致活動、優遇措置 大学等との連携 ものづくり教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 産業人材の育成 企業との共同研究 市町村との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等との共同研究 新技術、製品開発 販路開拓 インターンシップ⁵等の受入れ

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	~ H20	H21	H22
産学官連携によるIT・ものづくり産業の振興 目標：ソフトウェア開発業務取引成約件数 (参考(H18)1件) (H20)16件 (H22)36件(累計)	ソフトウェア開発業務の取引支援、事業展開	岩手県立大学周辺へのIT産業の集積	企業への産学官連携、創業支援
都市機能、学術研究機能の集積を生かした企業誘致の推進 目標：誘致企業数 (参考(H18)4社) (H20)13社 (H22)16社(累計)	優遇措置を活用した企業誘致	既立地企業へのフォローアップ(操業支援)	産業立地基盤整備
地域産業を支える担い手、起業家の育成 目標： <ul style="list-style-type: none"> 組込みソフトウェア人材育成数 (参考(H18)32人) (H20)2,004人 (H22)3,500人(累計) 新規事業取組件数 (参考(H18)0件) (H20)5件 (H22)7件(累計) 	組込みソフトウェア関連加キョムの拡大・充実	IT関連人材の育成(盛岡広域地域産業活性化協議会等)	起業家の育成、事業展開
大学等と企業、市町村との産学官連携促進 目標：共同研究件数(大学と企業) (参考(H18)2件) (H20)4件 (H22)6件(累計)	産学官共同連携研究シーズの発掘、大学等への橋渡し	産学官連携による新技術・新製品の開発、事業展開	

- 1 組込みソフトウェア：携帯電話や家電製品などに内蔵されるマイクロコンピュータを制御するソフトウェアの総称。
- 2 デバイス：IC(集積回路)、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
- 3 シーズ：新技術や製品などを生み出す可能性を秘めた研究成果等で、応用研究、展開研究のもとになる研究。
- 4 ベンチャー企業：新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業。
- 5 インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア(職業生活)に関連した就業体験を行うこと。

1 - 学術研究機能の集積を生かした新産業の創出と地場産業の振興

【地場産業】

1 目指す姿

国内外から支持される伝統的工芸品が創出されているとともに、農林産物などの地域資源を生かした特色ある食産業が展開されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
食料品製造出荷額	1,083億円	1,125億円	1,250億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後（H27）の出荷額は概ね1割増を目指しており、県央圏域ではこれまでの伸び率も考慮し、22年の目標値を1,250億円（125億円増）とするもの。

現 状

県央圏域では、木工、染物及び南部鉄器等の分野を中心に伝統的な技術やデザインを生かした伝統工芸のブランド化や新商品開発の取組が行われています。

本県を代表する地場産業である南部鉄器の国際的なブランド化を図るため、北欧の研究者との共同によるデザイン開発が行われており、さらに、地場産業間の業態を越えた取組が求められています。

平成19年の製造品出荷額の業種別では、食料品及び飲料、飼料の製造品出荷額が圏域全体の製造品出荷額の50%以上を占めており、県平均を大きく上回っています。

農林産物を活用したワイン、焼酎などの特産品開発が行われており、産直施設の増加や飲食店の地産地消レストランとしての認定などにより、消費者と生産者の交流が活発化しています。さらなる農林産物の高付加価値化を図るため、圏域内に数多く存在する食料品製造業と農林業などとの業態を越えた取組が求められています。

特に、当圏域北部の八幡平市を中心にヤマブドウが生産されており、新たな商品開発、販路開拓が求められています。

県央圏域の人口推計を見ると、概ね10年後には、全体で4.5%の減少が見込まれる中、圏域北部に限っては、15%程度の減少見込みであり、圏域北部と南部で人口差が拡大する傾向にあります。

圏域北部の地域特性を生かした産業振興を強化するため、一次産業と食産業との連携による取組や、「食」をテーマとした観光客誘致の取組などが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

本県を代表する伝統的地場産業である南部鉄器の新たなデザイン開発による国際ブランド化や木工、漆器や陶器などの異業種連携による地場産業の振興に取り組みます。

食産業の振興に当たっては、従来にも増して、マーケットイン¹重視の取組を強化していく必要があることから、各分野に精通した専門家や圏域内に立地する関連企業、大学、試験研究機関等による支援チームを構築し、地域資源を活用した食産業を育成・支援します。

主な取組内容

地場産業の振興

伝統的地場産業である南部鉄器の新たなデザイン開発による国際ブランドを確立し、国内外での販路拡大を支援します。

産学官で構成する県央地場産業振興研究会による木工や、漆器、陶器などの異業種の業態を越えたネットワークを構築し、新たな事業展開を支援します。

食産業の振興

産業創造アドバイザー²との連携による企業、市町村等における産業化シーズの発掘や試験研究機関等への橋渡しを行います。

市町村、関連企業、試験研究機関等による食産業支援チームを構築し、農商工連携によるヤマブドウの産業化やもち米利用など、地域の農林産物を活用した食産業の振興を図ります。

ホテル、レストラン等への地元食材の供給体制を構築するとともに、地産地消を推進します。

圏域北部（八幡平市や岩手町、葛巻町）の品質優良で豊富な食材を活用した、新たな特産品や道の駅弁当の開発・販路開拓の取組のほか、道の駅を活用した体験・回遊型観光客の誘致など、圏域北部の産業振興を最重要課題と位置づけた取組を強化していきます。

3 取組に当たっての役割分担

伝統的地場産業である南部鉄器の国際ブランド化を図っていくため、県は、試験研究機関、産業支援機関等との連携を図りながら、企業、関係団体の取組を支援します。

また、当圏域の特色ある農林産物を生かす食産業の振興に当たっては、県は、第1次、第2次、第3次産業の緊密な連携をさらに推進する協働の取組を強化するとともに、市町村や企業、関係団体の取組を支援します。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> 地場産業のデザイン開発支援 地場産業の販路開拓支援 食産業の産業化シーズの発掘、試験研究機関等への橋渡し 食産業支援チーム構築 	<ul style="list-style-type: none"> 生産者（加工グループ）等の活動支援 食材情報の蓄積、発信 食産業支援チームへの参画
大学、試験研究機関、産業支援機関	団体、企業
<ul style="list-style-type: none"> 産業人材の育成 企業との共同研究 新製品開発、販路開拓支援 	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関等との共同研究 デザイン開発、新製品開発 販路開拓

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
地場産業の振興 目標： <ul style="list-style-type: none"> 南部鉄器の新デザイン開発数 (参考(H18)11点) (H20) 35点 (H22) 35点(累計) 異業種連携新規事業取組件数 (参考(H18)0件) (H20) 1件 (H22) 3件(累計) 		南部鉄器販売戦略の策定 海外販路確立、国内展開	→
		県央地場産業振興研究会の運営	→
食産業の振興 目標：食材を活用した商品化数 (参考(H18)0点) (H20) 18点 (H22) 20点(累計)		産業化シーズの発掘、試験研究機関への橋渡し	→
		食産業支援チームの構築・事業展開	→

1 マーケットイン：企業が生産・販売活動をする際に、消費者のニーズを満たす製品であることを最優先する考え方。

2 産業創造アドバイザー：新商品開発や販路開拓等について指導・助言を行う者として岩手県が委嘱している人。

2 産業と地域のネットワーク化による滞在型観光の振興

1 目指す姿

岩手山麓、八幡平・安比エリアにおける健康・癒し型滞在観光や、歴史・文化、都市の魅力を生かしたまちなか観光の展開により、海外からの観光客を含む多くの観光客が訪れています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
県外観光客数	5,090千人回	5,011千人回	5,151千人回
うち県外宿泊者数	1,373千人回	1,244千人回	1,389千人回

【目標値の考え方】

地震の風評被害の落ち込みをH21年でH18年ベースに回復させ、観光基本計画の第1期終了年(H26)までに県外観光客数25.2万人増(平均上昇率1.2%増)、県外宿泊客数6.8万人増(平均上昇率1.2%増)を目指し、これに基づき22年度の目標値を、県外観光客数は5,151千人回、うち県外宿泊者数は1,389千人回とするもの。

現 状

県央圏域への観光客数は、平成8年をピークに減少傾向にあります。平成20年の観光客数は12,811千人回で、県全体の32%弱を占めています。

観光客数の84%強は盛岡市、八幡平市及び雫石町に集中しており、宿泊者数は3市町で当圏域全体(平成20年:1,874千人回)の93%弱を占め、全県に占める割合も36%弱となっています。

全国でも有数のスキー場が数多くありますが、スキー客数は、ピーク時の平成4年の約300万人回から、平成20年には約82万人回へと落ち込んでおり、農林業との連携による新たな受入態勢の仕組みづくりなど、スキー客の落ち込みを補う春から秋にかけての観光客獲得に向けた取組が求められています。

東アジアを中心とする外国人観光客(平成20年:57,700人回)は、全県(平成20年:99,107人回)の半数以上を占め、ゴルフ場・スキー場を訪れる外国人観光客が増加しており、多様化する需要に対応していくため、語学研修も含めた受入態勢の充実が求められています。

圏域内の各観光エリアと盛岡市をはじめとする賑わいのある商店街を有機的に結びつける、回遊性のある広域観光を展開していく必要があります。

世界文化遺産の登録を目指す平泉をはじめとする県内外の観光エリアとの連携など、東北新幹線新青森駅開業後も、北東北の周遊型広域観光の拠点機能を発揮していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

岩手山麓、八幡平・安比エリアの優れた自然景観、温泉資源や、盛岡市をはじめとするまちなか観光資源を最大限に生かした、産業と地域のネットワーク化による滞在型観光を推進し、当圏域への交流人口、定住人口の拡大を図ります。

また、多様化、高度化する観光ニーズに的確に対応するための観光人材の育成を図りながら、国際観光に対応した受入態勢の整備を進めます。

主な取組内容

健康・癒し型滞在観光の推進

岩手山麓、八幡平・安比エリアにおいて、大自然の魅力や豊富な温泉資源、さらにグリーン・ツーリズムインストラクターや地元食材等を活用した健康、癒し型滞在観光を推進します。

歴史・文化、都市の魅力を生かしたまちなか観光の推進

歴史と伝統ある街並みを形成している盛岡市をはじめとする各市町村のまちなか観光資源を活用し、優れた自然景観などの観光資源と連携したまちなか観光を推進します。

産業と地域のネットワーク化による広域観光の推進

平成19年度に策定した、県央広域観光振興プランを基に、当圏域内の観光エリアを結ぶ広域観光を展開するとともに、世界文化遺産の登録を目指す平泉や北東北三県の主要な観光地との連携による周遊型広域観光を推進します。

当圏域北部では、「いわて体験交流施設」を活用し、八幡平・安比高原～新幹線いわて沼宮内駅～葛巻高原・平庭高原において、園芸体験や酪農体験などのグリーン・ツーリズムと一体となった体験型観光を推進し、久慈広域との連携などによる教育旅行の誘致に取り組みます。

当圏域南部では、盛岡市内～志和三山周辺～紫波町赤沢において、盛岡市を中心とするまちなか観光と連携した体験型観光を推進します。

ものづくり産業、伝統産業、産業遺産などを利用した産業観光や伝統芸能、生活文化・スポーツなどの地域に根ざした体験交流メニューの充実を図ります。

国際観光に対応する受入態勢の整備

東アジアを中心とする海外からの観光客にも対応できる観光人材を育成するとともに、国際観光を視野に入れた観光情報発信体制の充実を図ります。

3 取組に当たっての役割分担

観光産業は、交通、輸送、ホテル・旅館、飲食などの民間事業者はもとより、農林業など幅広い分野に関連する産業です。

県は、市町村と連携して、民間事業者をはじめ農林業と連携した地域の様々な力を結集していきます。

県	市町村	県民、民間事業者等
<ul style="list-style-type: none"> ・広域観光、地域間連携支援 ・観光商品造成支援 ・観光人材の育成支援 ・体験観光拠点の整備 ・地域特産品の開発支援 ・観光宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある観光地づくり ・観光商品造成支援 ・観光人材の育成支援 ・歴史文化施設の整備 ・地域特産品等の開発支援 ・観光宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアへの参加 ・ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上 ・観光商品造成 ・地域特産品等の開発 ・観光宣伝

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～ H20	H21	H22
健康・癒し型滞在観光の推進 目標：宿泊者数（盛岡市、八幡平市、雫石町） （参考(H18年)1,946千人回） (H20) 1,739千人回 (H22) 2,085千人回		健康・癒し型観光の推進 八幡平・安比エリア 繋・鶯宿エリア	
歴史・文化、都市の魅力を生かしたまちなか観光の推進 目標：観光客数（盛岡市） （参考(H18年) 4,510千人回） (H20) 4,723千人回 (H22) 4,660千人回		街並みづくり、景観形成の推進 情報発信、旅行商品の開発	
産業と地域のネットワーク化による広域観光の推進 目標： ・県内観光客数 （参考(H18年)7,665千人回） (H20) 7,799千人回 (H22) 8,200千人回 ・グリーン・ツーリズム旅行者数 （参考(H18年)760千人） (H20) 995千人 (H22) 1,000千人	広域観光振興プラン策定 いわて体験交流施設の整備	プランに基づく広域観光の展開 観光人材の育成、情報発信 体験型滞在観光の展開	
国際観光に対応する受入態勢の整備 目標：外国人観光客数 （参考(H18)63千人回） (H20) 58千人回 (H22) 110千人回		語学研修の実施(中国語、韓国語) 広報媒体の整備・運用(中国、韓国)	

3 - 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興【農業】

1 目指す姿

多様な生産条件を生かした個性的な産地が各地域に形成され、地域ブランドとして高い評価を得るなど、市場競争力に優れた農業が展開されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
農畜産物の販売額	663億円	606億円	622億円

【目標値の考え方】

農地の効率的な利用などによる園芸の生産拡大と大家畜の飼養規模拡大により約16億円の増加を目指すもの。

現 状

平野部から山間地帯に至るまでの多様な立地条件を生かし、米、園芸、畜産のバランスの取れた農業が展開されており、平成18年の農畜産物の販売額は66,258百万円で、県全体の約3割を占めています。

園芸部門では、ほうれんそう、キャベツ、りんどうが首都圏の中央卸売市場における主要産地となっているほか、酪農は、全国6位にある県全体産出額（H18）の約5割を占めています。また、水稻、りんごにおいては特別栽培農産物¹への取組が拡大しています。

農家民宿、観光農園、農林業体験施設などグリーン・ツーリズム²受入体制の整備が進んでいます。また、県央圏域は県内最大の消費地としての特性を生かし、産直施設や地産地消レストランが増加するなど、消費者と生産者の交流が活発になっています。

農業農村の持つ多面的機能や環境保全型農業への関心が高まっています。

農業従事者の減少や高齢化が進行し、地域農業の担い手の確保・育成が求められているとともに、平成19年度からの水田経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度³及び農地・水・環境保全向上対策⁴への参加拡大が求められています。

また、生産性の高い集落営農⁵の確立など、農業生産構造の改革や、食の安全・安心などに対する消費者ニーズや多様な流通チャネルに対応した農畜産物の生産・販売が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

意欲と能力のある担い手の確保・育成と生産の効率化による所得の向上を図るとともに、マーケットインの視点に立ち、地域特性を生かしたブランド産地の強化・拡大を推進します。

また、地域ぐるみによる農地・水等の保全活動及び中山間地域における営農活動の実施体制の整備を推進します。

主な取組内容

効率的・安定的な農業経営体の育成

市町村や農業協同組合等の関係機関・団体と県機関とが一体となった総合的な支援体制により、集落の将来像や担い手を明らかにした「集落ビジョン」の実践を支援します。

認定農業者⁶や集落営農組織などに対し、経営改善計画の策定・実践や経理等の経営管理能力の向上、経営の多角化などを支援するとともに、新規就農者の確保・育成を推進します。

農地の利用集積や生産効率の高い革新技術の導入などにより、生産コストの低減、収益性の向上、経営規模の拡大などを促進し、農業所得の向上を図ります。

ほ場整備や老朽化水利施設の維持更新など、農業生産基盤の計画的な整備を推進します。

地域特性を生かした多様な産地の形成

マーケティング⁷対策の強化などにより、特別栽培米や地域特性を生かした園芸・畜産の地域ブランドの確立を推進します。

圏域北部では、夏期冷涼な気象条件や広大な農地を生かし、野菜や花きの高品質安定生産によるブランド力の強化を図るとともに、畜産経営体の規模拡大と飼料の自給率向上を進めます。

圏域南部では、集落営農による水田農業の効率化を進めるとともに、収益性の高い園芸作物の生産拡大を図ります。

生産履歴が明らかとなるトレーサビリティ⁸やGAP⁹の取組を促進するなど、安全・安心な農畜産物の生産を進め、消費者に信頼される産地の形成を図ります。

りんどうなど農畜産物の輸出や、首都圏等への加工・業務用野菜の契約栽培を推進するとともに、産直施設等の食産業との連携や野菜ソムリエの活用等により、新鮮で高品質な地場産食材を観光施設等に供給するなど、都市近郊の立地をも生かした多様な流通チャネルの開拓を支援します。

農山村の活性化

農地・水・環境保全向上対策などを活用した地域ぐるみによる農地・農業用水等の保全活動と地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を推進します。
 中山間地域等直接支払制度³を活用した中山間地域での営農活動体制の整備を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

地域特性を生かしたブランド産地の形成や、経営感覚に優れた農業経営体の育成のためには、地域ごとにきめ細かな支援活動を展開する必要があります。
 このため、関係機関・団体で構成する推進組織¹⁰による生産から加工、流通・販売に至る総合的な支援活動を強化し、各地域の認定農業者等担い手育成や生産基盤の整備等産地づくり対策、さらには地域ブランド品目の有利販売などに取り組みます。

県	市町村	団体等
<ul style="list-style-type: none"> 総合的な支援体制の構築支援 経営・栽培技術の指導 生産基盤の整備 担い手の確保、育成支援 集落合意形成支援 地域水田農業推進協議会の運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な支援体制の核として支援 担い手の確保・育成支援 産直等の条件整備 マーケティング活動支援 集落合意形成支援 地域水田農業推進協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な支援体制の核として支援 マーケティング活動と情報提供 経営・栽培技術の指導 集落合意形成支援 地域水田農業推進協議会の運営 農業理解の醸成(NPO等)

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	~H20	H21	H22
効率的・安定的な農業経営体の育成目標 ・認定農業者数 (参考(H18)1,836人) (H20)1,937人 (H22)2,080人(累計) ・経営改善計画達成認定農業者数 (参考(H18)610人) (H20)532人 (H22)1,380人(累計) ・集落型農業経営体構成集落数 (参考(H18)192集落) (H20)216集落 (H22)250集落(累計)	経営改善計画策定支援(認定農業者誘導対象農家への重点支援)	認定農業者等の経営力向上支援・新規就農者の確保・育成	集落営農組織の体制強化及び経営力向上支援
地域特性を生かした多様な産地の形成目標 ・園芸販売額500万円以上経営体数 (参考(H18)383戸) (H20)359戸 (H22)400戸(累計) ・黒毛和種繁殖20頭以上経営体数 (参考(H18)51戸) (H20)61戸 (H22)70戸	農家経営改善支援(技術指導・機械施設導入支援)	産地体制の強化支援(ブランド化・契約生産拡大支援)	トレーサビリティ・GAPの取組支援
農山村の活性化目標 ・農地・水・環境保全向上対策実施組織数 (参考(H18)0) (H20)135 (H22)139組織(12,467ha) (累計) ・中山間地域等直接支払制度協定集数 (参考(H18)163集落) (H20)163集落 (H22)163集落(累計)	活動組織設立支援	共同活動、営農活動の実施支援	協定活動の実施支援 新協定締結支援 協定活動の実施支援

- 1 特別栽培農産物：国のガイドラインに基づき、通常の栽培方法(慣行栽培)に比べ、化学合成農薬と化学肥料の使用量を5割以上減じて栽培された農産物。
- 2 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域で、その自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動。
- 3 中山間地域等直接支払制度：農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において農業生産活動と多面的機能の維持・増進する活動等を行う農業者等に対し、その活動内容に応じて交付金を交付する制度。
- 4 農地・水・環境保全向上対策：地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する対策。
- 5 集落営農：集落を単位として経理の一元化や生産工程の一部又は全部について共同で取り組む組織。
- 6 認定農業者：「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。
- 7 マーケティング：消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。
- 8 トレーサビリティ：生産、処理・加工、流通・販売等の段階で、食品の仕入れ先、販売先、生産・製造方法などの情報を追跡し、さかのぼることができること。
- 9 GAP(農業生産工程管理)：Good Agricultural Practiceの略称で、農業生産現場において、食品の安全確保等に向けた適切な農業生産を実施するため、管理のポイントを整理し、それを実践・記録する仕組み。
- 10 推進組織(盛岡地方農業農村振興協議会)：H18.4.18知事承認。管内8市町村、8農業委員会、6組合、12土地改良区、家畜保健衛生所、2農業改良普及センター、振興局農政部により構成。

3 - 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興【林業】

1 目指す姿

地域材による家づくりの普及やカラマツなどの地域ブランドの確立とともに、木質バイオマスの利活用の促進など、林業の活性化が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
林業産出額	26億円	-	43億円

【目標値の考え方】

集成材、合板等の生産拡大に対応した素材供給増等により17億円の増加を目指すもの。

現 状

県央圏域の森林面積は273千haで圏域面積の約75%を占めており、うち民有林が162千ha(約59%)、国有林が111千ha(約41%)となっています。

昭和30年代からの旺盛な木材需要を背景に、積極的に拡大造林が行われてきた結果、平成18年度末では、民有林における人工林率は46%と県平均を上回っていますが、木材生産のみならず水源のかん養や地球温暖化防止など、森林の持つ多面的な機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備・保全が求められています。

木造住宅の着工数が県全体の38%を占めるなど、県内最大の木材消費地となっており、集成材やプレカット¹など、木材の高次加工施設も多数立地しております。今後は素材生産者、製材所、工務店等の連携を強化し、地域材の安定供給や需要の拡大を図る必要があります。

低炭素社会の実現に向けて、木質バイオマスエネルギー利用機器の導入促進と、燃料用チップや木質ペレット²の安定供給体制の確立が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

健全な森林の維持・保全と、地域材の利用拡大に向けて、地域けん引型経営体³の育成や木材流通体制の整備、更には、木材の新たな用途として期待される木質バイオマスの利用促進などに取り組みます。

主な取組内容

適切な森林整備と担い手の育成

市町村や森林組合との連携、さらには企業の森の取組等を通じ、間伐や再造林、松くい虫被害の防除など、適切な森林の整備を促進します。

集約化による効率的な森林施業を進めるため、路網整備を図るとともに、地域けん引型経営体を中心として、森林所有者への施業提案ができる担い手の育成を図ります。

地域材の利用促進

流域森林・林業活性化センターを中心とした、素材の生産から加工、販売に至る一連の木材流通体制の構築等を推進します。

地域材のブランドの確立

地域材であるカラマツのブランドを確立するため、首都圏の住宅メーカーや県内の工務店、一般市民へのPR活動を推進します。

木質バイオマスの利活用の促進

公共施設を中心に、木質バイオマス利用機器の導入と二酸化炭素排出量取引活動等⁴を促進します。

素材生産事業体、木材加工事業体等との連携や「林業と建設業の協働」による間伐未利用材の低コスト生産実証を支援するとともに、燃料用チップや木質ペレットの安定供給体制の整備を進めます。

3 取組に当たっての役割分担

県は、地域林業の担い手となる地域けん引型経営体の育成や地域材安定供給体制の構築を推進するとともに、市町村が行う公共施設等への地域材利用や森林組合等が行う施業集約化などの取組を支援します。

県	市町村	森林組合等
<ul style="list-style-type: none"> 適切な森林整備の支援、指導 松くい虫被害の監視、調査、防除支援 地域けん引型経営体の育成 地域材安定供給体制の構築 公共施設等への地域材の利用促進 地域材ブランド確立支援 木質バイオマス利活用の普及啓発、利用促進支援 二酸化炭素排出量取引等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な森林整備の推進 松くい虫防除事業の実施 地域けん引型経営体の活動支援 地域材安定供給実行支援 公共施設等への地域材の利用 地域材ブランド確立 木質バイオマス利活用及び普及啓発 二酸化炭素排出量取引等の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐等森林整備の実施 松くい虫防除事業の実施 経営プランに基づく森林施業の実施 地域材の安定供給 地域材の供給 新たな需要者の開拓 木質バイオマス燃料の安定供給 二酸化炭素排出量取引等への参加

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	~ H20	H21	H22
適切な森林整備と担い手の育成 目標：間伐実施面積 (参考(H18) 2,756ha) (H20) 2,911 ha (H22) 2,980ha		間伐の促進 松くい虫被害の北上防止対策の実施 地域けん引型経営体の育成	
地域材の利用促進 目標：地域材供給量 (参考(H15~H17の平均) 197千m ³) (H18) 161千m ³ (H22) 182千m ³		流域林業活性化センターによる地域材供給体制構築 地域けん引型経営体の育成	
地域材のブランドの確立 目標：地域材製品取扱量 (参考(H18) 1,920m ³) (H20) 2,008m ³ (H22) 2,760m ³	カラマツ材の商標登録	住宅メーカーや一般市民へのPR	
木質バイオマスの利活用の促進 目標：木質バイオマス利用機器導入台数 (参考：チップ・ペレットイヤー (H18) 13台) チップ・ペレットイヤー (H20) 17台 (H22) 20台(累計)		木質バイオマス利用機器の導入支援 二酸化炭素排出量取引等の支援 木質バイオマス原料の低コスト生産システムの 実証支援・ペレット等の安定供給体制の整備	

- プレカット：木造建築に用いる製材品や集成材の継手、仕口をあらかじめ機械により加工すること
- 木質ペレット：製材の木くず、流木などを粉にし、粒状にした成形燃料のこと。
- 地域けん引型経営体：森林所有者に代わり地域の森林経営を担う経営体。
- 二酸化炭素排出量取引：大企業が二酸化炭素排出削減目標を設定したうえで、その達成のための排出枠とクレジットを取引するもの。
 ・カーボンオフセット：企業等が自らの温室効果ガスの排出量を削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットの購入等により埋め合わせること。

4 雇用環境の改善

1 目指す姿

県央圏域で職を求める者が地域内で就職できるような雇用の場が創出されています。
また、若年者が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
求人不足数	1,874人	5,249人	5,200人

【目標値の考え方】

雇用情勢の悪化に伴い増加した平成20年度第4四半期の求人不足数(6,395人)を平成20年度平均(5,249人)と同程度までに改善を目指すもの。

現 状

県央圏域は、高等教育機関や試験研究機関等が集積しており、組込みソフトウェア¹などのIT関連産業や産学官連携によるものづくり産業の集積が進み地域の活性化、雇用の創出が図られています。また、国内外から支持されている伝統工芸品が創出されているとともに、農林産物などの地域資源を生かした特色ある食産業が展開されています。

しかし、平成20年度後半からの世界的な景気悪化の影響を受け、電子・輸送用機械・食料品等の企業において雇用の調整が進み、求人不足数(H20 5,249人)が大幅に増加し、直近の平成21年6月には、9,022人と更に拡大しております。

また、新卒者の地元志向が強い中、新規高卒者の圏域内就職率が年々低下するなど、圏域内への就職・定着が進まない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

圏域における新たな雇用の場の創出やIT・ものづくり産業の企業が求める優れた人材の育成、企業との適切なマッチングなどの支援を行います。

また、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などのキャリア教育や就職、若年者就業に対して、関係機関が一体となった支援を行い、地元定着を促進します。

主な取組内容

新たな雇用の場の創出

IT関連産業やものづくり産業、観光産業、第一次産業を含めた食産業などをはじめとする本編に盛り込んでいる産業振興施策の推進や、緊急雇用創出事業等²の推進により雇用の場の創出を図ります。

IT・ものづくり人材の育成

高度人材の育成

高等教育機関や北上川流域ものづくりネットワークによる組込みソフトウェア開発技術者、ものづくり人材の育成を推進します。

地元定着の推進

優秀な人材が地元に着用するため、工場見学や長期インターンシップ³、企業説明会など学生と企業とのマッチングを支援します。

若年者の就業支援

若年者のキャリア形成⁴支援

学校が主体的に取り組むキャリア教育の一環として、地元企業の協力を得ながらキャリア育成を支援します。

高校生の就職支援

新卒雇用事業所を訪問し、新卒者の状況を把握するとともに、それらの情報を生かし、就職希望の高校生が早期に内定し、就職先に定着できるよう支援します。

3 取組に当たっての役割分担

雇用の創出を図るため、県や市町村などが一体となり産業振興施策を推進します。また、高校生、若年者などの就業支援に当たっては、高校、企業、ジョブカフェいわて、NPO、地域住民等と連携しながらきめ細やかな支援を実施します。

県	市町村	学校	団体・企業・住民
・産業振興施策の推進 ・緊急雇用創出事業等の推進 ・産業人材の育成支援 ・地元定着の推進 ・新卒高卒者の就職支援 ・キャリア教育の支援	・産業振興施策の推進 ・緊急雇用創出事業等の推進 ・産業人材育成支援 ・地元定着の支援 ・キャリア教育の支援	・就職指導（生徒と企業のマッチング等） ・地元定着の支援 ・キャリア教育の推進	・人材育成の推進 ・地元定着の支援 ・キャリア教育の支援

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
新たな雇用創出の場 目標：産業振興施策による雇用創出数 （参考(H18) - 人） （H20）790人 （H22）1,300人(累計)	産業振興施策の推進 緊急雇用創出事業等の推進		
産業人材の育成 目標：組込みソフトウェア人材育成数 【再掲】 （参考(H18)32人） （H20）2,004人 （H22）3,500人(累計)	産業人材の育成支援 IT関連人材の育成(盛岡広域地域産業活性化協議会) 地元定着の推進		
若年者の就業支援 目標：新規高卒者圏域内就職率 ⁵ （参考(H18)62.2%） （H20）48.3% （H22）50%	若年者のキャリア形成支援 高校生の就職支援		

- 1 組込みソフトウェア：携帯電話や家電製品などに内蔵されるマイクロコンピュータを制御するソフトウェアの総称。
- 2 緊急雇用創出事業等：国の交付金を財源とし、平成20年2月補正予算で造成した基金を活用した雇用創出事業。
緊急雇用創出事業については、短期の雇用・就業機会の創出を、ふるさと雇用再生特別基金事業については、継続的な雇用機会の創出を図るもの。
- 3 インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。
- 4 キャリア形成：個人の勤労観、職業観作り上げていくこと。
- 5 新規高卒者圏域内就職率：新規高卒就職者のうち圏域内の事業所に就職した者の割合（岩手労働局公表資料による：6月末現在）。

5 産業経済活動、地域間交流を支える社会資本の整備

1 目指す姿

圏域内外との広域交通ネットワークの充実が図られ、産業経済活動の活発化や地域間交流が促進されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
北山バイパス整備による国道455号の短縮時間	-	-	約12分

【目標値の考え方】

平成22年度までに国道455号北山バイパスの供用により約12分の時間短縮を目指すもの。県営野球場前交差点から北山交番交差点間(2,350m)の所要時間約19分を供用後約7分に短縮します。

現 状

平成20年度の盛岡駅の乗客数は1日平均約18,000人、平成20年の東北縦貫自動車道盛岡・盛岡南ICの出入り交通量は1日平均約21,000台となっており、北東北の広域交流の拠点となっています。

東北縦貫自動車道、一般国道4号、46号、106号、281号、282号、455号や主要地方道、一般県道、農道・林道等が一体となって圏域内の道路網を形成しています。

平成18年11月には盛岡駅西口と盛岡南新都市地域を結ぶ「杜の大橋」、平成19年10月には国道455号早坂道路が開通したほか、国道455号北山バイパスや、国道282号西根バイパスなどの広域幹線道路の整備が進められています。また、平成20年度末には、2級市道岩手山1号線の県施工区間が完成しました。

今後は、高次の都市機能を圏域全体に波及させ、物流や地域間交流を支える広域幹線道路を整備していく必要があります。

また、岩手山周辺の広域観光や、農業生産の振興、森林整備を支える農道・林道を整備していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

産業経済活動を支える物流ネットワークを構築するとともに、国道4号の整備など、圏域内外との交流を促進する広域交通ネットワークの整備を促進します。

また、岩手山周辺の観光振興や農林業の振興を支える農道・林道の整備を推進します。

主な取組内容

産業経済活動を支える広域交通ネットワークの形成

産業経済活動を支える物流ネットワークを構築するとともに、国道4号の整備など、圏域内外との交流を促進する広域交通ネットワークの整備を促進します。

- ・国道4号 渋民バイパス(国)、盛岡北道路(国)
- ・国道46号 盛岡西バイパス(国)
- ・国道106号 都南川目道路(国)、築川道路
- ・国道281号 大坊工区
- ・国道282号 一本木バイパス、西根バイパス、相沢工区
- ・国道455号 北山バイパス
- ・主要地方道盛岡和賀線 羽場・飯岡工区

農林業を支える農道・林道の整備

農業生産の振興や農業経営の合理化を図るための農道整備や、効果的な森林整備や森林管理を促進する林道整備を推進します。

- ・農道 盛岡西部地区、八幡平市赤坂田地区
- ・林道 盛岡市浅岸線、笹ッ尾線、八幡平市欠の山線、雫石町志戸前川線、葛巻町畑福線、鈴峠1号線、鈴峠2号線

岩手山周辺地域の振興を支援する道づくり

岩手山周辺地域における健康・癒し型の滞在観光による交流人口の増大を図るための交流回廊の形成や特色ある農林業の振興を支援する道づくりを推進します。

- ・2級市道岩手山1号線

3 取組に当たっての役割分担

県は、県管理の国道、主要地方道、一般県道などの広域幹線道路や農道・林道を整備するとともに、国道4号等の整備を促進します。

また、県は、市町村の道路整備等に対し支援します。

県	市町村	国
<ul style="list-style-type: none"> ・国道（県管理）、県道の整備 ・農道の整備 ・林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農道の管理 ・林道の整備・管理 ・市町村道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道4号等の整備

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
産業経済活動を支える広域交通ネットワークの形成 目標（県事業）：道路整備事業完了工区（参考(H18)0工区） (H20) 1工区 (H22) 2工区（累計）		国道の整備 県道の整備	
農林業を支える農道、林道の整備 目標：農道、林道事業完了工区（参考(H18)0地区(路線)） (H20)1地区(路線) (H22)4地区(路線)(累計)		農道の整備 林道の整備	
岩手山周辺地域の振興を支援する道づくり 目標：2級市道岩手山1号線（参考 (H18)81.5%） (H20) 100% (H22) 100%(累計)		道路整備 2級市道岩手山1号線	

6 - 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実

【健康づくり、地域医療】

1 目指す姿

健康づくりの推進、地域医療の確保により、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らせる地域社会が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
65歳未満で死亡する男性の数(人口10万人当たり)	210.0人	207.7人	205.6人
65歳未満で死亡する女性の数(人口10万人当たり)	94.8人	93.6人	92.6人

【目標値の考え方】

圏域内の年齢調整死亡率¹は、男女とも長期減少傾向にあったが、ここ数年は横ばいの状況にあることから、過去20年のデータに基づき、この間の減少傾向を維持することを目標に、平成22年の目標値を男性205.6人、女性92.6人とするもの。

現 状

県が策定した「健康いわて21プラン」の圏域計画に基づき、学校保健や職域保健、地域保健等の関係団体で構成するヘルスサポートネットワーク会議等を通じて、健康づくりが推進されています。「小児救急入院受入病院当番制」を全国に先駆けてスタートするなど、先駆的な取組を行っています。医療機関の「いわて医療情報ネットワーク」²への参加により、住民に医療情報を提供しています。今後は、「いわて医療情報ネットワーク」の圏域住民の利用拡大と医療機関の参加を促進していく必要があります。少子高齢化、核家族化が進む中で、栄養の偏り、喫煙、運動不足などの生活習慣に起因する疾病が増加しており、新たな生活習慣病対策や若年期からのメタボリックシンドローム³対策の充実が求められています。新型インフルエンザ、ノロウイルス⁴などの感染症に関する健康危機管理に対して、迅速、的確に対応していく必要があります。小児科や産婦人科等、特定診療科に従事する医師の確保難や小児救急入院受入病院の減少、地域内の医療資源偏在等の課題を抱えています。

2 目指す姿を実現するための取組

生活習慣病対策の推進体制の構築による健康づくりや新たな感染症対策方針の策定等による集団感染対策の充実を図ります。

また、地域医療の確保に向けた取組を推進するとともに、病院、診療所への計画的な立入検査による医療機関における安全管理体制の確保、「いわて医療情報ネットワーク」の利用拡大や小児救急医療体制を維持します。

主な取組内容

健康づくりの推進

保健医療関係団体との連携による生活習慣病対策の推進体制を充実させ、メタボリックシンドローム予防に取り組みます。特に、圏域内の小中学生に肥満傾向児が多いことから『メタボ予防いき²キッズ大作戦』(振興局独自事業)により、教育関係者との協働事業として積極的支援を行います。

特定健診・保健指導プログラムの円滑な推進のため、市町村保健指導従事者のスキルアップ研修を開催するとともに、事業所等の働き盛り年代を対象とした保健指導支援を進めます。

新たな感染症対策方針の策定等により、新型インフルエンザ、ノロウイルス等に対する集団感染対策の充実を図ります。

地域医療の確保

20年度策定した「盛岡保健医療圏医療連携推進プラン」に基づき、医療機関の機能分担と連携を推進します。

関係者による地域医療に関する懇談会等により、介護・福祉との連携を含む地域医療の今後の姿などについて検討します。

「いわて医療情報ネットワーク」の周知、利用拡大を図るとともに、医療機関ごとに診療情報等の保健医療サービスの県民への提供を行います。

小児科以外の医師との協力体制の構築による小児救急受入態勢の整備や小児救急に関する電話相談等の利用普及など、小児救急医療体制を維持します。

3 取組に当たっての役割分担

県は、医療機関の機能分担と連携による適切で質の高い医療サービスの提供を確保するように努めるとともに、市町村における各種計画策定にかかる技術的助言や保健福祉サービス提供の取組が円滑に実施できるよう支援します。

県	市町村	医療保険者等
<ul style="list-style-type: none"> 健康増進計画の推進及び食育推進計画の策定に係る技術的助言、広域調整 特定健診・保健指導従事者研修会開催、情報提供等 健康危機管理対策の確立等 医療連携推進プランの推進 地域医療懇談会の開催 病院、診療所への立ち入り検査等実施 医療情報ネットワークの設置運営 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり普及啓発 食育推進計画の策定、推進 メタリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援 新型インフルエンザパンデミック対応等 小児救急医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導 メタリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援
医師会・医療機関	看護協会	
<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の確保等 小児救急医療の推進、電話相談 医療情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 小児救急医療の推進、電話相談 	

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
健康づくりの推進 目標： ・肥満者の割合（40～60歳代） （参考（H18）男性35.3%女性28.3%） （H19） （H22） 男性 36.4% 33.6% 女性 29.0% 25.7%		医療保険者への支援、地域・職域連携の推進 健診・保健指導プログラム実施支援 新型インフルエンザ・集団感染対策の実施	
地域医療の確保 目標： ・医療従事者の数が医療法に定める標準に満たない病院数 （参考（H18）14箇所） （H20）14箇所 （H22）7箇所 ・小児救急輪番制病院及び夜間急患診療所体制 （参考（H18）病院5箇所、診療所1箇所） （H20）病院5箇所、診療所1箇所 （H22）病院5箇所、診療所1箇所		医療安全研修会の開催 医療情報ネットワークの設置運営、医療相談対応 小児救急輪番制病院及び夜間急患診療所体制の維持	

- 1 年齢調整死亡率：死亡数を人口で除した通常の死亡率（粗死亡率）を比較すると、高齢者の多い地域では高くなり、若年者の多い地域では低くなる傾向があることから、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。
- 2 いわて医療情報ネットワーク：県民自らが医療機関を選択する上で必要となる医療機関情報を総合的に提供するとともに、県内医療機関同士が機能分担や連携が促進されることを目的に構築したサイト。
- 3 メタリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち2つ以上を合併している状態。
- 4 ノロウイルス（Norovirus）：非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種。
- 5 新型インフルエンザパンデミック：新型インフルエンザウイルスがヒトの世界で広範かつ急速に、ヒトからヒトへと感染して広がり、世界的に大流行している状態。（厚生労働省「新型インフルエンザ対策報告書」（2004年8月）。「過去数十年間にヒトが経験したことがないH A又はN A亜型のウイルスがヒトの間で伝播して、インフルエンザの流行を起こした時、これを新型インフルエンザとよぶ。」と定義。）

6 - 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実

【地域生活支援、子育て環境】

1 目指す姿

高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる環境と、子どもを安心して生み育てることができる地域社会が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
合計特殊出生率	1.34 (H14～H18 の5年平均値)	1.30 (参考 H19 の単年値)	1.34
居宅介護・地域密着型サービス利用割合	48.5%	49.9	55.6%
施設から地域生活に移行する障がい者数	39人	75人	219人(累計)

【目標値の考え方】

本県の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）については、全国平均を上回ってはいるものの一貫して低下の傾向にあることから、圏域として、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの（現状値H18年：岩手県環境保健研究センター）。

本県の居宅介護・地域密着型サービス利用割合は、平成18年度実績で比較すると全国38位と低調であり、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、圏域として、居宅介護・地域密着型サービス利用割合を全国水準である55.6%まで高めることを目指すもの。

平成20年度に県が行った調査で、圏域内の障がい者施設から退所して地域での生活を希望した方及び精神科病院に長期入院している方のうち、受入条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの（目標値H23年度）。

現 状

年齢別人口構成（平成20年10月1日推計人口）は、15歳未満の人口が年々減少し、その割合は、13.5%となっていますが、県全体（13.2%）より高くなっています。一方、65歳以上の人口は年々増加し、その割合は21.6%となっていますが、県全体（26.3%）よりも低くなっています。

市町村等による子育て支援や高齢者に対する介護予防サービスの提供のほか、子育てや高齢者福祉を支えるNPO法人等が増えてきています。

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画を推進するなど、市町村等と連携して子育て環境を推進する必要があります。

介護サービスや社会の支援を受けやすい環境づくりなど、市町村等と連携して高齢者対策を推進していく必要があります。

障害者自立支援法の施行に伴う新しい障がい福祉サービス体系及び自立支援医療への円滑な移行と定着に努めています。障がい者の地域生活支援のため、市町村を中心とした相談支援体制が構築されるよう支援していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

誰もが住みなれた地域で生活ができるよう障がい者の自立を支援するとともに、高齢者の地域包括ケアシステム¹の構築を図ります。

また、子育てと就労、社会参加の両立支援や保育所入所待機児童の解消を図るとともに、児童虐待防止を推進します。

主な取組内容

地域生活支援の充実

市町村（圏域）障がい福祉計画に基づき障がい福祉サービス基盤の整備を図ります。

障がい者相談支援体制を充実するなど、誰もが住みなれた地域で生活できるよう障がい者の自立を支援します。

高齢者が地域力として機能する仕組みづくりやNPOなどの活動を支援するなど、高齢者の健康づくりと社会貢献活動を促進します。

地域包括支援センターを中心とする高齢者の地域包括ケアシステムづくりを促進します。

高齢者被保護世帯の生活状況、需要の把握や必要な福祉サービスの提供など、高齢者被保護世帯の自立を支援します。

障がい者や高齢者が健全な地域生活が送れるよう、県民に対してユニバーサルデザイン²の考え方に基づく「心のバリアフリー³」の普及・啓発に努めます。

県央圏域重点施策

子育て環境の充実

子育てと就労・社会参加の両立支援のため、「一般事業主行動計画⁴」の策定、実施を支援します。
 市町村において策定する「次世代育成支援行動計画」の数値目標達成に向けた取組を支援します。
 保育所、認定こども園の整備を促進することにより保育所入所待機児童の解消を図ります。
 市町村が開催する要保護児童対策地域協議会への協力などを通じて、児童虐待防止を推進します。
 子どもの心の健やかな発達や両親の育児不安・ストレスの軽減などの子育てに関する支援体制を充実するとともに、母子世帯の自立を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

市町村が行う高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援等のサービスの提供については、民間事業者やNPO等の力も活用したサービスシステムの構築が求められており、県は、サービス提供者に対する広域的な調整を行うとともに、人材育成や技術的な指導等により市町村の取組を支援します。

県	市町村	企業団体・地域住民等
<ul style="list-style-type: none"> ・圏域障がい福祉計画の推進 ・保険者・介護保険事務所等への助言・指導 ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（後期計画）の策定・推進支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障がい福祉計画の推進 ・介護予防施設の構築 ・介護保険制度の適正運営 ・地域密着型サービスの促進 ・乳幼児健康診査・保健指導 ・市町村次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業・社会活動への参加 ・一般事業主行動計画の策定・推進等 ・民間団体等による子育て支援活動
医師会	医療機関	療育機関
<ul style="list-style-type: none"> ・女性医療相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的医療の提供 ・医学的サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育支援

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
地域生活支援の充実 目標： <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立支援法による新事業体系移行率 （参考（H18）0%） （H20）55.5%（H22）100%（累計） ・高齢者社会貢献団体会員数 （参考（H18）1,611人） （H20）2,082人（H22）2,167人（累計） 		障がい者の自立支援 高齢者の健康づくりと社会貢献活動の推進 高齢者の地域包括ケアシステムの構築 高齢者被保護世帯の自立支援	
子育て環境の充実 目標： <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画（中小事業主）策定割合 （参考（H18）5%） （H20）23.7%（H22）50%（累計） ・特定14事業目標達成率 （参考（H18）68.5%） （H20）98.1%（H22）100.0%（累計） ・保育所待機児童数 （参考（H18）35人） （H20）29人（H22）0人 ・母子自立支援プログラム周知率 （参考（H18）100%） （H20）100%（H22）100% 		一般事業主行動計画の策定支援 市町村地域行動計画の目標達成支援 保育所入所待機児童の解消 子育て支援活動の支援 母子世帯の自立支援 児童虐待防止の推進	

- 1 地域包括ケアシステム：個々の高齢者や障がい者の状況や変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組み。
- 2 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人々が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。
- 3 バリアフリー：障がい者を含む高齢者等（広義の対象者）が社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策など。
- 4 一般事業主行動計画：労働者の仕事と子育ての両立を支援するため、次世代育成支援対策推進法により301人以上の労働者を雇用する事業主に策定が義務付けられている行動計画。300人以下は努力義務とされている。なお、平成20年の法改正により、101人以上300人以下の労働者を雇用する事業主についても、平成23年4月より義務付けられることとなっている。

7 新エネルギーの積極的な導入など環境との共生を図る循環型地域社会の創造

1 目指す姿

地域住民の参加と協働による、岩手山、八幡平や北上川などの恵まれた自然と共生する循環型の地域社会が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
県民一人1日当たりごみ処理量	884 g	-	709 g

【目標値の考え方】

第二次岩手県廃棄物処理計画に基づき、1人1日当たりのごみ処理量を約200 g減少することを目指すもの。

現状

健全な水循環の確保のため、森と川の保全・創造に係る流域基本計画を策定しました。この計画に基づき、環境にやさしい地域社会の形成に向けて、住民や事業者等がそれぞれ主体性を持ちながら連携、協働して取り組んでいく必要があります。

一般廃棄物は県全体の約40%、産業廃棄物は県全体の約30%を占めています。

産業廃棄物に関しては、不法投棄等が頻発していることから、監視を強化するなど適正処理の指導等に努めています。廃棄物の適正処理や減量化等を推進していく必要があります。

圏域では、地熱や地中熱、風力、下水からの熱回収、太陽光、バイオマスエネルギーなどの新エネルギーの導入が図られています。平成18年4月から雫石町において、家畜排せつ物や食品残さを原料としたバイオマス発電施設が稼働しています。

家畜排せつ物の良質な堆肥化への取組と、その利用による環境に優しい安全・安心な農畜産物生産が進められています。

今後は、地球温暖化対策として二酸化炭素の排出量削減、木質バイオマスや家畜排せつ物、食品残さ、地熱、小水力などを活用した新エネルギー等のさらなる導入促進や、資源循環型産業を育成していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

参加と協働による環境にやさしい活動を促進するとともに、産業廃棄物の不法投棄等に対する監視、指導の強化やごみの減量化・リサイクルなどの廃棄物対策を推進します。

また、資源循環型農業の振興、木質バイオマスなどの新エネルギーの普及促進を図ります。

主な取組内容

参加と協働による環境にやさしい活動の促進

「いわて地球環境にやさしい事業所」¹の認定事業所の普及を進め、二酸化炭素排出の抑制による地球温暖化防止を促進します。

森と川の保全・創造に向けた情報ネットワークの構築によるNPO等各主体の連携、協働を促進します。

廃棄物対策の推進

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理に対する監視、指導を強化します。

ごみの減量化・リサイクルに取り組む「エコショップいわて」²の認定店の普及を進め、ごみの発生の抑制や再使用、再生利用を促進します。

環境負荷の低減や熱エネルギーの有効利用、ごみ処理コストの削減のため、技術的な援助・助言を行いながら、ごみ処理の広域化を促進します。

健全な水環境の確保

健全な水環境を確保するため、「いわて汚水適正処理ビジョン 2004」に基づき、公共下水道をはじめとする污水处理施設の計画的な整備を推進します。

資源循環型農業の振興

安全・安心への消費者ニーズに対応し、エコファーマー³の認定と特別栽培農産物の拡大を図ります。

県内有数の米・園芸・畜産複合産地の強みを生かし、良質な堆肥の生産・供給や化学肥料低減技術の情報発信により、高品質生産のための土づくりを促進し、畜産と耕種農家が連携した安全・安心な資源循環型農業を振興していきます。

新エネルギーの普及促進等

公共施設を中心に、木質バイオマス利用機器の導入と二酸化炭素排出量取引活動等⁴を促進するとともに、ペレット等燃料の安定供給体制の整備を進めます。

食品事業者に対する意識啓発による食品残さのエネルギー変換利用を促進します。

地熱や小水力発電などのクリーンエネルギーの利用に向けた調査・開発を促進します。

3 取組に当たっての役割分担

県は、森と川の保全・創造に向けた参加と協働の仕組みづくりや産業廃棄物適正処理の監視指導を強化するほか、市町村による資源循環型まちづくり等や企業によるゼロエミッション⁵の推進等、環境に配慮した生産活動の取組を支援します。

県	市町村	住民、企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて地球環境にやさしい事業所」等の認定、普及 ・森と川保全にかかる情報ネットワークの構築 ・産業廃棄物適正処理の監視、指導 ・資源循環型農業の育成支援 ・新エネルギーの普及啓発等 ・二酸化炭素排出量取引等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型まちづくりの推進 ・環境情報の提供、環境学習の推進等 ・一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理 ・新エネルギーの普及啓発等 ・二酸化炭素排出量取引等の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に対する意識の高揚 ・環境保全活動への参加 ・省資源、省エネルギーの取組 ・リサイクルの推進 ・ゼロエミッションの推進 ・二酸化炭素排出量取引等への参加

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	～H20	H21	H22
参加と協働による環境にやさしい活動の促進 目標: 認定事業所数 (参考(H18) 34か所) (H20) 52か所 (H22) 86か所認定事業所数(累計)	「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定・普及 情報ネットワークの構築 情報ネットワークの運用		
廃棄物対策の推進 目標: エコショップ認定率 県内全各種商品小売業及び各種食料品小売業店舗中のエコショップ認定店の割合 (参考(H18) 8.8%) (H20) 21.1% (H22) 33.4%(累積)	産業廃棄物適正処理指導員の配置、休日監視等 「エコショップいわて」の認定・普及		
健全な水環境の確保 目標: 汚水処理人口普及率 (参考(H18) 83.5%) (H20) 85.7% (H22) 89.0%(累計)	汚水処理施設整備		
資源循環型農業の振興 目標: ・エコファーマー認定者数 (参考(H18) 1,472人) (H20) 1,668人 (H22) 1,700人 ・特別栽培農産物面積 (参考(H18) 3,316ha) (H20) 3,334ha (H22) 3,500ha(累計)	エコファーマー認定の促進 特別栽培農産物の拡大支援 堆肥流通システムの構築		
木質バイオマスの利活用の促進 目標 ・木質バイオマス利用機器導入台数【再掲】 (参考: チップ・ペレットボイラー (H18) : 13台) チップ・ペレットボイラー (H20) 17台 (H22) 20台(累積)	木質バイオマス利用機器の導入支援 二酸化炭素排出量取引等の支援 木質バイオマス原料の低コスト生産システムの実証支援・ペレット等の安定供給体制の整備		

- 1 いわて地球環境にやさしい事業所: 二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所として、いわて地球環境にやさしい事業所認定制度による認定された事業所。
- 2 エコショップいわて: ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店として、エコショップいわて認定制度により認定された店。
- 3 エコファーマー: 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた農業者。
- 4 二酸化炭素排出量取引: 大企業が二酸化炭素排出削減目標を設定したうえで、その達成のための排出枠とクレジットを取引するもの。
- 5 ゼロエミッション: 生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロに近づけるとともに、物質循環の環を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指そうとするもので、国際連合大学が平成6年に提唱した構想。

8 北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境の充実

1 目指す姿

北東北の拠点都市にふさわしい高次都市機能の充実やユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくりや污水处理施設等の整備により、快適な都市環境、生活環境が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
街路事業の完了工区数	0	0	3

【目標値の考え方】

平成22年度までに街路事業を3工区完了するもの。街路の整備により都市内の交通渋滞の緩和や歩行者の交通安全を図ります。

現 状

東北新幹線の開通を契機として、盛岡市の都心部では、相次いでホテルが建設されるとともに、ここ10年間で50棟を越すマンションが建設されたほか、国道4号及び46号沿線などの郊外への大型店舗の出店など、当圏域の都市環境、商業環境は大きく変貌しています。

県都盛岡市を中心に全県ニーズに応える都市機能が集積していますが、盛岡南新都市土地区画整理事業（平成20年度末進捗率87%（事業費ベース））や「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」などの整備による盛岡駅西口開発の進展など、新たな都市機能の充実が図られています。

今後は、北東北の拠点都市としての機能をさらに高めていくため、盛岡南新都市土地区画整理事業等の推進による業務施設、流通施設や情報関連産業の立地を促進していく必要があります。

都市機能の充実のため交通渋滞の緩和対策や歩行者の交通安全対策を実施する必要があります。また、近年増加する屋外レクリエーションの需要に対応する必要があります。

県都盛岡市をはじめとする各市町村の中心市街地では、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりが求められています。

平成20年度の污水处理人口普及率は、盛岡市、滝沢村、矢巾町及び雫石町の4市町村の区域を対象とする北上川上流流域下水道事業、公共下水道及び農業集落排水事業などの整備により85.7%と県平均の70.2%を上回っています。

今後も、都市化の進展や生活水準の向上とともに、北上川水系の健全な水環境確保に対応するため、公共下水道をはじめとする污水处理施設の整備を推進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

北東北の拠点都市にふさわしい高次の都市機能の充実や各市町村における中心市街地の活性化を支援するとともに、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくりを進めます。

また、「いわて汚水適正処理ビジョン2004」に基づき、污水处理施設を計画的に整備するとともに、雪国の暮らしを支える道路機能の確保に努めます。

主な取組内容

北東北の拠点都市にふさわしい都市機能の充実

盛岡南新都市土地区画整理事業と盛岡駅西口開発の促進による、新たな都市機能の集積や産業構造の高度化に対応する市街地形成を行います。

都市内の円滑な交通や安全な歩行空間の確保のため街路の整備を推進します。

- ・ 向中野安部館線 仙北一丁目地区
- ・ 盛岡駅長田町線 長田町地区
- ・ 上堂鶉飼線 諸葛地区

盛岡生活圏の屋外レクリエーション需要に対応するため御所湖広域公園の整備を推進します。

岩手県立大学周辺への情報関連産業の集積を促進します。

中心市街地の活性化

盛岡市における「中心市街地活性化基本計画」に基づく中心市街地の活性化をはじめ、各市町村の中心市街地の賑わい創出の取組を支援します。

ユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくり

市街地における安心歩行空間の確保を図る電線共同溝等を整備し、ユニバーサルデザインと

景観に配慮したまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザイン、景観形成、ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進・普及啓発に取り組む市町村やNPO、地域コミュニティ等の活動を支援します。

汚水処理施設の計画的な整備

健全な水環境を確保するため、「いわて汚水適正処理ビジョン 2004」に基づき、公共下水道をはじめとする汚水処理施設の計画的な整備を推進します。【再掲】

雪国の暮らしを支える道路機能の確保

歩行者や自転車利用者の安全を守る歩道整備による交通渋滞対策の充実を図ります。

歩道消融雪施設の整備による冬季の道路交通の安全確保を図ります。

3 取組に当たっての役割分担

まちづくりは、住民参加のもとにそれぞれの市町村が中心となって取り組みますが、県は、広域交流ネットワークを整備するとともに、市町村が行う都市拠点の形成（土地区画整理事業、中心市街地活性化等）への支援を行うなど、県、市町村及び地域住民が相互に連携したまちづくりに取り組んでいきます。

県	市町村	県民、民間事業者等
<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等への支援 ・街路の整備 ・御所湖広域公園の整備 ・歩道整備、歩道消融雪施設の設置 ・ユニバーサルデザイン・景観形成への支援 ・汚水処理施設整備支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業等の実施 ・街路の整備 ・ユニバーサルデザイン、景観形成 ・汚水処理施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの参加 ・ユニバーサルデザインの建築 ・景観に配慮した店舗等の建築

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
北東北の拠点都市にふさわしい都市機能の充実 目標：区画整理整備面積（盛岡市南新都市地区） （参考(H18)208.2ha） (H20)244.4ha (H25)313.5ha(累積)	盛岡南新都市土地区画整理事業、都市機能の充実		
		岩手県立大学周辺へのIT産業の集積【再掲】	
中心市街地の活性化 目標：中心市街地活性化への取組件数 （参考(H18)3件） (H20)12件 (H22)15件(累積)	盛岡市中心市街地活性化基本計画策定	計画に基づく取組への支援	
		中心市街地の賑わい創出の取組	
ユニバーサルデザイン、景観に配慮したまちづくり 目標：中ノ橋通施工延長 （参考(H18)600m） (H20)1,200m (H22)1,200m(累積)		電線共同溝、消融雪施設の整備 国道106号中ノ橋通	
		ユニバーサルデザイン・景観形成	
汚水処理施設の計画的な整備 目標：汚水処理人口普及率【再掲】 （参考(H18)83.5%） (H20)85.7% (H22)89.0%(累計)		汚水処理施設の整備（再掲）	
雪国の暮らしを支える道路機能の確保 目標：歩道整備、歩道消融雪施設、堆雪帯設置完了工区 （参考(H18)2工区） (H20)5工区 (H22)8工区(累積)		歩道整備、歩道消融雪施設、堆雪帯設	

9 住民の生命と財産を守る防災施設等の整備

1 目指す姿

災害から住民の生命と財産を守る河川、ダム、砂防・治山施設などの防災施設等の整備により、安全・安心な地域社会が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
(都市河川の整備)木賊川分水路概成工事(L=1,330m)の整備率	0%	63.2%	100%

【目標値の考え方】

平成 22 年度までに木賊川分水路概成工事の整備率 100%を目指すもの。洪水から県民の生命財産を守るため、市街化が進む盛岡市・滝沢村の緊急性の高い木賊川の河川整備を重点的に進めます。

現 状

各市町村では、国、県等との連携により災害から地域住民の生命と財産を守り、安心して暮らすことができるよう災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

北上川水系の河川の改修のほか、築川流域の洪水調節や水道水の供給などの多目的ダムとしての築川ダムの建設や土砂災害対策としての砂防施設の整備が進められています。

一方で、頻発する集中豪雨等から地域住民の生命と財産を守るための河川、防災ダムなどの防災施設の充実が求められています。また、近年、集中豪雨等に伴う土石流などの自然災害が発生していることから、砂防・治山施設の整備や土砂災害警戒区域¹の指定の促進が求められています。

農地保全のための土地改良施設の整備が進められています。

一方で、災害から農村居住者の生命、財産を守るため、老朽化した土地改良施設の更新が求められています。

地震災害から地域住民の生命と財産を守るための橋梁の震災対策や、建築物の安全・安心対策などのハード・ソフト対策が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

災害による被害を軽減する洪水・土砂災害対策の充実や地震災害時に緊急輸送道路等の主要な道路を確保するための橋梁耐震補強など、自然災害に強い社会資本の整備を進めます。

また、農村居住者の生命や財産を守る既存の農業水利施設を最大限活用するため、老朽化した施設の整備、更新や適正な維持、保全管理の強化を図ります。

主な取組内容

災害による被害を軽減する洪水・土砂災害対策の充実

河川の氾濫による浸水被害等を未然に防止するため、木賊川、南川、岩崎川、滝名川などの整備を推進します。

築川流域の洪水調節や水道水の供給など、多目的ダムとして築川ダムの建設に向けた付替道路を整備します。

砂防施設等の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査等を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定とその周知を進めます。

山腹崩壊など山地災害の未然防止を図るため、保安林や治山施設の整備を推進します。

岩手山麓自衛隊演習地周辺の洪水被害防止のための排水路の整備を推進します。

地震に強い社会資本の整備

地震災害時に緊急輸送道路等の主要な道路の機能を確保するため、橋梁の橋脚補強や落橋防止対策を推進します。

地震被害を軽減し、県民の安心安全を確保するため、建築物、特に木造住宅の耐震診断や耐震改修を推進します。

小学校のスクールゾーンや避難路沿いにおける地震時のブロック塀等の安全対策を講じます。

土地改良施設の保全管理

農村居住者の生命や財産を守る既存の農業水利施設を最大限活用するため、老朽化した施設の整備、更新や適正な維持、保全管理の強化を図ります。

3 取組に当たっての役割分担

県は、広域防災体制の整備として防災危機管理体制の構築及び防災危機管理対応力の向上に努めるとともに、豪雨、地震等の災害を未然に防ぐ河川、ダム、砂防・治山施設等を整備します。また、県は、市町村における国・県等と連携した防災体制の整備の取組などに対し支援します。

県	市町村	県民、企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・広域防災体制の整備 ・ダム、河川、砂防施設、治山施設、水利施設等の整備 ・主要道路の地震時の安全対策 ・市町村が行う防災体制整備及び耐震対策への支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等との連携による防災体制等の強化 ・主要道路の地震時の安全対策 ・住民の耐震対策への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚 ・自主防災組織の結成 ・ボランティア活動等への参加 ・所有する建築物の耐震化

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>災害による被害を軽減する洪水土砂災害対策の充実</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等の指定 <p>参考(H18)26箇所</p> <p>(H20)137箇所 (H22)266箇所(累積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区等の整備着手率 <p>(参考(H18)35.1%)</p> <p>(H20)36.4% (H22)37.5%(累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手山麓自衛隊演習地周辺の浸水被害防止 <p>(参考(H18)2地区)</p> <p>(H20)2地区 (H22)2地区</p>		<p>河川の整備</p>	
		<p>築川ダムの建設に向けた付替道路の整備</p>	
		<p>砂防施設等の整備</p>	
		<p>土砂災害警戒区域等の指定</p>	
		<p>保安林・治山施設の整備</p>	
		<p>障害防止対策事業の推進</p>	
<p>地震に強い社会資本の整備</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁耐震補強完了橋梁数 <p>参考(H18)5橋</p> <p>(H20)8橋 (H22)14橋(累積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断 <p>(参考(H18)213戸)</p> <p>(H20)566戸 (H22)1,090戸(累積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修 <p>(H20)7戸 (H22)55戸(累積)</p>		<p>主要な道路の橋梁耐震補強対策実施</p>	
		<p>岩手県耐震改修促進計画の推進</p>	
<p>土地改良施設の保全管理</p> <p>目標:水利施設の更新・補修</p> <p>(参考(H18)0.5km)</p> <p>(H20)9.8km (H22)18.2km(累積)</p>		<p>水利施設の更新・補修</p>	

1 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域。

県南広域振興圏

1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像（平成30年度）

**「連繋」と「協働」により、地域の資源を生かしながら
世界に誇れる岩手をリードする地域**

1 連繋：人と人、あるいは団体と団体との間のつながり。圏域内の様々な主体がネットワークなどを通じてつながっている状態。

2 圏域の振興施策の基本方向（平成21年度から平成22年度まで）

地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築

本県最大の工業集積を世界的な視野で一層進めながら、労働力の確保・育成、雇用環境の改善と若者の地元定着を図ります。

多様な品目や素材など地域の特性を最大限発揮した農林業の振興、地域の特徴ある食材を生かした食産業の振興、優れた自然環境や文化遺産を生かした観光産業の振興、歴史・風土に育まれた伝統工芸品を地域の誇りを持って継承・発展させる取組を進めます。

圏域の産業振興を支えるとともに、沿岸圏域など他圏域への経済波及効果をもたらす交通ネットワークの形成や高度情報基盤など、社会資本整備を進めます。

《重点施策》

- 1 雇用環境の改善と若者の地元定着
- 2 世界に通用するものづくり基盤の構築
- 3 観光産業の振興
- 4 食産業の振興
- 5 持続可能な地域農業の推進
- 6 持続可能な林業・林産業の推進
- 7 伝統的地場産業の振興
- 8 社会資本整備の推進

助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の形成

安全で安心して暮らせるように、保健・福祉分野のより一層質の高いサービスの提供や、医療連携体制の構築、生命や健康を脅かす事態（健康危機）に備えた体制の整備、災害の防止対策に取り組みます。また、岩手・宮城内陸地震災害の復旧を進めます。

地域の方々やNPO、市町との協働により、地域コミュニティや中心市街地の活性化によるまちづくり、自然環境と共生する持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

《重点施策》

- 9 地域医療・健康危機管理体制の構築
- 10 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり
- 11 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり
- 12 障がい者の地域での自立及び就労支援
- 13 住民の暮らしを守る防災対策の推進
- 14 環境と共生した持続可能な地域社会の構築
- 15 暮らしの環境とまちづくりの推進

1 雇用環境の改善と若者の地元定着

1 目指す姿

県南圏域で職を求める方が地域内で就職できるような雇用の場が創出されています。
また、若年者が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
求人不足数(=月当たり有効求職者数-月あたり有効求人数)	255人	5,978人	5,900人

【目標値の考え方】

雇用情勢の悪化に伴い増加した平成20年度第4四半期の求人不足数(県全体23,182人)を平成20年度平均(県全体16,143人)と同程度までに改善を目指すもの。

現 状

当圏域は、北上川流域を中心に工業団地等工業導入基盤の整備が早くから行われ、成長産業として期待される半導体や自動車完成品製造の誘致企業をはじめとした企業立地が進み、関連企業の集積も概ね順調に推移しています。

特に、自動車関連分野においては、部品等の地元調達率アップを図り、地域内での受発注の循環と地域企業の受注拡大のため、ものづくり人材の育成研修の実施による地域企業の基盤技術力向上等の取組が行われています。

しかし、平成20年秋以降の世界的な景気悪化による日本経済の後退は、圏域内の自動車・半導体関連産業に減産等の大きな影響を与え、これらの産業に従事していた契約・期間社員等の非正規社員のいわゆる「雇い止め」が県全体の80%を越える約4,000人に達するなど、離職者が大幅に増加し、雇用情勢が極めて厳しい状況となっています。

新規高卒者の地域企業への就職率が低い状況にあることや、地域企業が新規高卒者に求める職業意識・資質等に乖離が見られることから、高校生などの地域企業に対する理解力の向上や地域企業ニーズに対応した人材の育成が求められています。また、地域企業においては、魅力ある職場づくりが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

圏域内における新たな雇用の場の創出や世界に通用するものづくり技術力・競争力を有する企業が求める人材の育成、農林業の担い手の確保・育成等を図るとともに、企業との実効あるマッチングや生活・就労相談など、求職者に対して総合的な支援を行います。

また、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などのキャリア教育や就職、若年者の就業に対して、関係機関が一体となった支援を行い、地元定着を促進します。

主な取組内容

新たな雇用の場の創出

ものづくり産業や食産業、観光産業などをはじめとした本編に盛り込んでいる産業振興施策の推進により、雇用の場の創出を図ります。

特に、当圏域における「自動車」「半導体」「産業用機械」関連産業等の集積促進や、企業等に対する各種助成制度の周知等の取組により、雇用の拡大に努めます。

産業人材の育成・活用、職場定着の促進

ものづくり分野を中心に、学校教育や生産現場等での実践訓練を充実させるとともに、体系的な知識ノウハウの蓄積を促し、厚みのある積極的な人材の育成と活用を図ります。

農林業の担い手を確保・育成するとともに、新規参入や雇用拡大を図ります。

商工団体が行う経営改善指導等の取組の支援や企業に対する採用者の受入環境整備の要請等により、魅力ある職場づくりを通じた新規高卒者をはじめとする若年者の職場定着を促進します。

高校生などの就職・キャリア形成の支援

新規高卒者雇用事業所への訪問による情報収集・学校への提供などにより、新規高卒者の就職の早期内定や職場定着を支援するとともに、各学校が行うキャリア教育に対して、いわて求職者総合支援センターや地域ジョブカフェの機能の活用、地元産業界や企業OBとの連携によ

り支援を行います。

また、小中学生に対するキャリア教育や若年者の就業についても、支援を行います。

求職者の総合支援

奥州市に設置された「いわて求職者総合支援センター」を拠点に、離職者を中心とする求職者に対して、求人情報提供等の職業紹介のほか、生活・就労相談などの求職者のニーズに的確に対応したサービスを総合的に提供し、求職者の雇用促進を図ります。

また、この取組が圏域全体に波及するよう、同センターと各地域ジョブカフェ、就業支援員等の連携を強化します。

3 取組に当たっての役割分担

雇用の創出を図るため、県や市町などが一体となり産業振興施策を推進するとともに、人材の育成と活用や職場の魅力向上による職場定着の促進を図ります。

高校生などの就職支援、雇用促進に当たっては、高校、企業、地域住民等と連携しながら、きめ細やかな支援を行います。

また、いわて求職者総合支援センターなど地域の就業支援機能拠点は、その機能が十分に発揮できるよう、市町や関係機関と連携を強化し、運営します。

県	市町	学校	団体・企業・住民
<ul style="list-style-type: none"> 求職者総合支援センターの整備・運営 地域ジョブカフェ運営 ものづくり人材育成・活用等産業振興施策の実施 新規高卒者就職指導支援 キャリア教育の支援 職場の魅力向上の取組支援 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興施策の実施、企業誘致 ものづくり人材育成のバックアップ キャリア教育のバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育の推進 就職指導（生徒と企業のマッチング等） 	<ul style="list-style-type: none"> 取引拡大等による採用力強化 技術力向上等の人材育成の推進 キャリア教育のバックアップ 職場の魅力向上の取組強化

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～ H20	H21	H22
新たな雇用の場の創出 目標：産業振興施策による雇用創出数（正規雇用/累計） （参考(H18) - 人） (H20)1,074人 (H21)1,319人 雇用対策・労働室資料		産業振興施策の推進 地域企業の採用力向上等支援	
産業人材の育成・活用、職場定着の促進 目標：新規技能士数（特定分野に限る） （参考(H18) - ） (H20)250人 (H22)300人		ものづくり教育等の充実 学生向け地域企業情報提供	
高校生などの就職・キャリア形成の支援 目標：新規高卒者圏域内就職率 （参考(H18)51.8%） (H20)41.8% (H22)50.0% 3月数値 20年3月：47.2%		雇用事業所の情報収集・提供の就職支援 キャリア教育の支援	
求職者の総合支援 目標：求職者総合支援センターの職業紹介等による就職者数（累計） （参考(H18) - ） (H20) - (H22)3,300人 受託決定団体運営企画書		職業紹介・相談の実施 生活・就労相談の実施	

2 世界に通用するものづくり基盤の構築

1 目指す姿

世界に通用するものづくり技術力と競争力を有する企業が集積し、それを支える人材が育成され、ものづくり産業が地域経済や雇用を支えています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ¹ 等）の製造品出荷額	13,077億円	13,980億円	14,000億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後（H27）の製造品出荷額は概ね2割増を目指しており、県南圏域ではこれまでの伸び率も考慮し、22年度の目標値を14,000億円（20億円増）とするもの。

現 状

県南圏域は、自動車産業を始めとして県内で最も工業集積が進んでおり、ものづくり関連分野の製造品出荷額が県全体の79.9%、事業所数が66.7%、従業員数が71.8%を占め、本県「ものづくり産業」の牽引役を担っています。しかし、昨今の世界的景気後退により製造品出荷額等の大きな落ち込みが懸念されています。

県内立地企業の地元調達率は十分ではなく、立地企業の要望に応え得る基盤技術を強化するため、地域企業の提案力（設計開発）や加工対応力、品質管理能力の向上、納期短縮など、ものづくりの総合力強化が求められています。

熟練した技術を有するいわゆる団塊の世代の大量退職や少子化、理工系学生・生徒の減少、さらに高専・大学等で育成を進めている人材の県外流出などにより、ものづくり技術の継承と人材の確保が喫緊の課題となっています。そのため、新卒者やUターン等の転職を希望する技術者などの人材を地域に定着させる仕組みづくりが求められています。

東北縦貫自動車道や東北新幹線、いわて花巻空港などの恵まれた交通アクセスや工業団地の造成など企業が立地しやすい環境が整い、地域産学官ネットワークが形成されていることが、圏域のものづくり産業の強みとなっています。今後、研究開発型企業の立地を促進するため、設計・解析・研究開発分野での支援体制の充実に向けた産業支援機関の連携強化が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

世界に通用するものづくり基盤を構築するため、企業立地促進法による地域産業活性化基本計画に基づく各種優遇制度の活用などにより、今後成長が期待される「自動車」「半導体」「産業用機械」関連産業等の集積を図るほか、国・県・市等の産業支援機関及び岩手大学や一関高専などとの連携のもとに、地域企業の基盤的技術をはじめとするものづくりの総合力強化や人材の確保・育成に取り組めます。

企業集積の進展による雇用拡大に向けて、「北上川流域ものづくりネットワーク」による人材育成の更なる取組や、Uターンを希望する人材の確保を推進するとともに、雇用拡大に向けた企業への啓発活動を積極的に行います。

さらに、道路整備をはじめ、一関東第二工業団地、高度情報基盤の整備促進など、ものづくり環境の充実に取り組めます。

また、こうした取組は、企業や人材の県央・県北・沿岸圏域への二次展開の促進につながることから、各圏域のものづくり人材ネットワーク間の交流を推進します。

主な取組内容

ものづくり産業の集積

成長が期待される自動車、半導体、産業用機械関連産業を中心に、その立地や拡張を働きかけ、地域企業の参入・受注拡大を促進します。また、圏域市町と連携して地域産業活性化基本計画の見直しを行い、地域企業の高度な基盤技術を活用しながら、医療機器や医薬品関連産業などの新たな柱となる産業の集積に向けた取組を推進します。

ものづくり総合力の強化

立地企業の高度な要求水準に対応できるよう、技術はもとより、品質、コスト、納期を含めたものづくりの総合力を備えた地域企業を育成し、取引受注の拡大を促進します。

ものづくり人材の育成・活用

学校教育や生産現場での実践訓練を充実させるとともに、ものづくりに関連する体系的な知識ノウハウの蓄積を促し、厚みのある積極的な人材の育成と活用を図ります。

ものづくり環境の充実

ものづくりの産業集積や企業活動環境を充実するため、工業団地や物流基盤等の整備を促進するとともに、各支援機関や県・市町の役割を明確にしなが、その連携の中で、いわてデジタルエンジニア育成センターの運営など高度技術人材育成体制の整備や、企業サポート体制の充実に努めます。

3 取組に当たっての役割分担

世界に通用するものづくり基盤を構築するためには、産学官金の連携のもとに、しっかりとしたネットワークを形成し、世界市場に展開している有望な企業の集積や、基盤的技術を担う地域の企業がその競争力を強化するとともに、ものづくりの担い手となる人材の育成や確保に向けた取組を進める必要があります。

このため、県においては、これまで設立した「北上川流域地域産業活性化協議会」や「北上川流域ものづくりネットワーク」を中心としなが、ものづくり産業の集積の促進とともに、企業自らが技術力の向上や事業の拡張を積極的に図るための支援や、優秀な人材を継続して育成する仕組みづくり、企業立地環境の整備などに取り組みます。

県	市町
<ul style="list-style-type: none"> 地域産業活性化基本計画の立案、推進及び見直し 集積関連産業の企業間ネットワーク形成・集積促進 ものづくり企業の総合力強化支援推進、産業支援機関連携強化 産業界と教育界連携による人材育成ネットワークの運営、ものづくり人材確保のための総合対策の推進 企業立地環境の整備促進など 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致活動の推進 産業支援機関との連携による高度技術人材育成の推進 小中学校生を対象とするものづくり教育の充実 企業立地環境の整備促進、各種優遇制度の適用 生活住環境の整備など
産業支援機関（教育訓練機関・大学・高等専）	企業等
<ul style="list-style-type: none"> 集積関連産業の技術力強化支援 ものづくり企業への技術指導・分析機器提供、産業支援機能の強化 ものづくり人材ネットワーク間の交流連携 	<ul style="list-style-type: none"> 集積関連産業への参入・取引拡大 後継者、ものづくり人材の育成、社内生産体制の整備、産業支援施策の積極的活用 インターンシップ²等の受入れ、労働環境・労働条件の改善など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
ものづくり産業の集積 目標：成長産業関連企業新規立地件数 （参考(H18) - ） (H20)12社 (H22) 20社	自動車関連産業の集積	半導体関連産業の集積	産業用機械関連産業の集積
ものづくり総合力の強化 目標：地元調達率 （参考(H18)35%） (H20)36% (H22)50%	技術者向け基盤技術講習	経営者向け研修・訪問指導	企業間マッチング機会の創出
ものづくり人材の育成・活用 目標：新規技能士数(特定分野に限る) ³ （参考(H18) - ） (H20)250人 (H22)300人	ものづくり教育の充実	理工系高等教育機関の活用・充実強化	学生向け地域企業情報提供
ものづくり環境の充実 目標：新規工業団地造成 （参考(H18) - ） (H20)1団地造成中 (H22)1団地	工場立地環境の改善	物流・交通インフラ整備	一閑東第二工業団地の整備
	高度情報基盤の整備促進	産業支援機関連携強化	設計開発人材育成
			新たな柱となる産業の集積
			地域企業の成長産業への参入支援

1 デバイス：IC(集積回路)、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
 2 インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア(職業生活)に関連した就業体験を行うこと。
 3 新規技能士数(特定分野に限る)：技能検定試験のうち、鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、ダイカスト、機械検査、機械保全、プラスチック成形の職種に限定する。

3 観光産業の振興

1 目指す姿

観光産業を中心に多様で広範囲な産業間連携が進展し、地域ぐるみの地域周遊型観光を推進することにより、旅行者の拡大と新たな雇用創出が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
県外観光客数	6,638千人回	6,248千人回	6,645千人回
うち県外宿泊者数	913千人回	811千人回	914千人回

【目標値の考え方】

岩手県観光課が策定した「観光基本計画」に則し、平成20年における地震の風評被害の落ち込みを平成21年で、平成18年ベースに回復させ、平成26年までに20,000人回増(平成17年比3%増)を目標に設定したものを。

現 状

「平泉の文化遺産」は、平成20年7月に開催された第32回ユネスコ世界遺産委員会において、登録延期が決議されましたが、平泉全体の概念を「浄土世界」としてとらえ、建築・庭園の観点から構成資産を再構築しながら、平成23年の登録を目指しているところです。

また、「早池峰神楽」は、平成21年9月に開催されたユネスコ政府間委員会で、無形文化遺産に登録されました。

当圏域への県外観光客数は、平成12年以降では緩やかな増加基調にある一方、宿泊客は減少傾向にあります。また、県内における観光客の観光消費額は、平成5年まで増加を続け、その後増減を繰り返し、平成13年の10,938円(過去最高)に対し平成19年が6,604円と39.6%減少しています。

栗駒山や焼石連峰、和賀岳などの奥羽山脈は、県境に位置し、ブナ原生林や温泉等の全国に誇れる自然環境があります。この自然環境を貴重な観光資源として、秋田県や宮城県と連携した新たな観光振興の展開が図られることが期待されています。

一般国道283号仙人峠道路、上郷道路の開通、今後における東北横断自動車道釜石秋田線の整備進捗により、当圏域から、特に沿岸圏域への観光振興にとっても大きな効果が期待されています。

また、いわて花巻空港の滑走路の延長や新ターミナルビルの完成により、冬期就航率の向上、チャーター便の増便等が図られ、国内観光客や台湾を中心とした東アジア地域からの外国人観光客の拡大が期待されています。

北上川は大きな観光資源となりうる要素を有していますが、その活用は十分とは言えない状況にあります。上流から下流まで、県境を越えた広域での観光活用の推進が望まれます。

2 目指す姿を実現するための取組

当圏域への観光客拡大につながるよう、「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン¹の着実な展開に取り組みます。また、旅館・ホテルの経営力強化を図るためマーケティング²人材の育成など経営品質の向上や安定した経営基盤の強化を進めます。

さらに、当圏域ならではの資源を生かした多様な観光ルートの設定、適時・的確な観光情報の発信など、広域での強みを発揮できる仕組みづくりに取り組みます。

主な取組内容

「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランの推進

平成23年に見込まれる平泉の文化遺産の世界遺産登録を見据え、プランに基づき、県、市町、民間がそれぞれの役割を果たしながら協働による具体的な施策を展開します。

観光産業の経営力、経営基盤の強化

経営力強化のため、マーケティング人材の育成やホスピタリティ(おもてなしの心)向上を図るための取組やインターネット利用による情報発信の強化を支援します。

経営基盤強化のため、コスト削減に向けた企業連携、顧客の消費額を増加させるための農業等他産業との連携を推進します。

多様な連携による観光の推進

食産業、伝統産業など他産業との連携も含め、地域ぐるみでの地域周遊観光や未活用の観光資源の活用を推進します。

「平泉の文化遺産」や「早池峰神楽」及び地域の特性を活かしたイベント等を活用し、他地域と連携した広域観光を推進します。

多様な観光資源を有する他圏域との圏域間連携や、北上川、栗駒山麓などを活用した宮城県、秋田県との県際連携による観光振興を推進します。

特定の観光客層に向けた取組の強化

宿泊施設や農業との連携を図り、団塊世代の移住志向や観光需要に対応します。
 教育旅行市場の拡大に向け、農業体験や環境教育、北上川流域の工業集積を利用した産業観光など圏域の特性を生かしたメニューを企画提案します。
 国の観光立国方針や世界遺産登録による外国人観光客の増加が進むよう、宣伝活動の展開、国外への観光情報の提供、受入体制の整備を進めます。
 情報発信力の強化
 市町、観光協会等と協働して、顧客層を明確にした情報を発信します。

3 取組に当たっての役割分担

行政の観光施策は、観光宣伝の事業に偏りがちで、観光産業の振興という視点での施策が不十分な面がありました。これからは観光産業の振興という視点に軸足を移し、行政、民間が観光産業振興の「目指す姿」を共有し、適切な役割分担のもと協働態勢をとって取り組んでいきます。このため県においては、「いわて県南広域圏観光産業振興戦略」や「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン」を計画的に実施していきます。

県	市町	観光業者・NPO等
<ul style="list-style-type: none"> 「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン推進組織の運営、事業の調整、実施 経営品質向上研修の実施 教育旅行誘致説明会の実施 栗駒山麓等を活用した県際連携の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> 「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランの実施 地域資源の発掘 特定顧客層の受け入れ態勢の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> 「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランへの参加 経営管理システムの再構築等の経営基盤強化 旅行商品の造成 情報発信力の強化 北上川観光地域づくり実践プランの推進など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランの推進 目標：外国人対応研修受講者数 （参考(H18) - ） (H20)540人 (H22)600人		岩手県世界遺産保存活用推進協議会活用検討部会の運営 アクションプラン事業の推進	
観光産業の経営力、経営基盤の強化 目標：経営品質向上研修企業数 （参考(H18) - ） (H20)8件 (H22)14件	経営基盤強化支援・モデル構築		圏域内観光施設に構築モデルを普及
多様な連携による観光の推進 目標：旅行商品造成数 （参考(H18) - ） (H20)27件 (H22)30件		地域ぐるみ観光取組支援 着地型旅行商品の造成 平泉の文化遺産の活用 早池峰神楽等の活用	北上川・栗駒山麓などを活用した県際連携の推進
特定の観光客層に向けた取組の強化 目標：外国人観光客数 （参考(H18)42千人回） (H19)49千人回 (H22)70千人回 目標：県外修学旅行客入込数 （参考(H18)学校数1,029校 101千人） (H19)学校数1,126校 111千人 (H22)学校数1,050校 103千人		アクションプランと連携した外国人旅行者対応 教育旅行誘致説明会	
情報発信力の強化 目標：ホームページ（県南観光ポータルサイト）へのアクセス数 （参考(H18) - ） (H20)21,000件 (H22)36,000件	各市町、観光協会の現状把握	IT活用情報発信研修会 情報発信の見直し検討	効果的な情報発信

- 「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン：「平泉の文化遺産」を訪れる方々に、地域の魅力を感じていただくよう、遺産を活用した地域振興策として取り組むべき事項を示したもの（平成19年11月 県南広域振興局策定）
- マーケティング：消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動。

4 食産業の振興

1 目指す姿

南いわて食産業クラスター形成ネットワーク¹の活動により、産学官金の重層的な連携関係が構築され、連携による相乗効果が発揮されることで、農産物や食品などの高付加価値化が図られ、地域の食産業全体の競争力の強化、活性化が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
食料品製造出荷額	668億円	634億円	760億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後（H27）の出荷額は概ね1割増を目指しており、県南圏域ではこれまでの伸び率に年率約2%を上積みし、22年度の目標値を760億円（72億円増）とするもの。

現 状

我が国では、人口減少社会の到来などから、国内の食品市場全体の拡大が望めない状況にある中で、平成20年秋以降の景気低迷に拍車がかかり、消費の二極化が顕著となっており、大手量販店等の低価格なプライベートブランド商品や輸入品の販売などにより競争が激化しています。

一方で、安全安心・健康志向などの市場は拡大しており、また、食の外部位化が進み、高加工度食品・調理簡便化食品が増加しています。

県南圏域は、平地から中山間までの地理的条件に恵まれ、多様で良質な食資源を有しており、農業産出額は約1,053億円（平成17年）で、県全体の41%を占めています。

食品製造業は、一次加工を行う企業、少量単位の水産物の集荷・加工を担う企業など、県産農林水産物の高付加価値化にかかわる企業が立地しています。

高速交通網の整備が進んでおり、東北全域や首都圏に向けた物流の利便性も整いつつあります。

しかし、地域には、食品製造業が望むような農産物が通年生産されていないものがあり、一次産業と二次・三次産業の連携は少ない状況となっています。さらに、食品製造業においては、全国展開できる中核企業も少ない状況にあります。

また、農村女性等による農産加工・産直などの活動の大半は零細規模にとどまっているとともに、地域の農産物や食文化などを活用した新産業の創出などの戦略的な取組が不足しています。

2 目指す姿を実現するための取組

地域全体として、農産物や食品などの付加価値を向上させるシステムを構築します。また、「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」の人材育成の視点による研究会活動を通じ、新商品やサービスの創出を促進するとともに、売上拡大、利益確保を促進し、永続的に進展する企業運営を実現できるよう取組を進めます。

主な取組内容

「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」運営支援

当圏域の食産業振興の基盤として、地域の農業生産者、食品企業、大学・試験研究機関、金融機関、行政等による連携活動の推進体制を構築、充実し、その運営などを支援します。

農業と食品企業等との食材取引の促進

食品企業等が求める食材や地域の農産物の生産状況などを把握しながら、両者の食材取引などを支援します。

意欲ある食品企業や農業生産法人等の伸長の加速化

食品企業に対して、「安全安心」「健康」を重視した新製品開発や生産管理能力の向上など経営基盤の強化のための経営革新に向けた取組や販路開拓などを支援します。

また、農商工連携を促進するため、1次産業を担う農業生産者やJAなどの2次、3次産業への事業領域拡大、及び2次、3次産業を担う食品関連企業の1次産業への事業領域の拡大など産地形成に向けた取組を支援します。

特定素材やサービスを核とした新産業創出の促進

地域ごとの特定資源（例えば、雑穀（花巻）、山菜（遠野・西和賀）、もち食（一関）など）を核として、相乗効果を発揮しながら、産業規模の拡大を図ろうとする取組に対し、展開シナリオの作成、推進体制の整備、新製品開発、生産管理、販路開拓などを総合的に支援します。

また、地域食材を活用した食育や給食配食などの新たなビジネス展開を目指す地域主体の複合的な取組を積極的に支援します。

3 取組に当たっての役割分担

食産業の振興を進めるためには、主体である食品企業・生産者等を中心に関係機関等が参画した連携・推進体制を構築のうえ、多様な地域資源やノウハウを結集して相乗効果の発揮を促していくことが必要です。

このため、県においては、産学官金の重層的な連携関係の構築及び推進をはじめ、地域食材を活用した地域主体の取組を積極的に支援します。

県	市町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携組織の運営支援 ・ 食材取引に関する情報提供・相談・取引支援、食材取引交流会・講座等の開催 ・ 商品づくり相談会・商談会・研修等の開催 ・ 新産業創出への展開シナリオ作成の支援、推進体制整備 ・ 地域食材を活用した地域主体の取組支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携組織への参画 ・ 食材取引に関する情報提供・相談・取引支援 ・ 関係情報の提供、関係機関等の連携支援 ・ 食育や給食配食等の新たなビジネス展開といった複合的な取組の支援など
企業等	生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携組織への参画 ・ 求める食材の情報提供、食材取引の講座等参加 ・ 経営基盤の強化、商品ブランドの確立 ・ 新製品の開発、販路の拡大など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携組織への参画 ・ 生産者情報の提供、食材取引の講座等参加 ・ 加工・直販等ビジネスプラン策定、販路の拡大 ・ 農産物安定生産の確立など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」運営支援 目標：ネットワーク参画法人等数 （参考(H18) - ） (H20)89法人等 (H22)100法人等 ネットワーク参加団体のうち食品関連企業及び農業生産法人をいう（学術研究機関、商工団体、農業団体、行政、金融機関を除く）	運営委員会・総会等連携活動の推進体制の構築 食産業プロデューサーの配置	研究会活動の展開 研究会リーダー会の展開 新商品フェア出展 メルマガによる情報発信	
農業と食品企業等との食材取引の促進 目標：食材取引成約件数 （参考(H18)0件） (H20)28件 (H22)30件	地域食材の情報提供・相談・取引支援 取引スペシャリスト講座 地域食材情報蓄積	地域食材等の取引機会の提供 地域食材情報発信	
意欲ある食品企業や農業生産法人等の伸長の加速化 目標：商談成立件数 （参考(H18)0件） (H20)44件 (H22)48件	高付加価値製品の開発改良支援 味覚検査 試験販売アンケート調査 食品企業等の経営基盤強化の取組支援 販路・取引拡大や商品ブランド確立の取組支援 農業生産法人等の事業領域の拡大支援 多様な販路開拓・取引などの取組支援		
特定素材やサービスを核とした新産業創出の促進 目標：新産業創出に向けた取組支援シーズ数（年間） （参考(H18)1件） (H20)6件 (H22)5件	農業生産法人等や食品企業等の連携活動支援 地域ごとの特定資源の産業化戦略作成、体制整備支援 新産業創出のための具体的な取組支援		

1 南いわて食産業クラスター形成ネットワーク（通称：食クラネット）：食にかかわる農業生産法人等生産者、食品企業、大学等試験研究機関、行政及び商工会議所、JA等関係機関、金融機関で平成19年6月18日設立。会員数は138法人・組織・団体（平成27年7月6日現在）。「学習」と「協働」をキーワードに人材育成の視点で会員の職場改善、経営革新、社会貢献を支援。

参考 産業クラスター：「特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新製品が生まれ、企業が創出・成長する状態」をいう。本来、クラスターとは「ブドウの房」の意味。

5 持続可能な地域農業の推進

1 目指す姿

地域社会を支える基幹産業として安定した農業所得が確保され、多様な担い手により持続可能な地域農業が展開されています。

担い手農家、兼業農家等が共存する、持続可能な地域コミュニティの活性化が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
農畜産物の販売額	891億円	834億円	860億円

【目標値の考え方】

水田農業の生産性向上、園芸の産地力強化と家畜の増頭などにより、約26億円の増加を目指すもの。

現 状

農業経営者の高齢化などにより、販売農家数は、平成2年の50,691戸から平成17年の38,960戸と23%減少しており、地域農業の多様な担い手確保が求められています。

集落営農¹の一層の組織化と経営が自立・発展した集落営農組織の法人化が求められています。

米価低迷が続く、米の産出額は、平成2年の771億円から平成18年の427億円に減少しています。一方では、消費者の安全・安心に対するニーズに対応し、特別栽培米の生産が拡大しています。

小麦・大豆の作付けが拡大するとともに、花巻を中心に雑穀の栽培面積が急増しています。

北上川流域の平坦部では、水稻を中心にトマト、きゅうりなどの園芸作物及び和牛飼養との複合経営が、中山間地域である遠野や西和賀、東磐井地域では自然条件を生かした、ホップ、山菜、りんどう、小ぎく等の産地が形成されています。

野菜の生産量、販売額及び販売農家数は減少傾向にあります。花きの生産量、販売額及び販売農家数は横ばいから微増傾向にあります。

和牛繁殖小規模農家は、高齢化や子牛価格の低迷により年々減少しています。しかし、遺伝的資質の優れた優良繁殖牛への更新と増頭の取組により、中規模以上の農家は増加傾向に転じています。

肥料や飼料などの生産資材の高騰に対応した生産技術の導入、生産体制の構築が求められています。

経済事情の悪化により、雇用の受け皿として農業への期待が高まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

持続可能な地域産業としての農業を展開するため、担い手への農地の利用集積と水田農業を中心とした生産構造の改革を促進し、新規参入や雇用の拡大も含め、意欲と能力のある担い手を確保するとともに、収益性の高い農業経営体を育成します。また、消費者・市場を重視した競争力の高い産地を形成するため、特に、園芸・和牛の産地づくりの重点的推進と、技術革新や6次産業化を支援します。

このような農業生産構造を形成するため、兼業農家・高齢農家も参加できる、地域特性を踏まえた集落営農¹の組織化を促進します。

主な取組内容

地域農業の多様な担い手の育成

県・市町・JA等関係機関が一体となった担い手育成支援活動体制を強化し、認定農業者²の育成、集落営農の組織化を支援します。

水田経営所得安定対策³への加入や、加工・流通・販売分野への進出による6次産業化の促進など、集落営農組織の経営発展と法人化を支援します。

担い手の育成に資するほ場整備等生産基盤整備を推進するとともに、意欲ある担い手への農地の利用集積を促進します。

雇用の受け皿として、就農相談会の開催など農業への就業を支援します。

水田農業の生産性向上

直播等の技術の普及、特別栽培米などの特徴ある米づくりの生産拡大、麦・大豆の安定生産技術の普及、雑穀の生産拡大と高品質安定生産技術の普及・定着などに取り組みます。

園芸産地づくりの推進

野菜、果樹、花きなどの園芸作物の生産拡大や高付加価値化、契約取引の促進等による需要に即応したマーケットイン産地⁴の育成に取り組むなど、産地力強化を支援します。

和牛ブランド産地づくりの推進

キャトルセンター⁵の整備及び利用促進や畜舎等の整備支援などにより、繁殖牛20頭以上飼養農家の育成を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

地域農業が着実に発展していくためには、担い手が安定的に確保され、これら担い手が集落営農の核となり、栽培技術や生産性の向上に努め、経営改善に取り組むことが必要です。

このため、県においては、関係機関、団体連携のもと、認定農業者・集落営農組織の育成、ほ場整備の推進、水田農業の生産性の向上、園芸産地力の強化、和牛ブランド産地づくり、6次産業化などに取り組めます。

県	市町	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成支援体制の強化支援 ・低コスト稲作技術の普及、特別栽培米の栽培指導 ・園芸品目導入、契約取引マッチング支援 ・畜舎の整備支援、飼養管理技術普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の経営改善支援 ・集落営農組織の経営発展支援 ・特別栽培米推進活動支援 ・園芸産地拡大の推進 ・畜産機械、施設等の整備支援、キャトルセンター整備・利用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営能力向上、農地の利用集積 ・集落営農組織の法人化 ・特別栽培米の生産拡大 ・新たな園芸品目の導入、商品開発 ・和牛繁殖牛の増頭、枝肉共励会、和牛ブランド普及宣伝活動

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
地域農業の多様な担い手の育成 目標： ・認定農業者数 （参考(H18)3,980経営体） (H20)4,369経営体 (H22)4,400経営体 ・農業法人数 （参考(H18)174法人） (H20)221法人 (H22)280法人		認定農業者の育成確保 集落営農組織の法人化支援 意欲ある農業者への農地利用集積 ほ場整備の推進	
水田農業の生産性向上 目標： ・米10a当たり生産費 （参考(H18)110,242円） (H19)109,816円 (H22)102,000円 ・麦の10a当たり収量 （参考(H18)121kg） (H20)182kg (H22)250kg ・大豆の10a当たり収量 （参考(H18)117kg） (H20)123kg (H22)200kg		大規模経営等による稲作の低コスト生産の推進 特別栽培米などの特徴ある米づくりの推進 麦、大豆の生産性向上の推進 雑穀の生産拡大と高付加価値化	
園芸産地づくりの推進 目標：園芸販売額300万円以上の生産者数 （参考(H18)769人） (H20)772人 (H22)895人		園芸品目の導入・定着・拡大 販売経路（販売チャネル）の多様化の推進	
和牛ブランド産地づくりの推進 目標：繁殖雌牛20頭以上飼養経営体数 （参考(H18)110戸） (H20)131戸 (H22)140戸		繁殖・肥育基盤の強化 和牛ブランド力の強化	

- 1 集落営農：集落を単位として生産工程の全部又は一部について共同で取り組む農業形態。
- 2 認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づく「農業経営改善計画」を市町村長から認定を受けた農業者。
- 3 水田経営所得安定対策：国が、一定の要件を満たす認定農業者と集落営農組織を対象とした経営安定対策。諸外国との生産条件格差の補正（ゲタ対策（対象：麦、大豆））と、販売収入の減少による影響を緩和する対策（ナラシ対策（対象：米、麦、大豆））からなる。
- 4 マーケットイン産地：市場や消費者ニーズに対応した農産物の生産に取り組む産地。
- 5 キャトルセンター：生産者より、母牛、子牛を預かり管理育成をする施設。

6 持続可能な林業・林産業の推進

1 目指す姿

地域林業をけん引する経営体の経営基盤が強化され、林業労働者を含めた担い手が確保され、持続可能な地域林業が展開されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
林業産出額	50億円	54億円	57億円

【目標値の考え方】

集成材、合板等の生産拡大に対応した素材供給増等により、約7億円の増加を目指すもの。

現 状

県南圏域では所有規模10ha未満が87%(平成17年)と、県全体に比べ森林所有が小規模零細であるとともに、資産保持的所有が大半で、林業を経営として捉えている林家は一部にとどまっています。

地域の小規模森林所有者からの施業受託を取りまとめ、地域の森林施業を行う地域けん引型経営体¹を、平成18年度からの3年間で10経営体育成してきました。

戦後造成された森林の多くが、間伐を必要とする時期となっており、いわての森林づくり県民税事業の導入などを鋭意促進した結果、平成19年度の間伐面積は、平成17年度と比べ約1千haの増加となっています。また、資源の成熟化に伴い、間伐材の利用可能な森林が増加しています。

定着化した松くい虫被害対策として、保安林等重要松林の防除や未発生地域への発生を防止するため、防除や監視活動を実施しています。

世界的な景気後退の影響により、素材生産量や製材品出荷量ともに大幅に減少するなど、林業・木材産業を取り巻く環境は一層の厳しさを増しています。

生産者の減少・高齢化などにより、しいたけ等の特用林産物²の生産量は減少傾向にあるものの、食の安全意識の高まりなどの影響による輸入品の減少に伴い、その評価が高まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

当圏域で持続可能な林業を推進するため、森林経営の担い手となる地域けん引型経営体の自立を支援するとともに、森林施業の団地化³や低コスト作業路網整備、高性能機械化など、搬出コスト低減による生産間伐⁴等を促進します。さらに、地域材利用拡大のための生産、流通、販売が一体となった木材供給体制の整備を促進するとともに、森林経営の複合部門として、特用林産物の生産拡大を促進します。

主な取組内容

林業の担い手の育成

森林組合など地域けん引型経営体の育成強化や労働力の確保に向けて、官民連携したサポート体制の下、経営基盤強化及び森林施業の団地化、委託、経営受託を進めます。また、特用林産物生産等との複合経営の促進により、林業所得の維持、後継者の確保に取り組みます。

森林の整備

低コスト化施業の普及により間伐や再造林を促進し、森林資源の充実を図るとともに、保安林整備、森林病虫害等防除を進めて、森林の多面的機能の高度発揮を促進します。

さらに、公益上重要かつ緊急性の高い森林に対するいわての森林づくり県民税による針広混交林化⁵の促進や未利用間伐材等の木質バイオマスとしての有効活用を促進します。

木材供給システムの整備

県産材の供給・加工と販売体制の強化を図るため、原材料の確保、生産基盤の強化や担い手の育成、企業間連携の強化など、圏域を越えた供給システムづくりの取組を支援します。

また、木材・住宅関連産業のネットワークを形成し、ニーズを重視した地域材利用の住宅づくりを進めるとともに、公共施設・公共工事における地域材利用による普及啓発を進めます。

特用林産物の振興

原木及び菌床しいたけそれぞれの栽培形態に応じた技術指導や施設栽培の導入など、しいたけ生産の高度化・省力化を進めます。また、品質の確かな地域特産物(木炭、ヤマブドウ、わさび、タラノメ等の山菜など)の生産促進及び産地化のための指導強化に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

地域林業を持続していくためには、地域において林業の担い手が確保され、経営の安定を図りながら林業生産が行われる必要があります。

このため、県においては、地域林業をけん引する担い手の育成、森林の整備、木材供給システムの整備活用、圏域を越えた取組の展開、特用林産物の振興などを進めていきます。

県	市町	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成強化や団地化等の指導 ・施業実施への助成、直営実施 ・林業活性化に向けた検討協議の場の提供、地域材の公共工事率先利用 ・しいたけ等栽培技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町有林施業の委託 ・施業実施への助成、施業地の確保 ・助言、活動支援、地域材の公共工事率先利用 ・販売促進支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者等への営業活動 ・施業実施 ・相互連携、木材供給、営業活動 ・安定生産、品質の向上

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
林業の担い手の育成 目標：地域けん引型経営体数 （参考(H18)3事業体） (H20)10事業体 (H22)10事業体 （認定済経営体の自立支援）		地域の森林経営の担い手の育成(自立支援)	
		後継者の確保	
森林の整備 目標：間伐面積 （参考(H18)3,642ha） (H19)3,659ha (H22)5,000ha		低コスト化施業の普及促進 間伐や再造林の促進による森林資源の充実 森林の多面的機能高度発揮のための施業実施 いわたの森林づくり県民税による森林整備 木質バイオマス利用の促進	
木材供給システムの整備 目標：素材生産量 (H18)326千m ³ (H22)320千m ³		連携強化による供給システムづくりの取組支援 地域材利用の住宅づくりの促進 公共施設・公共工事における地域材の利用促進	
特用林産物の振興 目標： ・乾しいたけ （参考(H18)81t） (H19)74 t (H22)100 t ・生しいたけ （参考(H18)1,479t） (H19)1,624 t (H22)2,800 t		しいたけ生産の高度化・省力化 地域特産物の産地化	

- 1 地域けん引型経営体：森林所有者に代わり地域の森林経営を担う経営体。
- 2 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。
- 3 森林施業の団地化：間伐などの森林施業をまとめて実施できるよう、所有者の合意形成を図り集約化すること。
- 4 生産間伐：間伐した木材（間伐材）を切り捨てしないで、有効に利用する間伐。利用間伐ともいう。
- 5 針広混交林化：針葉樹と広葉樹がバランス良く生育する森林に仕立てること。

7 伝統的地場産業の振興

1 目指す姿

地域の歴史、自然、風土にはぐくまれた伝統工芸の技が継承され、多彩で魅力的な商品の創造とあいまって、多くの消費者から「質の高い伝統的工芸品」として支持を得ています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
伝統的工芸品(南部鉄器、岩谷堂筆筥、漆器組合)の事業者数	76事業者	73事業者	69事業者

【目標値の考え方】

近年約10%程度で減少を続けている事業者数を、2分の1の5%程度の減少にとどめることを目指すもの。

現 状

水沢鋳物の販売額において、自動車や産業用機械用の機械鋳物は、近年、比較的規模の大きな事業者を中心に増加してきましたが、昨今の世界的景気後退による今後の落ち込みが懸念されています。また、個人工房の多い工芸鋳物(南部鉄器)は平成9年をピークに減少傾向が続いていましたが、最近では欧米・中国などへの輸出に支えられ、横ばいとなっています。

岩谷堂筆筥は平成9年から年々出荷額が減少し、平成17年にはピーク時の3分の1にまで減少しましたが、その後持ち直しつつあります。

全国的に漆器製品の出荷額が減少しており、秀衡塗についても同様の状況となっています。

いずれも従事者が減少傾向にあり、平成18年度のアンケート調査結果によると、今後、水沢鋳物と秀衡塗で熟練工の不足が予測されるほか、60歳以上の事業主においては、その約半数で経営後継者の見込みが立っていない状況です。

そのため、伝統工芸にあこがれ、就労を志望する意欲的な若者などを対象に、伝統工芸技術を継承する人材を育成し、安定的に後継者を確保することが不可欠です。

併せて、家業的な経営形態が多く販売経路(販売チャネル)も固定化しているため、流通形態の変化に対応できていない、新規参入者も少なく業界としての活性化が図られない、などの課題も見受けられます。

事業者の脆弱な家業的経営体質を改め、経営基盤の強化を促進するため、地域をリードしモデルとなる企業的な経営戦略を構築し、社内体制を整えられる企業を育成する必要があります。

一方、消費者の購買意欲は、商品の価格や使いやすさだけでなく、その背景にある話題性やイメージ、こだわりなど多様な価値観に裏付けられる場合が多くなっています。

伝統的工芸品は、国内では和の文化や職人芸への関心の高まり、本物志向の消費者心理にも重なり、消費拡大の可能性もあります。

2 目指す姿を実現するための取組

経営基盤の強化と担い手の確保・育成を図るとともに、平泉の文化遺産の世界遺産登録に向けた取組と連動し、国産漆の主産地である県北圏域とも連携しながら、平泉文化や漆文化と併せ伝統的工芸品の魅力・価値を世界に発信します。

主な取組内容

経営基盤の強化支援

事業者が、流通関係者、異業種事業者、専門家などと連携・協力して、魅力ある商品づくり、販路開拓、新たな担い手の確保に主体的に取り組んで経営基盤の強化が図られるよう支援します。

商品コンセプト¹の確立

流通関係者やデザイナー等の専門家の協力により、商品としてのコンセプトを見直し、魅力ある商品の提供を促します。また、多分野の工芸職人が集まる場を設け、コラボレーション商品の開発と販路拡大を支援します。

多様な販売経路(販売チャネル)の開拓

ショッピングセンター、専門店、飲食店、通販業者など、さまざまな商品提供先を検討し、幅広い販売ネットワークの構築により、海外も含めた新たな販売経路の開拓を支援します。

担い手の確保・育成

市町や関係団体と連携しながら、伝統的工芸品の新たな担い手を募集し、伝統工芸士などの技術指導を行い、将来の担い手として育成します。

3 取組に当たっての役割分担

伝統的地場産業の振興を進めるためには、主体である事業者が経営基盤を強化し、魅力ある商品を提供していくとともに、新たな担い手を確保・育成していくことが必要です。

このため、県においては、平泉文化や漆文化を生かした情報発信のほか、事業者の経営基盤強化への支援、新たな商品づくりや販売経路開拓への支援、後継者となる若年層への働きかけなどに取り組みます。

県	市町	事業者
<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営基盤強化への支援、商品コンセプト研究会等の立ち上げ支援 販売事業者とのネットワーク形成・拡大 興味ある若年層への働きかけ 県北圏域と連携した情報発信（漆文化展支援など）など 	<ul style="list-style-type: none"> 商品コンセプト研究会等の連携事業への参画 担い手の定着対策など 	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤強化に関する支援策の活用 研究、商品コンセプトの確立 販売協力事業者へ働きかけ等による販路の拡大 新たな担い手に対する技術指導 「いわての漆文化展」の開催など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
経営基盤の強化支援 目標：支援事業参加事業者数 （参考(H18) - ） (H20)10事業者 (H22)20事業者	事業者への経営基盤強化支援		
商品コンセプトの確立 目標：新規商品数 （参考(H18) - ） (H20)20商品 (H22)30商品	商品コンセプト確立に向けた連携事業		
	伝統工芸品コラボレーション商品開発支援		
多様な販売経路（販売チャネル）の開拓 目標：販売協力事業者数 （参考(H18) - ） (H20)2事業者 (H22)6事業者	多様な販売経路の開拓と活用		
	「いわての漆文化展」の開催		コラボレーション商品販路開拓支援
担い手の確保・育成 目標：担い手育成インターンシップ ² 実習者数 （参考(H18) - ） (H20)14人 (H22)16人	意欲ある若年層の発掘		

1 コンセプト：デザイン、新製品開発やイベント企画などの根本となる考え方。概念。構想。

2 インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。本施策においては、学生に限らず一般の社会人も対象とするもの。

8 社会資本整備の推進

1 目指す姿

工業製品や農林水産物等の物流の円滑化や、地域に根ざした競争力のある産業を支援し、交流・連携を図る道路ネットワークが形成されています。

また、いわて花巻空港の平行誘導路が整備され、利用促進が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける高さ制限箇所の解消	75%	75%	100%

【目標値の考え方】

高規格道路や主要な一般国道を利用して、内陸の4市（花巻市、北上市、奥州市、一関市）と重要港湾を有する沿岸部の2市（釜石市、大船渡市）を最短時間で結ぶ4ルートにおける高さ制限箇所を、平成22年度まで解消することを目標値とするもの。

現 状

国道283号仙人峠道路（釜石～遠野住田）、花巻市駒坂、同新坂矢沢及び遠野市菖蒲沢の各工区の整備が完成し、物流の円滑化に向けた取組が進んでいます。

また現在、新直轄方式による「東北横断自動車道釜石秋田線（遠野～東和）」の整備が進められていますが、物流の円滑化に向け高速交通ネットワークの整備とともに、高速交通拠点への接続道路の利便性の向上を図る道路の早期整備が必要です。

地域に根ざした競争力のある産業を支援し、緊急医療支援等を支え、交流、連携を図るため、渋滞の解消、大型車両の交通隘路の解消とともに、県南圏域の農業、林業等の物流を支援する農道、林道の整備も必要です。

広域観光の拠点となる「いわて花巻空港」は、県南のみならず、県央や県北、沿岸圏域の重要な施設であり、平成21年4月に新ターミナルビルが完成し、利用が開始されています。今後、更なる国際チャーター便の運航拡大等のため、大型旅客機の運航を可能とする平行誘導路の早期整備が必要です。

平成17年度から20年度にかけて実施した橋梁点検において、県南圏域で県が管理する長さ15m以上の橋梁454橋のなかで、「早期に修繕が必要」と判定された橋梁は30橋となっています。今後、さらに高齢化が進む道路や橋、生産基盤など高度成長期に急速に整備が進んだ社会資本について、維持管理を適切に行い、維持管理費の縮減と安全性・信頼性の確保を図る必要があります。また、社会資本を地域の共有財産として、地域の方々との協働による維持管理とその活用が必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

物流の円滑化を図る道路の整備、県内産業の振興を支援し、交流・連携を図る道路の整備及びいわて花巻空港平行誘導路の整備を推進します。

また、既存施設を最大限有効活用するため、予防保全型¹の維持管理を推進するとともに、地域の方々との協働による維持管理とその活用に取り組みます。

主な取組内容

物流の円滑化を図る道路整備

高規格幹線道路「東北横断自動車道釜石秋田線」の整備を促進します。

高規格幹線道路の整備に合わせて、インターチェンジへのアクセス道として、国道107号「奥州市札押道路」、一般県道遠野住田線「遠野市新里工区」の整備を一体的に推進するほか、国道284号「一関市室根バイパス」、国道397号「奥州市赤金～分限城工区」等の整備を推進します。

県内産業の振興を支援し、交流・連携を図る道路整備

国道284号「一関市真滝バイパス」、国道342号「一関市巖美バイパス」等の整備を推進します。

主要地方道北上東和線「北上市平成橋工区」、主要地方道一関北上線「奥州市稲瀬工区」、主要地方道盛岡和賀線「花巻市笹間工区」等の整備を推進します。

農道「奥州市胆沢南部」、林道「花巻市四ノ宗山」等の一次産業を支援する農道、林道の整備を推進します。

いわて花巻空港の利用促進

国際チャーター便の運航拡大に向け、大型旅客機の運航を可能とする平行誘導路の整備を推進

します。

空港を利用した旅行商品の開発や利用しやすいダイヤ等利用者の利便性の向上と、国際チャーター便の誘致など、利用促進に向け市町等と連携して取り組みます。

適切な維持管理の推進

平成21年6月に策定された岩手県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕に取り組みます。

社会資本を地域の共有財産として、地域の方々との協働による維持管理とその活用に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

東北横断自動車道釜石秋田線の整備や国道4号の整備を促進するとともに、物流の円滑化や産業振興、交流・連携を支援する道路の整備を推進します。

また、国道、県道、市町道、農道、林道が一体となったネットワークの構築に取り組みます。

県	市町	国	県民
<ul style="list-style-type: none"> ・国道（県管理）の整備 ・県道の整備 ・農道、林道の整備 ・いわて花巻空港平行誘導路の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町道の整備 ・農道、林道の管理など 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北横断自動車道釜石秋田線（遠野～東和）間の整備 ・国道4号の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の草刈りなどにおける県との協働

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
物流の円滑化を図る道路整備 目標：道路整備事業完了工区 （参考(H18)0工区） (H21～H22)1工区	H18	国道284号 清田BP	
県内産業の振興を支援し、交流・連携を図る道路整備 目標：道路整備事業完了工区 （参考(H18) 6工区） (H21～H22)14工区	H5	国道397号 石淵道路	
	H17	国道284号 真滝BP	
	H7	国道342号 巖美BP	
			国道342号 須川～真湯 （道路改築） （地域道路整備）
	H13	一関北上線 舞川	
	H14	一関北上線 下門岡	
	H15	一関北上線 稲瀬	
	H9	上川端北鶴ノ木線 羽田	
	H15	北上和賀線 煤孫	
	H5	林道 四ノ宗山 花巻市	
	H6	林道 黒滝衣の滝 奥州市	
H7	農道 胆沢南部 奥州市		
H16	農道 夏川2期 一関市		
いわて花巻空港の利用促進 目標： （参考(H18) - ） (H22)平行誘導路整備完了			平行誘導路整備
適切な維持管理の推進 目標： ・長寿命化修繕計画策定（橋長15m以上） （参考(H18) - 橋） (H21～H22)385橋 ・長寿命化修繕完了橋梁数 （参考(H18) - 橋） (H21～H22) 1橋		長寿命化修繕計画策定 (H19:69橋) → H21:385橋	
			国道343号 藤橋

1 「予防保全」とは、きちんと点検し、損傷が深刻化する前に修繕を実施すること。これに対して、損傷が深刻化して初めて大規模な修繕を行うことを「事後保全」という。

9 地域医療・健康危機管理体制の構築

1 目指す姿

地域の医療機関において、住民が切れ目のない医療が受けられるよう、地域完結型の医療連携体制が構築されています。

また、行政や保健・医療など関係機関の連携により、平時から生命や健康を脅かす事態（健康危機）の発生に備えた体制が整備されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
地域連携クリティカルパス ¹ を導入している疾病数	-	1疾病	2疾病

【目標値の考え方】

4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病）について、医療計画の目標年次である平成24年度までに全ての疾病に地域連携クリティカルパスの導入を目指すもの。

現 状

医師不足等により、地域医療体制が崩壊しつつあることから、医療連携など新たな地域医療の姿を住民参画のもとに構築する必要があります。

一方、圏域では、県内で最も早く地域連携クリティカルパスを導入するなど、先進的な取組を行っています。今後、パスの導入拡大を進めるとともに、医療から介護、福祉まで切れ目なくサービスが提供されるよう、パスを普及していく必要があります。

また、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震が、翌月にも沿岸北部を震源とする大規模な地震が発生しました。今後とも地震等の災害発生時に的確に対応するため、マニュアルの整備・検証、ライフライン²事業者との協働による訓練や災害要援護者に対応するための支援体制づくりに万全を期す必要があります。

平成21年4月に発生した新型インフルエンザなどの感染症の発生に迅速に対応するため、医療機関等との協働による体制の整備・検証などが必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

医療連携推進プランに基づき、地域医療連携の取組を推進します。また、健康危機管理³マニュアルの作成・検証をはじめ、様々な事態を想定した訓練を実施します。

主な取組内容

地域連携クリティカルパスの導入支援及び医療の必要性に応じた受診等住民への啓発の実施

地域医療に関する懇談会や地域医療連携会議により、地域医療の確保、連携方策を検討するとともに、パス導入に係る検討組織への参加、助言を通じて、パスが円滑に導入、運用されるよう支援します。

医療連携推進の取組を住民に広く広報するほか、リーフレットの作成・配付等啓発事業を通じて、住民の自主的な取組や適正受診行動を促進し、住民総参加型の地域医療体制づくりを進めます。

各種健康危機発生に迅速・的確な対応を行うためのマニュアルの作成・検証及び健康危機発生に備えた実践的な訓練方法の検討と訓練の実施

各保健医療圏ごとに、地域における応援体制の構築や関係機関の役割を明確にした初動対応マニュアルを作成するとともに、随時見直しを行っていきます。

関係機関との連携や自組織の役割及び対応方法についてのシミュレーション訓練⁴を実施するとともに、訓練による課題の整理及び初動対応マニュアルの検証を行い、「県地域防災計画」に定められた迅速・的確な対応ができる体制を整備します。

3 取組に当たっての役割分担

地域医療の確保や新型インフルエンザを始めとする感染症などの健康危機に対応するためには、行政や保健・医療などの関係機関が連携した体制整備が必要です。

このため、県においては、地域医療連携の推進、住民への啓発、健康危機管理マニュアルの整備と訓練の実施などに取り組みます。

県	市町	医療機関等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携クリティカルパスの導入支援 ・住民への情報提供、啓発 ・マニュアル作成、検証 ・訓練方法の検討 ・訓練の計画・実施 ・感染症指定医療機関の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への啓発 ・市町村におけるマニュアルの作成 ・マニュアルの検証への参加 ・訓練方法の検討 ・訓練への参加 ・知識の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携クリティカルパスの導入、運用（医療機関） ・適正受診（住民） ・関係機関ごとの対応マニュアルの作成 ・訓練への参加

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	～H20	H21	H22
地域連携クリティカルパスの導入支援及び医療の必要性に応じた受診等住民への啓発の実施 目標：軽症者の救急搬送割合の減 （参考(H18)37.1%） (H20) 37.9% (H22)35.0%		懇談会開催 連携会議開催、研究会等検討組織に参加 住民への普及啓発 地域完結型の医療連携体制の構築	
各種健康危機発生に迅速・的確な対応を行うためのマニュアルの作成・検証及び健康危機発生に備えた実践的な訓練方法の検討と訓練の実施 目標：訓練の実施 （参考(H18) - ） (H21)年1回 (H22)年1回		マニュアルに即した訓練の実施 実態に即したマニュアルの改訂及び随時見直し 実態に即した健康危機管理体制の構築	

- 1 地域連携クリティカルパス：急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。
- 2 ライフライン：生命線の意。生活・生命の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・物流等の諸設備の総称。
- 3 健康危機管理：各種自然災害の他、食中毒、飲料水、毒劇物、感染症などの何らかの原因により、住民の生命と健康の安全を脅かす事態に対して行われる、健康被害の発生予防、治療、被害の拡大防止、医療機関の確保等に関する業務を行うこと。
- 4 シミュレーション訓練：健康危機が発生した時の状況を仮想定し、その下で、災害医療救急に携わる者の意思決定や対応行動を訓練すること。

10 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり

1 目指す姿

勤労者本人の健康づくりと事業者の保健指導支援により、メタボリックシンドローム¹予防やメンタルヘルス対策等が促進されています。

また、国レベルにおいては、子どもを産み育てやすい雇用制度、就業環境が整備され、地域においても子育てしやすい環境が整えられ、次代を担う子どもたちが健やかに育っています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
管内勤労者の健診有所見者 ² 割合	56.5%	52.9%	50.5%
合計特殊出生率	1.53	1.53	1.53

【目標値の考え方】

勤労者に対する普及啓発事業等働きかけを開始した平成17年度以降、健診有所見者割合は毎年1.2%減少している。この状況を目標年まで維持するもの。

本県の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）については、全国平均を上回ってはいるものの一貫して低下の傾向にあることから、県南圏域として合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの。（現状値H17年：岩手県環境保健研究センター）

現 状

県南圏域勤労者の52.9%が健康診断有所見者（平成20年）であり、また、20歳～59歳の働き盛りの男性の「自殺」による死亡率（平成15～19年）は人口10万対で74.4と県の64.7に比べ高い状況です。

子育て家庭を地域で応援するため、県単独事業として実施している「ファミリー・サービス事業「いわて子育て応援の店」は、圏域内で400店舗登録を目標（H21）にしていますが、不況や消費の低迷等による事業者の関心の低下等により、登録店舗が平成21年6月1日現在、176店舗（44%）にとどまっています。

当圏域内の平成19年合計特殊出生率は、岩手中部1.53、胆江1.49、両磐1.59（県1.43）と県平均より高い現状にあります。平成21年4月1日現在、保育所定員の弾力的運用により、保育所定員充足率は99.1%（県98.2%）、待機率0.6%（県0.4%）と、入所要望は高くなっています。また、女性の就労先がサービス業種に拡大していることから、休日保育の需要は高いものの7.6%の保育所しか対応できていません。

平成21年4月1日現在、当圏域の地域子育て支援センターは、30施設、ファミリー・サポート・センター³5、放課後児童クラブ⁸9と、団体数は県平均に比較して多い状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

勤労者が健康で安心して働ける環境を確保するため事業者への保健指導支援として、働き盛り年代の生活習慣病予防出前講座（メタボリックシンドローム メンタルヘルス 禁煙）を開催します。

保育サービスの充実など、子育てに関する地域資源の有効活用を進め、子育てしやすい就業環境を整備します。

主な取組内容

勤労者の心と身体の健康づくり支援

勤労者が健康で安心して働ける職場環境の整備と医療制度改革の適正実施を目的とした事業所等の職域保健の充実強化を支援します。

生活習慣病予防につながる幼少期からの適正な食生活体験を育むため、地域の食文化、食教育の専門家等の人材、団体を活用した事業を展開するなど、保育・学校・地域・家庭の協働による地域での積極的な食育を推進します。

勤労者の子育て支援

「地域子育て支援推進協議会」の設置をはじめ、関係機関のネットワーク化など、地域の子育て支援体制の整備、充実に努めます。

周産期医療情報ネットワーク導入など、地域医療連携会議等において、安心の周産期・小児医療のあり方を検討します。

3 取組に当たっての役割分担

勤労者が健康で安心して働ける環境を確保するためには、事業所における勤労者への積極的な保健指導などの健康づくり対策の推進や、子どもを産み育てやすい就労環境の整備等を進める必要があります。

このため、県においては、事業所の心と身体の健康づくり対策や一般事業主行動計画⁴の策定、子育て活動支援団体のネットワーク化など事業所自らが積極的に子育てしやすい環境の整備に努めるよう支援します。

県	市町	団体・事業所等
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における健康づくり体制の把握 ・実態把握、メタボリックシンドローム及びメンタルヘルス対策⁵指導支援 ・生涯を通じた食育推進 ・企業訪問による一般事業主行動計画の策定支援 ・商工会議所、一般店舗等訪問により「いわて子育て応援の店」の増を図る ・子育てに関する情報のデータベース化 ・子育て活動支援団体のネットワーク化支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康生活定着のための各種健康教室の開催 ・うつと自殺に関する正しい知識と情報の提供 ・食生活改善推進員等のボランティア活用による子どもから大人までの食育指導の実施 ・病（後）児保育、延長保育の拡大 ・子育て支援総合コーディネータ配置事業の推進 ・子育て教室の開催など 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づく保健指導の徹底 ・保健師等の保健指導者の配置 ・有所見者に対する管理職等の積極的な保健指導介入 ・一般事業主行動計画の策定と推進 ・子どもを産み、育てやすい雇用制度の確立 ・事業所内託児施設に関する積極的取組 ・事業所と地域の連携による子育てサポートネットの構築など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	～H20	H21	H22
勤労者の心と身体の健康づくり支援 目標：健康教育受講者数 （参考(H18)2,000人） (H20)4,500人 (H22)5,500人		事業所の健康づくり支援 生涯を通じた食育推進 心と身体のポピュレーションアプローチ ⁶	
勤労者の子育て支援 目標：「いわて子育て応援の店」店舗数 （参考(H18) - ） (H19)86店 (H22)400店		子育て支援団体のネットワーク化による支援体制整備 一般事業主行動計画の策定支援 「いわて子育て応援の店」の増加を推進	

1 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち2つ以上を合併している状態。

2 健診有所見者：職場の健康診断で検査結果が正常基準値以外であった者。

3 ファミリー・サポート・センター：地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

4 一般事業主行動計画：労働者の仕事と子育ての両立を支援するため、次世代育成支援対策推進法により301人以上の労働者を雇用する事業主に策定が義務付けられている行動計画で、300人以下は努力義務とされている。

なお、平成23年4月1日以降は、101人以上は義務化となる。

5 メンタルヘルス対策：事業所等において、うつ病等の心の病気の発生を防ぐため、ストレスの低減や病気の早期発見、復職後の援助等を行うこと。

6 ポピュレーションアプローチ：メタボリックシンドロームの概念や生活習慣病予防の基本的考え方を広く普及すること。

1 1 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり

1 目指す姿

高齢者が健康で活動的な生活を送るために、できるだけ要介護状態にならないよう健康を維持し、仮に要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活できる体制が整備されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
居宅介護・地域密着型サービス利用割合	50.6%	51.7%	55.3%

【目標値の考え方】

本県の居宅介護サービス利用割合は、全国的にみると低位であり、施設利用の依存度が高いと言われてい。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、県南圏域として居宅介護サービス利用割合について、全国平均である55.5%（平成18年度実績）まで高めることを目指すもの。

現 状

県南圏域内の高齢化率（平成19年10月1日現在）は、岩手中部25.9%、胆江27.6%、両磐29.1%です。（県全体25.8%）

当圏域内の高齢者人口（平成18年度 26年度）は、岩手中部が59,990人 65,227人（5,237人増）、胆江が40,044人 42,148人（2,104人増）、両磐が41,151人 41,886人（715人増）となり、8年間で8,056人の増加が見込まれます。

当圏域内の要介護・要支援認定者率（平成18年度 26年度）は、岩手中部が16.6% 20.1%、胆江が15.3% 17.3%、両磐が16.2% 19.5%となり、8年間で6,022人の増加が見込まれます。

要介護となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適切なマネジメントに基づいた介護予防事業等や、質の高い地域密着型サービス、居宅サービスの提供体制の充実を支援する必要があります。

() 数値は、「いわていきいきプラン2009 - 2011」の推計による。

2 目指す姿を実現するための取組

高齢者の要介護（支援）状態の悪化を防止し、利用者の状態に即した自立支援と目標指向型のサービス提供を推進するため、関係事業所等に対する指導を徹底します。

また、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続されるよう、「地域密着型サービス¹」の計画的な整備を促進します。

主な取組内容

介護予防サービスの質の向上

関係事業所に対し、利用者ごとの個別支援計画（特に機能訓練のリハビリテーション計画等）の策定状況について、実地で指導します。

地域包括支援センターへの支援を通じて、地域支援事業の実態を把握しながら、従事者に対する研修を実施します。

地域密着型サービスの整備促進

平成21年からの「第4期介護保険事業計画」における地域密着型サービスの整備目標が達成されるよう、市町・保険者及び事業者に対し適切な助言と情報提供を行います。

3 取組に当たっての役割分担

高齢者への支援は、住民に身近な市町が中心となり、その地域の住民、福祉団体、介護サービス事業所などとの協働により、地域力を最大限に発揮していくことが重要です。

このため、県においては、高齢者福祉及び介護保険の実施主体である市町（保険者）が適切な制度運営を行うよう支援を行うとともに、介護予防事業所²等への適切な指導及び情報提供を行います。

県	市町	団体・事業所等
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業所への実地指導の強化 介護予防研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 市町・保険者への適切な助言 先進事例等の情報提供など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの体制整備や適切な業務管理 介護予防事業（地域支援事業）の適切な実施 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業計画に基づく整備 公正・公平な事業者選定・指定及び指導の実施など 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントの実施 予防給付の適切な実施 <ul style="list-style-type: none"> 事業参入に当たっての調査・検討

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	~ H20	H21	H22
介護予防サービスの質の向上 目標： <ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業所への実地指導の強化(全体163事業所) (参考(H18)43事業所 (H20)50事業所 (H22)60事業所) 地域包括支援センター職員等研修会の開催 (参考(H18)2回 (H20)3回 (H22)6回) 	●	事業所に対する実地指導の強化	→
	●	地域包括支援センターに対する支援	→
地域密着型サービスの整備促進 目標：地域密着型サービス整備数（施設・居住系） ³ （参考(H18)406床 (H20)556床 (H23)984床）	●	市町、事業所に対する指導、情報提供	→

- 1 地域密着型サービス：要介護高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、平成18年度から創設された介護保険サービス。指定は市町村が行う。地域密着型サービスには、「通う」、「訪ねる」、「泊まる」を組み合わせ提供する「小規模多機能型居宅介護」、定員29人以下の「地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）、認知症高齢者が少人数で生活する「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などがある。
- 2 介護予防事業所：介護度が比較的低い要支援の方を対象に、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）等を行う事業所。利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもの。
- 3 目標数値は、「いわていきいきプラン2009 - 2011」に合わせているもの。

1 2 障がい者の地域での自立及び就労支援

1 目指す姿

障がい者が住み慣れた地域で必要な福祉サービス等が利用でき、安心・安全に、あるいは就労の機会を得て、その人らしく、いきいきと暮らしています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
入所施設等から地域生活に移行する障がい者数	63人	190人	350人

【目標値の考え方】

平成20年度に県が行った調査で、県南圏域内からの障がい者施設利用者のうち、退所して地域での生活を希望する方及び精神科病院に長期入院している方のうち、受入条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの。

現 状

- 平成18年度からスタートした障がい者自立支援制度では、入所施設等からの地域生活移行と障がい者の就労支援が大きな柱となっています。
- 障がい者の地域生活移行については、平成18年度から平成20年度までの3年間で、207人の目標に対して、実績では190人と91.8%の目標達成率となっており、目標達成に向けた取組を強化していく必要があります。
- 障がい者が地域で生活していくためには、日中活動の場や住まいの場などが地域に整備されている必要がありますが、その整備状況は遅延しており、計画的な整備について市町に助言を行っていく必要があります。(主要サービスの平成20年度目標値に対する整備割合：生活介護80.0%、就労継続支援(B)93.2%、共同生活介護127.4%、共同生活援助79.9%)
- 障がい者の態様に応じた多様な就労の場が整備され、希望する障がい者が就労できるようになっている必要がありますが、福祉施設を利用している障がい者の内、一般就労ができた人数は、平成20年度目標36人に対して実績7人と19.4%の達成率となっているほか、一般就労に至らない福祉的就労の工賃は、平成20年度目標21,800円に対して、実績は15,214円と69.8%に止まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域自立支援協議会の機能強化を図るとともに、就労支援ネットワーク等を活用した一般就労支援や障がい者就労支援事業所¹への運営改善支援を通じて、障がい者に支払われる工賃の増加をめざします。

主な取組内容

障がい福祉サービス基盤の着実な整備

地域自立支援協議会の事務局体制強化、当事者参加、アドバイザー派遣調整等により、市町の障がい福祉計画に基づく事業実施への支援を行います。

福祉施設等からの一般就労に向けた支援

一旦、福祉施設等を利用すると、なかなか一般就労に至らない場合が多く、その改善に向け、一般就労が可能となるような環境を整備し、支援していくことが求められており、平成19年度に設置した障がい保健福祉圏域の就労支援ネットワークを地域自立支援協議会の就労部会等に位置づけ、同部会が機能するよう市町の取組の支援に努めます。

福祉的就労の支援

一般就労が困難な障がい者についても、可能な限り地域で自立した生活ができるよう、就労継続支援事業の利用などによる工賃額の向上を図る必要があります。このため、県の工賃倍増計画に基づき、モデル事業所へ中小企業診断士等のアドバイザー派遣するとともに、モデル事業所の取組成果を自立支援協議会の就労支援部会等を通じ、圏域への波及に努めます。併せて、県南広域で独自に活動支援を行ってきた「あべじゃネット」の自立化に向けた支援を行います。

3 取組に当たっての役割分担

障がい者への支援は、住民に身近な市町が中心となり、その地域の障がい福祉サービス事業所、医療機関、福祉団体などとの協働により、地域力を最大限に発揮していくことが重要です。

このため、県においては、市町への支援とともに、障がい者の経済的な自立を促進するため、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等とのネットワークの構築による就労支援や障がい者就労支援事業所の運営改善を支援します。

県	市町
<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会への参画による支援 ・障がい者就労支援ネットワーク参画による支援 ・障がい者就労支援事業所に対する個別支援、集団支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援体制の確保 ・自立支援協議会の設置・運営 ・障がい福祉計画の策定及びサービス基盤の整備 ・就労を希望する障がい者に対する事業所訪問等の個別対応など
団体・事業所等	地域住民
<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談の対応 ・自立支援協議会への参画 ・サービスの提供 ・障がい者の正しい理解 ・障がい者の実習受け入れ ・障がい者のものづくりに対する専門的な助言、指導など 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の正しい理解 ・障がい者の地域生活の支援 ・ボランティア活動等による支援など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	～H20	H21	H22
障がい福祉サービス基盤の着実な整備 目標：障がい者グループホーム ² 等利用者数 （参考(H18)293人） (H20)395人 (H22)508人		サービス基盤の整備 情報提供・市町支援 障がい者相談支援体制維持	
福祉施設等からの一般就労に向けた支援 目標：福祉施設からの一般就労障がい者数 （参考(H18)4人） (H20)7人 (H22)50人		就労支援ネットワークの自立支援協議会の部会への位置づけ支援 自立支援協議会の就労部会等の運営支援(個別事例検討会の開催支援など)	
福祉的就労の支援 目標：平均工賃 （参考(H18)15,388円） (H20)15,214円 (H22)27,800円		工賃倍増支援(モデル事業所の取組を就労支援部会等を通じ圏域に波及) 「あべじゃネット」自立化に向けた支援	

- 1 障がい者就労支援事業所：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、生活支援などに福祉サービスも行う事業所。
- 2 グループホーム：障がい者等が世話人の援助（食事の提供、身の回りの世話等）を受けながら、アパート等を借りて共同生活を行う場所。

1 3 住民の暮らしを守る防災対策の推進

1 目指す姿

岩手・宮城内陸地震被害の復旧対策が推進され、復興が進んでいます。

また、今後高い確率で発生が予想される「宮城県沖地震」や、頻発する局地的集中豪雨などの自然災害に備え、ハード・ソフト両面からきめ細かい対応が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
岩手・宮城内陸地震による公共土木施設災害の復旧	-	39.4%	100.0%

箇所数の割合（災害関連事業を除く。）

【目標値の考え方】

岩手・宮城内陸地震により被災した県管理公共土木施設142箇所（災害査定決定箇所数）の復旧について、平成22年度までに完了することを目標値とするもの。

現 状

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震により被災した、一般国道342号、397号及び主要地方道花巻衣川線などで早期の復旧に向けた取組が進められています。

しかし、一関市真湯～秋田県境間、矢櫃、奥州市衣川区大平などで今なお全面通行止めとなっているほか、随所で片側交互通行規制が行われ、交通に支障を来しています。

また、山地崩壊に伴う土砂災害等二次災害の危険から、今なお仮設住宅等に避難生活を余儀なくされている世帯、住民がいることから、早期の復旧と復興に向けた取組が必要となっています。

宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されており、木造住宅が多く、かつ古い建築年次の住宅が多い岩手県においては、住宅の耐震対策の強化に緊急に取り組む必要があります。特に耐震性能の低い既存住宅ストックについて、地震による倒壊を防ぐ耐震化を促し、県民の生命を守り、火災等による被害の拡大を減ずる対策が求められています。

また、災害時の物資輸送等に必要な路線を確保するため、緊急輸送道路における橋梁耐震補強などを着実に推進し、近い将来に高い確率で発生が予想される大規模地震に備えることが必要です。

平成19年9月に来襲した台風9号や停滞した秋雨前線では、時間雨量60mmや総雨量300mmを越えるなど、これまでの記録を上回る集中豪雨等により、公共土木施設に大きな災害が発生するとともに、農地が冠水し、農作物に甚大な被害を及ぼすなど、大規模な洪水被害が発生しており、これからも洪水対策としての河川の整備は、住民が安心して生活できる環境を構築するため進めていく必要があります。

当圏域には、がけ地など土砂災害危険箇所が821箇所¹あり、平成21年3月末までに整備された箇所は108箇所となっています。引き続き防災施設の整備による対策を着実に進めていくとともに、土砂災害警戒情報の提供や土砂災害警戒区域²の指定など、ソフト対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進することが必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

岩手・宮城内陸地震被災箇所の復旧を推進します。

また、ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた地震、洪水、土砂災害などの対策と、住民と行政が協働するパートナーシップの構築を図り、県民の意思や住民の主体性を尊重した安全・安心な地域づくりの推進に取り組みます。

主な取組内容

岩手・宮城内陸地震災害復旧の推進

国道342号「一関市須川～真湯工区」の改良復旧、国道342号「一関市祭時大橋」国道397号「奥州市石淵道路」等の復旧対策を推進するとともに、一級河川北上川水系磐井川、産女川や奥州市衣川区石生の沢の土砂災害対策の整備を進めます。

地震対策の推進（橋梁）

国道107号「北上市平和橋」、国道283号「花巻市安野橋」、「遠野市岩根橋」など、緊急輸送道路を中心とした橋梁耐震対策を計画的に推進します。

地震対策の推進（建築物）

平成19年1月に策定された「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、従来から行っている耐震診断支援のほか、耐震改修への支援、安心して住宅等の改修ができるようにするための業者育成、普及啓発などの取組を総合的に推進します。

洪水対策の推進

一級河川北上川の改修や一関遊水地の整備を促進します。

集中豪雨等により被災した河川は早急に復旧対策を進めるとともに、遠野第二ダムの建設や一級河川黄海川等の河川の改修を進め、洪水被害の防止対策を推進します。

土砂災害対策の推進

急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業を推進するとともに、がけ崩れ危険箇所からの住宅移転費の一部を補助するなど、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

岩手・宮城内陸地震被害箇所の早期復旧を進めるとともに、緊急輸送道路確保のための橋梁耐震補強や河川改修事業、地域防災拠点施設等のハード整備を進める一方、県・国・市町が連携し、ハザードマップ³の作成や自主防災組織の育成強化などソフト対策にも取り組みます。

また、「胆沢ダム」や「一関遊水地事業」の整備を促進します。

県	市町	国
<ul style="list-style-type: none"> ・岩手・宮城内陸地震被害箇所の復旧の推進 ・橋梁耐震対策の推進 ・河川改修の推進 ・市町の行う住宅の耐震対策への支援 ・土砂災害対策の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の耐震対策 ・ハザードマップの作成 ・総合防災拠点施設の整備 ・避難路の設定・周知 ・自主防災組織の育成 ・住民への耐震対策の支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・北上川の河川改修 ・「胆沢ダム」や「一関遊水地事業」の整備など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	～ H20	H21	H22
岩手・宮城内陸地震災害復旧の推進 目標：災害復旧工事完了 (参考(H18) -) (H22) 工事完了	●	災害復旧工事の実施	→
地震対策の推進（橋梁） 目標：橋梁の耐震対策完了橋梁数 (参考(H18)6橋) (H21～H22)4橋	H15	国道283号 花巻市安野橋 国道283号 遠野市岩根橋 国道107号 北上市平和橋	→
地震対策の推進（建築物） 目標：住宅の耐震改修実施戸数 (参考(H18) 0戸) (H21～H22)80戸	●	岩手県耐震改修促進計画の推進	→
洪水対策の推進 目標：河川改修事業等完了地区数 (参考(H18)6地区) (H21～H22)2地区	H2 H19	来内川 遠野第二ダム 遠野市 黄海川 河川等災害関連 藤沢町	→
土砂災害対策の推進 目標：土砂災害対策完了地区数 (参考(H18)3地区) (H21～H22)3地区	H17 H16 H20	総合流域防災(急傾) 一関市鬼吉 急傾斜対策 一関市館山の2 砂防事業 奥州市石生の沢	→

1 821箇所：保全人家5戸以上等の土石流危険渓流390渓流、保全人家5戸以上等の急傾斜地崩壊危険箇所339箇所、及び地すべり危険箇所92箇所を合わせた数値。

2 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域

3 ハザードマップ：防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図

1 4 環境と共生した持続可能な地域社会の構築

1 目指す姿

一人ひとりが環境に対する正しい理解と判断に基づき、自主的に行動することにより、環境と経済が調和した環境先進地域が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
環境に配慮し、何らかの行動に努めている人の割合	-	72.3%	75%

【目標値の考え方】

出典：県民生活基本調査（H20）

県民の「実行している」と回答する割合を、「4人のうち3人」に高めることを目指すもの。

現 状

県南圏域では、各種産業の集積が進み（製造業事業所数1,313社、H19）、多種多様な化学物質が使用され、各種産業廃棄物の排出も県内の37%（H14）を占めています。これらは概ね適正に処理されていますが、一部には化学物質による土壌や地下水の汚染、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理がみられます。

当圏域内企業においては、環境ISO¹の認証（管内数194社（全県の50.5%）、H20.3.31現在）や岩手県が認定している「いわて地球環境にやさしい事業所」の取得（管内数112社（全県の72.7%）、H21.3.26現在）など、環境に関する取組が活発に行われています。

北上川中流域の河川水質は、下水道や浄化槽などの汚水処理施設整備や産業排水対策などにより、概ね良好な状態ですが、農地等（非特定汚染源）からの肥料成分の流出や水路改修等による自然の持つ自浄作用の低下、さらには地球温暖化に伴う水環境の変化などが懸念されます。

当圏域の森林面積は、35万6千haと県内森林面積の約30%を占めており、これらの森林は域内の水源かん養、山地災害防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、野生生物の生息地確保など、多くの公益的機能を有しています。こうした公益的機能が将来とも損なわれることのないよう保全・整備などの取組が必要となっています。

早池峰国定公園や栗駒国定公園などにおいては、グリーンボランティア²（登録数117名、H21.4.1現在）やNPOとの連携による各種保全の取組が行われています。こうした自然保護に係るボランティアの育成や活動の支援が必要です。

環境に配慮し、何らかの行動に努めている人の割合はおよそ7割となっており、環境と共生した持続可能な地域社会を構築するため、県民一人ひとりの取組を促進させていくことが必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

環境監視や廃棄物の不適正処理対策を強化するとともに、森や川など豊かな自然環境の保全、企業の環境負荷の低減に向けた取組への支援や地域の環境を支える人づくりを推進します。

主な取組内容

森を大切に守り育て、きれいで豊かな水を維持し、人が水と緑に親しめる流域の確保
流域協議会の環境活動の充実強化を図るとともに、各流域の連携による地域の環境保全を推進します。

「いわての森林づくり県民税」を活用して、森林の有する公益的機能の高度発揮につながるような間伐推進などの森林整備を実施します。

これまでの生活排水対策や工場事業所の監視指導のほか、農地等の非特定汚染源対策などを推進します。

循環型社会構築に向けた住民・事業者への啓発・人づくり、企業の環境取組の支援

いわて地球環境にやさしい事業所認定取得数の促進を図ります。

不法投棄、不適正処理防止のため、関係機関と連携を図りながら監視指導を強化します。

各種産業活動や市民生活において、資源の有効利用と環境負荷の削減に向けて3R³を推進します。

環境と調和した持続可能な農業の推進のためエコファーマー⁴の確保や農地・水・環境保全国上対策の推進、耕畜連携による家畜排せつ物の利用の促進、バイオマスとしての活用を検討します。

地球温暖化防止のためのライフスタイルの確立に向けた意識啓発、人づくりの推進
地球温暖化対策地域協議会の設立促進を図るとともに、既設協議会の活動を積極的に支援します。
身近にできる「CO₂ダイエット・マイナス8%いわて」県民運動の推進など岩手県地球温暖化対策地域推進計画の着実な推進に取り組みます。
地球温暖化防止活動推進員及び岩手県地球温暖化防止活動センターなどとの連携のもと、エコドライブの推進やペレットストーブの普及など地域における取組を支援していきます。

3 取組に当たっての役割分担

環境と共生した地域社会を構築するためには、県民一人ひとりの環境意識を高め、さらに、実効ある取組に繋げることが必要であり、これらを推進するためには、環境を支える人づくりや県民、NPO、事業者、行政の連携・協働が重要です。

県においては、広域的な連携を図りながら地域の環境活動への支援や取組の活性化を図るための事業の実施、また、わかりやすい環境情報の提供など啓発に努めていきます。

県	市町
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援 ・事業実施 ・取組への協力、情報提供など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援 ・事業実施 ・取組への協力など
企業等	地域住民
<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策への協力 ・地域住民やNPO支援 ・自発的活動など 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連携 ・地域内連携 ・自発的活動など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	~ H20	H21	H22
森を大切に守り育て、きれいで豊かな水を維持し、人が水と緑に親しめる流域の確保 目標：環境活動団体 （参考(H18)72団体） (H20)78団体 (H22)85団体		森川海条例に基づく事業実施 流域協議会の活動支援 流域協議会の広域連携推進	
		やさしい事業所認定の実施 不法投棄等の監視指導強化 3Rを推進するための啓発等	
		市町との連携による温暖化対策地域協議会設立支援 意識啓発・情報提供の実施 地域における取組の支援	
循環型社会構築に向けた住民・事業者への啓発・人づくり、企業の環境取組の支援 目標：いわて地球環境にやさしい事業所数 （参考(H18)53社） (H20)112社 (H22)120社			
地球温暖化防止のためのライフスタイルの確立に向けた意識啓発、人づくりの推進 目標：地球温暖化対策地域協議会数 （参考(H18)2団体） (H20)6団体 (H22)10団体			

- 1 環境ISO：企業や団体等の組織が事業活動を行う際の環境影響考慮活動などに係る国際規格。
- 2 グリーンボランティア：自然公園や自然環境保全地域で、高山植物の保護、利用者へのマナー指導や保全活動を行うボランティア。
- 3 3R：3Rは、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。
- 4 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた農業者。

1 5 暮らしの環境とまちづくりの推進

1 目指す姿

住民が安心して快適に暮らせる住みよいまち、魅力と活力のあるまちが形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
市民活動参加率	31.9%	41.4%	50.0%

【目標値の考え方】

20歳以上の県民の2人のうち1人が市民活動に参加することを目指すもの。

現 状

本県の人口は平成9年以降減少し、県南圏域においても平成10年以降減少傾向にあり、平成19年の人口522,627人に比べ平成20年は519,261人と3,366人、0.6%減少しました。

年少人口は昭和30年を、生産年齢人口は昭和54年をピークに減少しているのに対し、老年人口は一貫して増加しています。全県の平成20年の老年人口26.3%に対し当圏域は27.7%となり、高齢化が進んでいます。

本県における高齢化率が50%以上の集落数は、平成8年の8集落から平成18年には54集落と著しく増加しており、当圏域においても平成8年の3集落が平成18年には7集落に増加し、また中心市街地においても空き店舗の増加がみられるなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されることから、その活性化に向けた取組が必要となっています。

安全で安心な暮らしの環境づくりを目指し、通学児童数や交通量の多い区間の歩道設置を進めていますが、引き続き通学児童等歩行者の安全確保に向け、歩道の整備が必要です。また、まちに暮らす多様なすべての人が、自分の意志で自由に行動できるよう公共施設のユニバーサルデザイン¹化も重要となっています。

地域ごとの特色ある景観が失われていることから、平成16年に景観法が施行され、その後各自治体では、それぞれの地域の特徴を生かした環境基本条例、環境基本計画や景観計画を策定し、景観への取組が進められています。

下水道をはじめとする污水处理施設の整備が進められています。当圏域の污水处理人口普及率（平成20年度末）は67.2%であり、県平均の70.2%より少し低い値となっています。引き続き同普及率向上に向けた取組が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

まちは、中心市街地や農山村地域を含んだ、様々なコミュニティの集合体であり、それぞれが密接に関連してコミュニティが元気になることで、地域全体が活性化（＝まちづくり）することから、郊外から周辺の中山間地域の集落までを含めた総合的な「まちづくり」「地域の活性化」について市町と連携し、効果的な施策を展開していきます。

ひとにやさしいまちづくりを目指して、ユニバーサルデザインを推進するとともに、安全、環境、景観に配慮し、地域の実情に応じた生活排水対策や電線類地中化などの基盤整備を進めます。

主な取組内容

地域コミュニティの活性化に向けた取組

地域コミュニティの活性化によるまちづくりを推進するため、市町と連携し、地域づくり団体の交流支援や先進事例を紹介するフォーラムの開催、各種支援制度の情報提供など効果的な施策を展開していきます。

中心市街地の賑わいの創出や、企業と農村との交流等の取組を支援します。また、商業を活性化させる取組を支援します。

安全・安心なまちづくりの推進

ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進や普及啓発、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、歩行者の安全確保対策として通学路などの歩道を整備し、安全で安心なまちづくりを推進します。

景観保全・形成

違反広告物の撤去や市街地の電線類地中化など、景観に配慮した整備を推進します。

汚水処理対策の推進

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等地域の実情に応じた生活排水対策を推進するとともに、接続率の向上を目指してPR活動を実施していきます。

3 取組に当たっての役割分担

地域コミュニティの活性化に当たっては、地域自らの主体的、積極的な取組が求められることから、県においては、市町と密接に連携しながら地域の取組を支援します。

また、安全で環境、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりを目指し、歩道の整備や電線類地中化を進めるとともに、市町と連携して汚水処理施設への接続率向上に取り組めます。

県	市町	住民等
<ul style="list-style-type: none"> 市町と連携した地域コミュニティ活性化への支援 都市計画道路の整備 汚水処理施設整備への支援 歩行環境の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活性化への支援 汚水処理施設整備等 歩行環境の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会活動への参加 NPO法人等が実施するまちづくり活動への参画など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	~ H20	H21	H22
地域コミュニティの活性化に向けた取組 目標：地域づくり団体のマッチング件数 (参考(H18) 件) (H20)0件 (H22)3件	● コミュニティ調査・研究	● 地域づくり団体の交流支援 ● フォーラムの開催 ● 各種支援制度の情報提供	● 農楽工楽(のらら)クラブなど交流活動の支援
安全・安心なまちづくりの推進 目標：歩行環境の整備事業完了地区数 (参考(H18)8地区) (H21~H22)7地区	H15 石鳥谷花巻温泉線 花巻市北湯口 ● 国道107号 遠野市凌沢	● 花巻温泉郷線 花巻市四日町 ● 花巻北上線 北上市平沢 ● 永沢水沢線 奥州市満倉 ● 国道457号 一関市高梨	● 松川千厩線 一関市台
景観保全・形成 目標：電線共同溝完成延長 (参考(H18) - m) (H21~H22)410m	H18 国道284号 一関市田村町 H19	● 水沢停車場線 奥州市中町	
汚水処理対策の推進 目標：汚水処理人口普及率 (参考(H18)64.6%) (H20)67.2% (H22)80.3%		● 汚水処理対策	

1 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。

沿岸広域振興圏

1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像（平成30年度）

三陸から世界へ挑む産業が躍動し、
海陸の交流拠点としての機能を担う地域

2 圏域の振興施策の基本方向（平成21年度から平成22年度まで）

沿岸圏域の地域特性に応じた振興施策について、次の2つの基本方向に基づく11の重点施策に取り組んでいくこととします。

地域の自立と活力を生み出す産業の振興

中核企業や誘致企業等の事業展開ニーズに対応できる、競争力と創造力のある地域企業及び産業人材を育成するとともに、企業誘致を推進します。また、海洋資源などの三陸沿岸地域が持つ多様な資源を生かし、産学官連携等による新たな事業の創出など活力ある産業の展開と雇用拡大等を進めます。

意欲ある担い手の育成・確保などにより地域の基盤である農林水産業生産の維持拡大を図るとともに、地域資源を活用して生産者や加工流通事業者をはじめ観光・外食関連産業など地域産業全体で、海外市場も視野に入れて競争力のある食産業の集積形成に向けた取組を進めます。

三陸の海岸美などの優れた自然景観や歴史文化、産業遺産などの様々な地域資源を活用し、地域産業全体が一体となって地域回遊交流型観光を造成し、交流人口の拡大を図ることにより、観光関連収益をはじめ地域への様々な活力創出等を進めます。

《重点施策》

- 1 地域経済をリードするものづくり産業の集積
- 2 産業を支える社会基盤の整備
- 3 雇用環境の改善
- 4 地域産業の基盤としての農林水産業の振興
水産業
農業
林業
- 5 沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開
- 6 総合産業としての観光の展開

安全・安心な暮らしができる三陸地域の形成

宮城県沖地震などの地震津波による被害発生が想定されていることから、防災意識の高揚・普及啓発などのソフト対策や防災対策施設の整備等に努めます。また、地域社会を構成する市町村・NPO等と連携しながら住み良いまちづくりを推進するとともに、便利で快適な住民生活の維持向上のため、生活基盤の整備を進めます。

安心して健やかに地域生活が営めるよう、地域の伝統や生活文化が息づく地域コミュニティを生かしながら、恵まれた自然環境を保全するとともに、少子高齢化への対応や地域医療の確保などをはじめとする定住環境づくりを進めます。

《重点施策》

- 7 地震・津波等の災害に強いまちづくりの推進
- 8 住み良い暮らしの環境づくりの推進
- 9 良好な自然環境の保全と活用による環境との共生の実現
- 10 安心して子どもを産み育てることができ、健やかに長寿を楽しむ社会の実現
- 11 安心で健やかに暮らせる地域医療の確保及び健康づくりの展開

1 地域経済をリードするものづくり産業の集積

1 目指す姿

世界的シェアを誇る地域中核企業群の着実な成長と更なる企業の立地が進むなか、地域企業の経営力等の強化が進み、産学官金連携等による、海洋資源をはじめとした地域固有の産業化シーズ¹を活用した新産業の創出が図られるなど、活力と魅力あるものづくり産業が展開され、沿岸圏域の経済と地域の雇用を支えています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ² 等）の製造品出荷額	1,648 億円	1,815 億円	1,496 億円

【目標値の考え方】

ものづくり関連分野の製造品出荷額は、平成 19 年度実績が「いわて希望創造プラン」で設定した平成 22 年度目標値を上回ったものの、その後の経済情勢の急激な悪化から平成 20 及び 21 年度は数値の大幅な下落が現実視されることから、目標値は「いわて希望創造プラン」策定当初のまま据え置くもの。

現 状

沿岸圏域では、産業構造転換の波に十分乗り切れなかったことなどから、製造品出荷額等の全県に占める割合は、昭和45年当時の45.0%に対し、近年は14%前後と大幅に縮小しています。また、目下の厳しい経済不況の影響を受け、経営が悪化する企業が増えてきています。誘致企業数については、内陸部との交通アクセス等の地理的な要因などにより、県南圏域と比較し、少ない状況にあります。

企業の経営力強化や企業誘致などを促進するため、県北・沿岸圏域での特別優遇措置を盛り込んだ各種産業支援制度が創設されています。

集積が進みつつある国のエコタウンプラン³承認によるリサイクル産業や、空気圧機器⁴関係、コネクタ⁵・金型⁶等の地域中核企業とその関連産業について、一層の集積促進が必要です。また、産業集積に欠かせない人材の育成についても、継続して取り組む必要があります。

沿岸圏域ならではの試験研究機関のほか学術研究拠点などが立地しており、新たな産業の創出等に向けた、産学官金の今後の更なる連携強化が必要です。

地域企業間の交流が進みつつあります。今後は事業拡大等につながるよう、地域中核企業や北上川流域企業等との連携を一層深めていく必要があります。

地元就職率が低迷しており、地域が一体となって、更なる雇用拡大と地元定着に取り組んでいく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

沿岸圏域の経済を支える力強いものづくり産業を形成していくため、これまで培ってきた優れた産業風土を生かしながら、高い競争力と創造力を持ち、中核企業や誘致企業等の事業展開ニーズにも対応できる地域企業を育成するとともに、企業誘致を推進します。

また、企業間・産学官金連携などの一層の推進、産業人材の育成や地元雇用の拡大などに取り組んでいきます。

主な取組内容

ものづくり産業の育成強化

経営基盤の強化など地域企業の競争力を高める各種支援施策の展開を基本に、新規事業の創出や取引拡大のための圏域内及び北上川流域企業との連携強化等を推進します。

産学官金連携による素材系（コバルト合金）等の技術開発・実用化を推進します。

企業誘致等の推進

県と市町村が設置した企業誘致の沿岸圏域チームの活動を軸に、基盤技術の一層の集積を促進し、県南圏域からの二次展開の誘導を図るほか、港湾活用型企業や自動車関連企業等の誘致を推進します。

産業人材の育成及び地元雇用の拡大

事業拡張など地域企業のニーズに対応した産業人材の育成と確保を図るほか、地元就職を促進します。

新入社員を対象としたフォローアップ⁷や、企業採用担当者を対象としたセミナーの開催等により新入社員等の職場定着を促進するほか、企業での長期インターンシップ⁸等の実践教育を展開していきます。

3 取組にあたっての役割分担

ものづくり産業の集積を進めるためには、主体である民間企業が技術レベルを向上させるとともに、独創性のある製品開発力を養い、競争力を高めていくことが重要です。

企業自らが業界の動向やニーズを把握し、他企業や産学官金との交流・連携を進めることができるよう、県は、市町村等関係機関と連携しながら圏域内ものづくり産業振興施策の企画・調整を行い、企業力強化やシーズの事業化に向けた支援、産業人材の育成や企業誘致の強化に取り組めます。

県	市町村	企業・団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ものづくり産業振興施策の企画・調整 企業力強化のための支援、指導 地域内外の企業交流・連携の促進（異業種含む） 産学官金連携の強化、事業化等の支援 企業誘致及びフォローアップ 人材育成の推進 各種産業支援制度のPRなど 	<ul style="list-style-type: none"> 域内の産業振興施策の企画・調整 企業誘致及びフォローアップ 工業用地の整備 人材育成の推進 各種産業支援制度のPRなど 	<ul style="list-style-type: none"> 技術力の向上 研究開発の推進・取引拡大 人材育成・養成支援 資金支援など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>ものづくり産業の育成強化</p> <p>目標：他地域との交流・連携事業等に参加する沿岸圏域側企業数 （参考（H18）0社） （H20）18社 （H22）20社</p>	<p>北上川流域産業集積地域等との交流・連携強化による新規販路開拓</p>	<p>圏域内での企業連携の強化及び産学官金連携による技術開発・実用化の推進</p>	<p>企業の経営基盤強化に向けた支援</p>
<p>企業誘致等の推進（ものづくり関連分野）</p> <p>目標：新規立地・増設件数（累計） （参考（H18）3社） （H20）7社 （H22）9社</p>	<p>企業誘致の展開</p>	<p>誘致企業のフォローアップ</p>	
<p>産業人材の育成及び地元雇用の拡大</p> <p>目標：新規高卒者圏域内就職率 （参考（H18）42.1%） （H20）38.2% （H22）42.1%</p>	<p>従業員向け実践的研修等による産業人材育成の推進</p>	<p>企業や関係機関と連携した若年層の雇用促進</p>	<p>産学連携による実践的教育の推進</p>

- 1 シーズ：新技術や製品などを生み出す可能性を秘めた、今後の応用研究や実用化研究の基になる研究成果等。
- 2 デバイス：IC（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
- 3 エコタウンプラン：先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的に、都道府県等が作成する事業プラン。
- 4 空気圧機器：圧縮空気の圧力を動力源として、人の手や足に代わる様々な作業をする機器。
- 5 コネクター：電子回路や光通信において配線を接続するために用いられる部品・器具。
- 6 金型：工業製品やそのパーツをプレス加工などにより製造する場合の型。
- 7 フォローアップ：ある物事を徹底するために、その物事の展開を調査し、補い助けること。
- 8 インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行なうこと。

2 産業を支える社会基盤の整備

1 目指す姿

高速道路網や港湾など物流ネットワークの整備が進み、圏域内はもとより圏域外との活発な企業活動が展開されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
コンテナ対応の港湾施設（岸壁）整備率	0%	15%	72%

【目標値の考え方】

社会経済のグローバル化や国際的な大競争時代を迎え、輸送効率の向上、コスト縮減を図るためのコンテナの利用促進が必要とされている。

コンテナの利用促進を図るため、圏域内の各港において、コンテナ用クレーンに対応できるよう、岸壁の補強を進め、平成22年度の整備率を72%とするもの。

現 状

高速道路や新幹線、空港による高速交通体系の効果を県内に広く波及させるため、内陸部と沿岸部とを結ぶ横軸の整備を進めてきた結果、近年、内陸部と沿岸部との移動にかかる時間は短縮され、利便性が徐々に向上しています。

県道など圏域内の主要な地域間を結ぶ幹線道路については、狭あいだで蛇行しているなど状況が悪い部分の改良を中心に着実に整備を進めてきています。

沿岸圏域には大船渡港、釜石港、宮古港の3つの重要港湾があり、港湾地域に立地するセメント、鉄鋼製品、木材加工等の産業や、内陸部に立地する自動車関連産業、また、県民に必要な石油製品などの供給を支える物流拠点としての役割を果たしています。

特に釜石港公共埠頭の拡張工事が平成19年3月に完成し、また、大船渡港では、新たに国際貿易コンテナ船定期航路が開設されるなど多目的国際ターミナルとしての港湾機能の整備が進められています。

2 目指す姿を実現するための取組

沿岸圏域の産業経済の展開を支える軸となる縦・横の高速道路網等の構築に向けて取り組むほか、産業振興の観点から効果が確実に予見できる社会基盤について、より一層の選択と集中を行いながら重点的な整備を進めます。

主な取組内容

高速道路網等（縦・横の機軸ネットワーク）の構築

仙台地域をはじめ圏域外との経済交流による飛躍的な発展が期待される縦軸連携を図るため、三陸縦貫自動車道や三陸北縦貫道路の整備を促進します。

工業集積の進展が予想される県央圏域、県南圏域との一層の横軸連携を図るため、東北横断自動車道釜石秋田線の整備を促進するとともに、地域高規格道路宮古盛岡横断道路の整備を推進します。

物流支援・交流促進のための幹線道路網等の整備

内陸部と港湾等の物流拠点とのアクセス向上を図るため、国道107号、283号及び397号等の国道整備をはじめ、主要地方道や一般県道による幹線道路網の整備に取り組みます。

農道、林道については、国・県道や市町村道と一体となったネットワークの構築に取り組みながら効率的な整備を推進します。

物流支援のための港湾の利活用促進

国際貿易コンテナ船の定期航路が開設された大船渡港をはじめ、自動車積み出しや内航フェリー等での利用が進む釜石港や宮古港などの港湾について、利用状況等に対応した整備と維持管理に努めます。

北上川流域の工業集積地などの内陸部と沿岸部を結ぶ物流ネットワークの構築を背景に、圏域内港湾の利活用を促進し、物流拠点の形成に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路や、東北横断自動車道釜石秋田線の高速道路網等の整備を促進するとともに、内陸部と港湾等の物流拠点を結ぶ一般国道や主要地方道の整備等、効率的な物流を支える幹線道路網等の整備を推進するなど、国や県、市町村が適切な役割分担のもと、相互に連携を図りながら社会資本の整備に取り組みます。

また、これまでに整備してきた社会資本が活発に利用されることが大切であり、利便性を高めることなどにより、住民や企業の利活用を促進します。

県	市町村	国・企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・国道（県管理）、県道の整備 ・港湾の利活用促進 ・港湾整備 ・企業活動支援のための環境整備 ・農道、林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道の整備 ・企業活動支援のための環境整備など ・県と連携したポートセールスの展開 ・農道の管理 ・林道の整備・管理 	国） <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路網等の整備 ・港湾整備 企業等） <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な物流推進のための港湾の活用

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
高速道路網等（縦・横の機軸ネットワーク）の構築 目標：高速道路網等の整備実施工区のうち供用工区数（国事業） （参考（H18）0工区） （H20）1工区 （H22）2工区	高速道路網等の整備		
物流支援・交流促進のための幹線道路網等の整備 目標 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備実施工区のうち完了工区数 （参考（H18）5工区） （H20）3工区 （H22）3工区 ・農道、林道整備完了工区数 （参考（H18）5工区） （H20）1工区 （H22）0工区 	幹線道路網の整備		
	農道整備		
	林道整備		
物流支援のための港湾の利活用促進 目標：定期航路数 （参考（H18）2航路） （H20）2航路 （H22）3航路	関係機関や企業等との連携による圏域内港湾の利活用促進に向けた普及啓発		
	首都圏等への企業訪問などポートセールス活動の推進		
	利用状況等に対応した整備		

1 内航フィーダ：輸出入貨物の国内中継輸送。大型コンテナ船の寄港する港と寄港しない港の間を小型船により補助輸送すること。

3 雇用環境の改善

1 目指す姿

ものづくり産業の基盤強化、地域の特性を生かした産業振興が図られ、沿岸圏域で職を求める者が就職できるような雇用の場が創出されています。

また、各地域産業活性化協議会が実施する人材養成事業等が展開され、若年者等が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
求人不足数	2,357人	2,898人 (3,982人)	2,900人

上記表中、「現状値(H20)」欄の 印は、平成20年度第4四半期の数値

【目標値の考え方】

雇用情勢の悪化に伴い増加した平成20年度第4四半期の求人不足数(3,982人)を平成20年度値(2,898人)と同程度までに改善を目指すもの。

現 状

沿岸圏域は、産業構造の変革の波に十分乗り切れなかったことや、内陸部との交通アクセスの問題など地理的な要件等により、誘致企業数が少ない状況にあることから、他圏域に比べ経済をけん引している産業・企業が少なく、雇用創出効果の高い産業の形成が不十分です。

さらに、世界同時不況による景気の低迷、金融不安等の要因は企業の雇用調整を急速に促し、有効求人倍率の低下が続くなど雇用情勢は悪化の一途をたどっており、雇用の維持・確保が喫緊の課題となっています。

企業誘致の促進などに向け、県北・沿岸圏域での特別優遇措置を盛り込んだ支援制度が創設されています。

地元就職率が低迷しており、地域一体となって更なる雇用の拡大と定着に向けた取組が必要になっています。

障害者自立支援法施行により、施設入所者の多くが地域に移行すると見込まれており、こうした障がい者の就労を支援する体制の整備が必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

活力ある地域経済を構築するため、国の交付金を財源とした基金を活用し、緊急かつ臨時的な雇用・就業の機会及び継続的かつ安定的な雇用の機会を創出するなど、更に強力に雇用対策を推進します。

また、企業誘致の推進や、新事業創出・取引拡大などの産業支援により新たな雇用の場を創出するほか、産業人材の育成や職場定着率の向上のための施策を国、市町村や関係団体・企業等と一体となって展開します。

主な取組内容

新たな雇用の場の創出

地域雇用開発計画に基づき、国の制度と連動して、意欲的な事業者の雇用拡大や、労働力確保・育成のための職業能力開発などを推進します。

県と市町村が連携し、企業誘致に強力に取り組めます。

緊急雇用創出事業により、失業者に対して次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出し、ふるさと雇用再生特別基金事業により、地域の雇用再生のために継続的な雇用を創出する市町村の取組を支援するなど、雇用の創出に努めます。

産学官金の交流連携、農商工連携や建設業等の異業種参入を促進することによる新事業創出と取引拡大や、障がい者に対する就業支援、「地域雇用創造推進事業」など市町村による雇用開発の取組などと協働し、新規雇用創出に努めます。

産業人材の育成及び地元雇用の拡大〔ものづくり産業の集積（再掲）〕

事業拡張など地域企業のニーズに対応した産業人材の育成と確保を図るほか、地元就職を促進します。

新入社員を対象としたフォローアップや、企業採用担当者を対象としたセミナーの開催等により新入社員等の職場定着を促進するほか、企業での長期インターンシップ等の実践教育を展開していきます。

3 取組に当たっての役割分担

雇用の維持・確保に向けた緊急の取組については、国の交付金を財源とした基金を活用するなどし、県・市町村が連携のうえ、更なる雇用及び就業機会の創出に取り組むことが重要です。

また、雇用の創出を図るため、民間企業は事業の拡大や新たな事業への取組を行っていくことが必要です。県と市町村は、一体となりこれら企業の取組に対して支援するほか、新たな企業の誘致や、企業の就業者の定着率向上のための仕組みづくりと事業実施に取り組めます。

県	市町村	団体・企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用開発計画の策定 ・基金事業の推進、支援 ・企業誘致 ・産学官金連携の強化、事業化の支援 ・人材育成システムの構築など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用創造計画の策定 ・基金事業の推進 ・企業の誘致及びフォローアップ ・工業用地の整備 ・人材育成の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の確保 ・研究開発の推進・取引拡大 ・人材育成・養成支援など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>新たな雇用の場の創出</p> <p>目標：産業振興施策による雇用創出数 （参考（H18）280人） （H20）402人（累計） （H22）800人以上（累計）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意欲的な企業の育成支援 ・県北・沿岸地域中小企業振興特別資金による支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業の推進 ・緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の推進支援など
<p>産業人材の育成及び地元雇用の拡大（再掲）</p> <p>目標：新規高卒者圏域内就職率¹ （参考（H18）42.1%） （H20）38.2% （H22）42.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各企業や関係機関と連携した若年層の雇用促進 ・高校生向けのセミナーや企業説明会など 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員向け実践的研修等による産業人材育成の推進 ・企業立地促進法に基づく「地域産業活性化計画（基本計画）」と同計画に基づく人材養成事業の実施など 	<ul style="list-style-type: none"> 産学連携によるキャリア教育・実践的教育の推進 ・ものづくり人材コーディネーターの設置と産学連携支援など

1 新規高卒者圏域内就職率：新規高卒就職者のうち圏域内の事業所に就職した者の割合（岩手労働局公表資料による：6月末現在）。

4 - 地域産業の基盤としての農林水産業の振興【水産業】

1 目指す姿

養殖業を中心とした収益性の高い水産業の確立が図られ、意欲と能力のある担い手を中心に、漁家所得などが着実に向上し、活気にあふれ、人々が誇りを持って暮らす漁村地域が形成されています。

指標	参考値 (H16～18の平均)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
主要水産物の生産額*	188億円	233億円	216億円

*当圏域における漁業生産額(海面)は364億円(現状値:H19)であるが、指標は地域の特徴的な水産物であるサケ、養殖ワカメ、養殖コンブ、養殖ホタテガイ、養殖カキ、天然アワビ、天然ウニの生産額としている。

【目標値の考え方】

サケの回帰率向上や養殖業の生産拡大により、22年度の目標値を16年度～18年度の平均188億円から28億円の増加とするもの。

現 状

沿岸圏域では、水産業が第一次産業の中で就業者及び純生産ともに大きな割合を占めており、地域の経済を支える重要な産業となっています。

本県の海面漁業就業者数は減少の一途をたどり、昭和58年の19,680人が、平成20年に9,948人と、半減しています。さらに、高齢化も進み、平成20年の65歳以上の就業者割合は37%となっています。

水産物の安定供給や省資源型経営¹への転換を図るため、全国に先駆けてつくり育てる漁業を推進したことから、養殖業と沿岸漁業の生産割合が7割を超えるまで増加し、養殖業等が重要な地位を占めるようになりましたが、後継者のいない小規模な経営体が多く、担い手の確保・育成が課題となっています。

本県の沿岸漁業生産量・生産額は減少傾向が続いており、平成4年の197千トン・517億円が、平成18年に145千トン・320億円と、大きく減少しています。

県産業創造アドバイザー²による漁協等の販売力強化や販路開拓の支援、漁業者と水産加工業者等との連携による高付加価値化の取組が行われています。

全国に先駆けて産地魚市場の衛生・品質管理体制の強化に取り組むとともに、魚ログ³等による産地情報の発信が行われています。

2 目指す姿を実現するための取組

漁業生産力の向上により意欲ある担い手の育成を図るとともに、生産者及び流通加工業者の連携による地域水産物の高付加価値化や販路の多角化(販売方法の多様化を含む。)漁獲段階からの徹底した鮮度・衛生管理などに取り組み、国内外の消費者・実需者(県内、首都圏、中国等)と直結する水産物産地の形成を促進します。

主な取組内容

中核的な養殖漁業経営体⁴の育成

漁場の効率的利用による生産力の強化や新たな生産・販売システムの構築を内容とした漁業協同組合の「地域営漁計画⁵」の実行支援などにより、意欲ある担い手の育成を加速します。

市場性の高い産地⁶づくり

サケやアワビの増殖事業の改善、ワカメ養殖業への新たな生産・販売システム(刈取省力化システム、契約栽培など)の開発・導入、ナマコ増殖技術の開発、新たなホヤ養殖⁷業の構築、ムール貝やマツモ等の養殖の強化などにより、生産拡大を図ります。

戦略的な流通加工販売

漁業者、流通加工業者、行政及び試験研究機関などが連携しての前浜資源⁸の商品化や、漁業者・流通加工業者と大手量販店等との共同商品企画開発の支援などにより、マーケットイン⁹の視点に立った加工販売体制の強化を進めます。

冷凍冷蔵業者と高次加工業者との連携による地域内加工の取組を推進し、水産物の高付加価値化を図るとともに、水産加工業者への衛生指導や経営指導等の徹底により業務拡大を推進します。

岩手ならではの安全・安心で高品質な水産物についてインターネットやイベントなどにより情報発信し、三陸いわてブランドを強化するとともに、市場ニーズに対応しうる基盤等の整備を進めます。

ウニやイサダ、ナマコなど国内外の市場拡大が有望な水産物について新たな商品の開発や販路の開拓を促進するとともに、観光・外食等の食関連産業との連携を進めます。

日本一の生産量を誇る県産アワビの多様な販売方法や商品開発等を支援し、中国市場でブランド化した乾鮑に続く新たなブランドの確立を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

水産業の振興を図るためには、中核的な養殖漁業経営体の育成、市場性の高い産地づくりや戦略的な流通加工販売が必要です。

このため、県は、地域営漁計画の実行支援や漁業者と流通加工業者・大手量販店等とのマッ

沿岸圏域重点施策

チングの企画、新たな商品の企画開発や販路開拓の支援、生産技術の開発などに、関係者とともに取り組みます。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の実行・更新の支援 ・漁業者と流通加工業者等とのマッチング企画 ・水産加工業の地域内連携の取組支援 ・生産技術の開発・普及 ・新たな商品の企画開発や販路開拓の支援 ・産地情報等の発信体制の整備 ・産地魚市場整備に係る漁港整備、衛生管理指導 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の実行・更新の支援 ・漁業者と流通加工業者等とのマッチング支援 ・水産加工業の地域内連携の取組支援 ・生産技術の導入支援 ・新たな商品の企画開発や販路開拓の支援 ・産地情報等の発信の支援 ・産地魚市場整備等の事業の実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域営漁計画」の実行・更新 ・漁業者と流通加工業者等の連携による地域水産物の付加価値向上 ・水産加工業の地域内連携の取組の推進 ・生産技術の導入 ・新たな商品の企画開発や販路拡大 ・産地情報等の発信 ・産地魚市場の高度な衛生・品質管理 など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表(2年間を中心とした取組)		
	～H20	H21	H22
<p>中核的な養殖漁業経営体の育成</p> <p>目標：販売額1千万円以上の養殖経営体数(全県)</p> <p>(参考(H18) 377経営体)</p> <p>(H20) 520経営体 (H22) 600経営体</p>	<p>意欲ある担い手の活動をさらに加速させるため、漁場の効率的利用の促進、新たな生産・販売システムの構築</p> <p>・沿岸圏域内19漁協の「地域営漁計画」の実行・更新を支援 など</p>	<p>実行支援</p>	<p>更新支援</p>
<p>市場性の高い産地づくり</p> <p>目標：主要水産物の生産量(全県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サケ沿岸漁獲量 (参考(H18) 25千トン) (H20) 24千トン (H22) 30千トン ・養殖ワカメ生産量 (参考(H18) 30千トン) (H19) 24千トン (H22) 30千トン ・天然アワビ漁獲量 (参考(H18) 400トン) (H19) 532トン (H22) 400トン ・ナマコ漁獲量 (参考(H18) 10トン) (H19) 28トン (H22) 30トン 	<p>サケ 増殖効率の向上</p> <p>・より健康な稚魚の生産と適期・適サイズ放流の促進、サケふ化場施設の機能強化の支援 など</p> <p>ワカメ 生産力を向上させるための重点的な体制整備</p> <p>・ワカメ養殖・加工の省力化の推進など</p> <p>刈取機の開発</p> <p>刈取機の改良・普及</p> <p>高速塩漬装置の実証試験</p> <p>高速塩漬装置の普及</p> <p>アワビ 増殖効率の向上</p> <p>・放流及び漁獲方法等の改善、増殖場の整備 など</p> <p>ナマコ 増殖技術の開発</p> <p>・稚ナマコ生産・増殖モデルの確立、モデルの普及 など</p>		
<p>戦略的な流通加工販売</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イサダ生産額(全県) (参考(H18) 5.4億円) (H20) 9.5億円 (H22) 9.5億円 ・生ワカメの販売額(全県) (参考(H18) 8.1億円) (H20) 10億円 (H22) 10億円 ・新たな生ウニ商品販売額(全県) (参考(H18) - 千万円) (H20) 0千万円 (H22) 1千万円 	<p>地域水産物の付加価値向上</p> <p>・漁業者と流通加工業者等との連携によるイサダの食用化、養殖ワカメの契約栽培等、生ウニ商品開発の支援、水産加工業者への衛生指導や経営指導 など</p> <p>マーケットイン視点の加工販売体制の強化</p> <p>・漁業者・流通加工業者と大手量販店等との共同商品の企画開発や、フェア等による販売促進支援 など</p> <p>三陸いわてブランドの強化</p> <p>・インターネットやイベント等を通じた情報の発信 など</p> <p>市場ニーズに対応しうる基盤等整備</p> <p>・魚市場整備の支援(漁港の整備、市場建設の支援)など</p> <p>食関連産業との連携</p> <p>・水産業と流通加工業、観光・外食等地域産業との連携の支援 など</p>		

- 1 省資源型経営：燃油消費量の多い遠洋、沖合漁業（資源浪費型）中心の経営（漁業の生産構造）に対する、燃料消費量の少ない養殖業、沿岸漁業中心の経営。
- 2 県産業創造アドバイザー：本県の産業振興に指導助言を得るため県が委嘱する、民間の豊富な経験と人脈を有する流通分野のプロフェッショナルアドバイザー。
- 3 魚ログ：県内産地魚市場の日々の水揚げ状況や水産にまつわる情報などをリアルタイムで紹介する情報発信ブログ（管理者：NPO法人いわてNPO事業開発センター）。
- 4 中核的な養殖漁業経営体：年間販売額1千万円以上の養殖漁業経営体。
- 5 地域営漁計画：漁場を効率的に利用し養殖業の生産性の向上等を図るため、その漁場の生産目標や利用配分法及び担い手の育成方法等について漁業協同組合自らが策定・実行する計画。計画期間は3カ年。
- 6 市場性の高い産地：安全・安心、供給体制など消費者や市場のニーズに応え評価される産地。
- 7 新たなホヤ養殖：履歴の明確な親から人工採苗した種苗を用いた養殖。
- 8 前浜資源：岩手県沿岸で水揚げされる水産物。
- 9 マーケットイン：企業が生産・販売活動をする際に、消費者のニーズを満たす製品であることを最優先する考え方。

4 - 地域産業の基盤としての農林水産業の振興【農業】

1 目指す姿

経営感覚に優れた担い手が育成・確保され、持続的な農業生産が進展するとともに、沿岸部の気象条件や地域特性を生かし、消費者や市場ニーズにあった低コストで高品質な農畜産物の生産振興とブランド化による産地形成が進むことにより、農業所得の向上が図られ、活力ある農村地域が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
農畜産物等の販売額	131 億円	130 億円	132 億円

【目標値の考え方】

野菜・花きの多品目生産と肉用牛（繁殖）農家の経営規模拡大等により、約 2 億円の増加を目指すもの。

現 状

沿岸圏域は、やませ¹などによって農作物への影響を受けやすく、また、広がりのある耕地が限られています。夏期冷涼冬期温暖な気候や豊富な草資源を生かした農業振興が可能な地域です。

農業純生産額は、農産物価格の低迷等に伴う生産量の減少などにより、ピーク時の平成2年度の129億円（全県の約7%）から平成18年度には51億円（同約6%）と、長期にわたり減少傾向が続き、農業所得も減少しています。

高齢化とともに農業就業者数も減少し、平成17年では6,469人と、昭和55年当時（15,179人）の約4割となっており、後継者不足も進んでいます。

このため、野菜（きゅうり・ピーマン等）や花き（りんどう・シクラメン等）など収益性の高い園芸の振興と、豚・鶏等の施設利用型畜産や高標高地での公共牧場等を活用した畜産の振興など、圏域の地域特性を生かした産地づくりを進めています。

2 目指す姿を実現するための取組

意欲ある農業者の認定農業者²への誘導や集落営農³の推進などにより、経営感覚に優れた担い手を育成・確保します。

また、生産技術等の改善による農畜産物の生産性向上、実需者⁴と生産者とのマッチングの促進による販路の拡大、ブランド化及び高付加価値化を支援します。

主な取組内容

持続的な農業生産実現のための担い手の育成・確保

地域農業の核となる安定的な経営体を確保するため、認定農業者の経営改善計画の達成や集落営農組織等の生産活動を支援します。

就農相談活動の充実等による新規就農者の育成・確保に努めるとともに、企業の農業参入等多様な担い手の参入や経営安定化に向けた取組を支援します。

野菜・花きの生産拡大による園芸産地の確立

栽培技術・経営改善指導による生産性の向上や、夏期冷涼冬期温暖な気候を生かした品目の組合せによる、野菜・花きの生産拡大を支援し、収益性の高い園芸産地の形成を推進します。

わさび、しそ、トマト等地域特産作物の契約取引の拡大、産直施設での直接販売や、学校給食、観光施設など多様な販売先に対応した生産体制づくりを推進します。

高品質な畜産物の安定生産

粗飼料生産基盤の整備による飼料自給率の向上、優良な肉用繁殖雌牛の確保など繁殖基盤整備の推進により、農家一戸当たりの経営規模の拡大を支援します。

畜舎環境や飼料給与の改善など、飼養管理技術指導を通じた乳質及び生乳生産性の向上を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

担い手の経営改善、農畜産物の生産拡大や販路開拓のためには、市町村・農協等と連携

した取組が必要です。

このため、県は、技術・経営指導、施設・機械等の導入支援、制度資金など農業関連情報の提供を通じ、経営改善意欲を高めるとともに、自立的な経営を行う担い手の育成に取り組めます。

県	市町村・協議会	農協等農業団体	生産者
<ul style="list-style-type: none"> ・農家等への技術・経営指導の実施 ・施設・機械導入、基盤整備等に対する補助 ・制度資金情報の提供 ・農業関連情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の育成 ・施設・機械導入、基盤整備等に対する補助 ・制度資金情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産部会活動の促進 ・営農指導の実施 ・営農資金の融資 ・生産資材の供給 ・有利販売先⁵の確保 ・農業共済への加入推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画の実践 ・先進技術の習得 ・経営管理能力の向上

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>持続的な農業生産実現のための担い手の育成・確保</p> <p>目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数 (参考 (H18) 635経営体) (H20) 631経営体 (H22) 750経営体 ・新規就農者数 (参考 (H18) 20人/年) (H20) 17人/年 (H22) 22人/年 	<p>農業担い手確保・育成アクションプラン⁶作成</p>	<p>就農希望者への就農相談・定着化支援活動</p> <p>認定農業者の育成確保、経営改善支援</p> <p>ワンストップ相談窓口の運営支援</p> <p>意欲ある農業者への農地利用集積、農業生産基盤の整備・保全</p> <p>集落営農組織の育成支援</p>	
<p>野菜・花きの生産拡大による園芸産地の確立</p> <p>目標：主要園芸3品目（きゅうり、ピーマン、いちご）の販売額（農協系統扱い） (参考 (H18) 244百万円) (H20) 185百万円 (H22) 230百万円</p>		<p>生産者グループの育成と活動支援</p> <p>施設・機械等の導入支援</p> <p>冬春品目の導入検討</p> <p>冬春品目の導入支援</p> <p>契約栽培品目の安定生産支援</p> <p>GAP⁷の取組推進</p> <p>SEICAネット⁸の活用促進</p>	
<p>高品質な畜産物の安定生産</p> <p>目標：肉用繁殖雌牛20頭以上飼養規模農家数 (参考 (H18) 20戸) (H20) 22戸 (H22) 25戸</p>		<p>優良な肉用繁殖雌牛の確保支援</p> <p>粗飼料生産基盤の整備</p> <p>乳用牛の飼養管理技術向上支援</p>	

- 1 やませ：千島海流（＝親潮・寒流）で冷やされた太平洋上の寒気が岩手県沿岸に吹く偏東風（日照不足と低温によりしばしば冷害をもたらす）。
- 2 認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から認定を受けた農業者。
- 3 集落営農：集落を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
- 4 実需者：加工業者、外食・中食事業者、卸売業者、量販店など、農林水産物を加工する会社や農林水産物を取り扱っている流通業者の総称。
- 5 有利販売先：安定的・優先的・高価格の取引が期待できる市場や食品関連企業などの販売先。
- 6 農業担い手確保・育成アクションプラン：農業の担い手を育成するための実行計画。
- 7 GAP（農業生産工程管理手法）：Good Agricultural Practiceの略称で、食品安全、環境保全、労働安全等を目的とする、栽培準備から出荷・調製まで農産物生産の各段階で農業者が守るべき管理基準とその実践のこと。
- 8 SEICA ネット（<http://seica.info>）：インターネットを利用して、(財)食品流通構造改善機構等が提供する青果物のトレーサビリティシステム。

4 - 地域産業の基盤としての農林水産業の振興【林業】

1 目指す姿

素材供給体制の整備が図られ、地域の木材資源を活用した製材品等の販路拡大などにより需要が増大し、意欲ある担い手による森林の健全な維持と造成が進展するとともに、乾しいたけ、ワサビなどの品質向上やブランド化により高付加価値化が図られ、持続可能な地域林業が展開されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
林業産出額	69億円	-	77億円

【目標値の考え方】

集成材や合板等の需要拡大に対応した素材供給増等により、22年度の目標値を77億円とするもの。

現 状

本県の林業産出額は、減少傾向にあり、平成19年の産出額（204億円）をピーク時（昭和55年：419億円）と比較すると52%と大きく減少しており、沿岸圏域においても同様の傾向にあります。

林業就業者数は、高齢化などにより減少の一途をたどり、平成6年度の1,076人から、平成19年度には554人にまで減少しており、森林整備等を適切に実施していくことが困難となっています。

林家の多くが林業経営意欲の低迷状態から脱しておらず、森林整備や間伐などの手入れが不十分なことから、将来的に木材資源としての価値のみならず、県土保全・水源かん養機能などの公益的機能の低下が危惧されています。

圏域の南部はスギ、北部はアカマツ、カラマツなどの人工林を多く有しており、これらの資源を利用する合板工場や集成材工場など、木材を活用した高次加工施設が多数立地していますが、長引く景気低迷等により木材需要への影響が懸念されています。

乾しいたけ、ワサビなどの特用林産物¹の生産振興と販路拡大に取り組み、中でも、品質日本一の評価を得ている乾しいたけは、担い手の減少などにより、生産量の減少が懸念されています。

2 目指す姿を実現するための取組

健全な森林の維持・造成をするため、地域けん引型林業経営体²等による、利用間伐等に対応した低コスト素材生産を促進するとともに、素材生産者・加工業者・工務店等の木材関連産業の連携を支援し、木材の効率的な生産・供給体制の整備により、地域材の需要拡大を推進します。

また、森林の持つ多様な機能を維持発展させるため、環境保全対策や環境ビジネスの展開に努めます。

さらに、しいたけなどの特用林産物について、品質向上と効率的な生産への取組を支援するとともに、地域ブランド化など高付加価値化の取組を支援します。

主な取組内容

木材の効率的な生産・供給体制の整備支援

高性能林業機械等の導入支援や林内路網整備により、利用間伐等に対応した低コスト素材生産を促進します。

地域の関係機関・団体等で組織する木材安定需給連絡会議等を通じて、高次加工施設など、大口木材需要者への安定供給体制の整備を支援します。

地域けん引型林業経営体等を中心に、地域の林業関連産業（素材生産、輸送、製材、加工等）の事業間連携強化を支援するとともに、木材加工施設等の整備を支援します。

地域林業の振興を支える森林資源の持続的循環利用を図るため、間伐や再造林などの森林整備を促進します。

環境保全対策の推進と環境ビジネスの展開

森林の公益的機能の維持・保全や森林税を活用した森林整備、松くい虫被害防止等を推進します。

林地残材など未利用木材資源を活用した木質バイオマス³発電等の環境ビジネスを促進するとともに、環境と共生する林業への理解を醸成します。

特用林産物の生産拡大及びブランド化推進

乾しいたけ生産者の新規参入を促進するとともに、定着を支援します。

生産性向上に向けた生産施設の整備を支援するとともに、生産者の栽培技術のスキルアップのための研修等を開催します。

しいたけ等のブランド化の推進により、販路拡大の取組を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

林業の活性化を図るためには、関係者が一体となり取り組む必要があります。

このため、県は、関係者間の連携強化とそれぞれの能力向上の取組を支援するとともに、地域特産物の高付加価値化やブランド化を図りながら、森林の健全化、担い手の育成につなげていく取組を行います。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> 木材安定供給体制の整備促進 地域けん引型経営体の育成 排出量取引の調査・検討 木質バイオマス利用施設整備促進 木質バイオマス利用のための合意形成 特用林産物販路拡大支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> 木材安定供給体制の整備促進 排出量取引の調査・検討 木質バイオマス利用施設整備促進 木質バイオマス利用のための合意形成 林業関係補助事業の導入支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> 木材安定供給組織の運営 森林経営意識改革セミナーへ参加 排出量取引（J-VER）⁴等への申請 木質バイオマス供給ビジネス立上げ 特用林産物販路拡大営業など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～ H20	H21	H22
<p>木材の効率的な生産・供給体制の整備支援</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材素材生産量（民有林、針葉樹） （参考（H18）166千m³） （H18）166千m³ （H22）178千m³ 地域けん引型林業経営体の育成 （参考（H18）3経営体） （H20）4経営体 （H22）11経営体 	<p>宮古地域：木材安定需給連絡会議の設置・開催 （設置：H19.12）</p> <p>大船渡・釜石地域：連絡会議での情報共有、木材安定供給体制の強化</p> <p>木材供給体制の整備</p> <p>事業者の経営指導等の支援</p> <p>地域けん引型林業経営体の育成</p>		
<p>環境保全対策の推進と環境ビジネスの展開</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的排出量取引（J-VER）の申請件数 （参考（H18）0件） （H20）0件 （H22）2件 林地残材等未利用木質資源を活用した燃料供給ビジネス立上げ支援数 （参考（H18）0件） （H20）0件 （H22）1件 		<p>排出量取引（J-VER）の調査・検討</p> <p>木質バイオマス資源を活用したビジネス立上げ支援</p>	<p>補助事業導入等の支援</p>
<p>特用林産物の生産拡大及びブランド化推進</p> <p>目標：しいたけ生産量（生及び乾） （参考（H18）1,460 t） （H19）1,324 t （H22）1,835 t 【うち、乾しいたけ生産量】 （参考（H18）74 t） （H19）68 t （H22）158 t</p>	<p>生産施設の整備支援</p>	<p>乾しいたけ担い手育成</p> <p>乾しいたけの新規販路の開拓</p> <p>乾しいたけのブランド化の推進</p>	

1 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。

2 地域けん引型林業経営体：森林所有者に代わり地域の森林経営を担う経営体。

3 木質バイオマス：木を利用したエネルギーの総称。広範囲には、薪、炭、チップに始まり木材からのエタノール抽出やペレットなど木を使った燃料は全て含まれる。

4 排出量取引（J-VER）：オフセット・クレジット（J-VER）制度とも呼ばれる。企業等が自らの温室効果ガスの排出量について、他の場所での排出削減量を購入する「カーボンオフセット」の取り組みについて、その削減・吸収量をクレジットして認証する制度。H21.3から、間伐・植林等の森林整備による二酸化炭素吸収量を認証する森林管理プロジェクトが対象として追加された。

5 沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開

1 目指す姿

地域の優れた農林水産物を有効活用し、農林水産業者から食料品製造、流通、観光、外食業者など地域産業全体での広範な連携により、付加価値生産性の高い食産業の展開と関連産業のクラスター¹の形成が進んでいます。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
食料品製造出荷額	828億円	864億円	909億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、県全体の出荷額は10年後(H27)において概ね1割増を目指しているが、沿岸圏域ではこれまでの伸び率も考慮し、平成22年度の目標値を参考値(H17:828億円)から概ね1割増の909億円(81億円増)とするもの。

現 状

沿岸圏域の食料品製造業事業所数は233事業所(平成19年)で、当圏域の全製造業事業所数595事業所の約4割を占めているとともに、県全体の食料品製造業事業所数621事業所のうち約4割が当圏域の事業所となっています。

水産加工、菓子製造などの分野で着実に事業拡大を図ってきている業者もみられますが、後継者等の人材確保、商品開発力や経営基盤などに課題を抱える小規模事業者が多い状況です。また、業態をみると、全般的に、低次加工、低付加価値、食材供給型の事業所の割合が高い傾向にあります。

このため、いわて希望ファンド(平成19年度創設)、いわて農商工連携ファンド(平成20年度創設)など、各種支援制度の導入をはじめとする経営力強化に向けた取組や、試験研究機関、企業間、農林水産業者との連携による新商品・新技術開発などを推進しています。

水産分野では、漁業者と加工・流通業者との連携によりイサダ(正式名:ツノナシオキアミ)、ウニなどの高付加価値化と販売拡大などの取組がなされています。

2 目指す姿を実現するための取組

食料品製造業者間及び農林水産業者との連携に加え、流通業者、商工業者や産学官の連携強化により、圏域内の優良な食材の活用を促進し、高次加工等による付加価値の高い商品開発を支援します。

また、地域の農林水産物とその加工品について、地域内外への販売拡大を支援します。

主な取組内容

食料品製造業者の育成及び農林水産業者・商工業者との連携強化

食産業連携組織を支援するとともに、研修等を通じ、食料品製造業者の生産管理、経営管理、商談能力等の資質向上を支援します。

地域の特色ある品目(イサダ・白いんげん・椿・きくらげ・そば・まつも・しそ・短角牛・わさび・あかもく等)を中心に、関係する様々な業種や組織・団体による農商工連携等、食産業クラスターの形成に向けた戦略的な取組を進めます。

地場の農林水産物を活用した高付加価値加工品の開発促進

各種支援制度の活用や試験研究機関の技術開発指導を受けて食料品製造業者等が素材原料の機能性等にも着目した新商品の開発を支援します。

新たな流通ルート開拓及び販売方法の活用の促進

地域の食材とその加工品の販路を拡大するため、農林水産業者・食料品製造業者と流通業者・外食業者等とのマッチングを支援します。

多様な消費者ニーズに対応するため、カタログ販売やインターネットを活用した販売の取組やフェアの開催を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

県は、圏域内の農林水産物の付加価値を高めるため、農林水産業者・食料品製造業者と流通業者・外食業者等とのマッチングや高次加工化率の向上を促進します。また、圏域内で生産された加工品の販路拡大のため催事を開催するほか、インターネット販売やカタログ販売の取組を支援します。

市町村は、各種支援制度の情報提供など、農林水産業者、食料品製造業者を支援します。また、団体・生産者ととも加工施設の整備を進めます。

農林水産業者は、実需に応じた高品質な食材を供給します。

食料品製造業者等は、商品の高付加価値化に努めます。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業者・食料品製造業者と流通業者・外食業者等とのマッチング支援 高付加価値化に向けた商品開発、加工技術の開発支援 インターネット販売やカタログ販売の実施への支援 各種支援制度の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 契約品目の新規栽培者の発掘 農林水産業者・食料品製造業者に対する情報提供(各種支援制度の導入促進) 	<ul style="list-style-type: none"> 契約品目の生産拡大 地場素材を活用した商品の開発 アンテナショップ²等における販売活動による販路拡大

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
食料品製造業者の育成及び農林水産業者・商工業者との連携強化 目標：食産業クラスター関連企業数 （参考（H18）128業者） （H20）130業者 （H22）142業者	<ul style="list-style-type: none"> 契約栽培品目の生産拡大 ・地場企業連携による白いんげん栽培の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業者と食料品製造業者との連携支援 ・ホタテ、生ウニ等漁業者と加工業者の連携支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 加工品生産拡大に向けた施設整備 ・わさび生産振興ビジョンの作成と実践
地場の農林水産物を活用した高付加価値加工品の開発促進 目標：新商品開発支援件数 （参考（H18）6件） （H20）16件 （H22）28件（累計）	<ul style="list-style-type: none"> 新商品の開発促進に向けた取組の支援 ・各種助成支援制度の活用促進など 		
新たな流通ルート開拓及び販売方法の活用促進 目標：インターネット販売実施事業者数 （参考（H19）56業者） （H20）53業者 （H22）62業者	<ul style="list-style-type: none"> インターネット販売やカタログ販売等による販売経路の多様化 ・ネット・カタログ販売などへの誘導支援 		
	<ul style="list-style-type: none"> マッチングによる販路拡大 ・管内業者と首都圏バイヤー等とのマッチング商談会の開催、県内外への管内製品の販路拡大支援 		

1 クラスター：「特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新製品が生まれ、企業が創出・成長する状態」。本来、クラスターとは「ぶどうの房」の意。

2 アンテナショップ：地方自治体が都市部で、その地域の名産品を売る店。

6 総合産業としての観光の展開

1 目指す姿

三陸海岸などの優れた自然景観や産業遺産などの様々な地域資源を活用し、地域産業全体が一体となって地域回遊交流型観光を造成し、交流人口の増大を図ることにより、観光関連収益の拡大をはじめ地域の様々な活力と雇用の創出等が図られています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
県外観光客数	2,879 千人回	2,761 千人回	2,915 千人回
うち県外宿泊者数	576 千人回	507 千人回	583 千人回

【目標値の考え方】

「いわて県民計画」の開始年から6年目（H26）までに、H17年からH20年までの平均県外観光客数約2,880千人回（H18年規模）から県外観光客数18万人増（平均上昇率1.2%増）、県外宿泊客数4万人増（平均上昇率1.2%増）を目指し、これに基づき22年度の目標値を、県外観光客数は2,915千人回、うち県外宿泊者数は583千人回とするもの。

現 状

観光客数は、昭和50年代後半の内陸部の高速交通網の整備等を要因として、沿岸圏域でも順調に増加し、三陸・海の博覧会を開催した平成4年にピークを迎えました。その後は長引く景気の低迷や安価な海外旅行との競合などにより減少傾向に転じ、近年はほぼ横ばい傾向となっています。

当圏域では、森・川・海の豊かな自然を生かした自然系観光資源及び野外活動施設の入込割合が高く、7月から9月の入込がほぼ半分を占める典型的な「夏季型」の観光となっています。

近年では、観光客が自ら旅先を選択する個人旅行への移行に伴い、農林水産業体験などのグリーン・ツーリズム¹、沿岸ならではの産業遺産や三陸鉄道などを活用した産業観光、地域の歴史や生活文化にふれあう観光などの需要が高まってきており、修学旅行や中高年世代の入込の増加が見られます。

老朽化が進む観光施設をはじめ観光メニューや食の楽しみ、観光案内・接客サービスなどを含めたハード・ソフト両面にわたる受入態勢の更新と強化が必要となっています。

平泉を代表とする内陸部や八戸などの観光集客力が高まっているなか、交通アクセスの向上を踏まえた魅力ある観光商品の造成とPRにより、沿岸への入込誘導に向けた取組が始まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

「沿岸地域観光産業アクションプラン」に基づき、観光関連産業に関わる事業者や農林水産業者、団体、行政が一体となって受入態勢の整備を進め、厚みのある体験型観光メニューをそろえた地域回遊交流型観光を創出していきます。

また、利便と潤いに満ちた魅力ある「おもてなし」づくりのため、経営・管理部門から現場のサービス部門に至る総合的な観光人材の育成を進めるとともに、内陸部をはじめとする他圏域と連携して魅力ある旅行商品づくりや効果的な情報発信の展開などを推進していきます。

主な取組内容

広域観光受入態勢の整備

沿岸地域ならではの景観、食、産業活動などの多様な観光資源を最大限生かし、地域自らが企画提案し、商品化するために、企画・開発力及び営業力を強化します。

内陸部をはじめ隣接地域からの観光客誘導に向けた連携づくりを進めます。

観光業や交通従事者のホスピタリティ（おもてなしの心）の向上、体験インストラクターの養成等を支援し、多様化する体験者ニーズや地域の特性に応じた体験型・交流型観光の充実を図ります。

地域内の企業や団体、行政が一体となって観光振興に取り組む体制づくりや、沿岸の地域間や沿岸と内陸との連携による広域的な観光産業の仕組みづくりに取り組みます。

効果的な観光PRの展開

平泉など内陸部や久慈・八戸地域等と連携した観光商品の企画提案及び情報発信を旅行代理店等に展開します。

団塊世代や学校等に対象を絞った効果的な営業活動を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

観光産業の育成を進めるためには、主体である観光事業者や団体等の受入態勢を整えるとともに、広域観光情報の発信を進めていくことが必要です。

このため、県では、観光事業者や団体等の受入態勢整備、団体や協議会等の運営を支援するとともに、広域観光情報発信の仕組みづくりなどに取り組みます。

県	市町村	団体・観光事業者等
<ul style="list-style-type: none"> 事業者等の受入態勢整備の支援等 広域連携体制づくりの支援誘導等 観光商品づくり、資源発掘等の支援 広域観光PRの展開支援 団体、協議会等の運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントの開催 地域の観光関連事業者のネットワーク化支援 観光産業を支える人材の育成支援 団体、協議会等の運営支援 教育旅行等の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 受入態勢の整備（観光ボランティア研修の実施等） 旅行商品の企画、販売 観光情報の発信（広域観光パンフレットの作成等） 他の観光事業者との連携（ホテル・旅館、集客施設等） 教育旅行等の誘致

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
広域観光受入態勢の整備 目標 ・グリーン・ツーリズム入込客数 （参考（H18）858千人） （H20）901千人 （H22）944千人 ・旅行商品造成数 （参考（H18）0件） （H20）10件 （H22）20件		体験型観光推進体制の整備・機能強化 ・体験メニューの掘起し、受入先の拡大及び資質向上など	
		受入態勢の強化 ・地域観光のリーダーとなる人材の育成など	
		観光メニューの充実 ・モニターツアーの実施、観光資源の発掘など	
効果的な観光PRの展開 目標：体験型修学旅行の誘致学校数 （参考（H18）31校） （H20）33校 （H22）35校		広域観光情報の発信 ・広域観光PRイベントの開催など	
		教育旅行等の誘致 ・誘致説明会等への参加など	

1 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域で、その自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動。

7 地震・津波等の災害に強いまちづくりの推進

1 目指す姿

津波等の過去の被災体験をまちづくりに生かしながら、防災対策が充実し、地域住民はもとより訪れた人にとっても安全で安心できる地域が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
自主防災組織の組織率	60.8%	65.0%	75.0%

【目標値の考え方】

平成 18 年度の東北六県平均（65.0%）を 10%上回ることを目指すもの。

現 状

沿岸圏域は、急峻な地形や気象条件から、過去に大規模な津波や山林火災、洪水等の災害を経験しています。特に、三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、過去には明治 29 年の三陸津波、昭和 8 年の三陸津波、昭和 35 年のチリ地震津波などにより、大きな被害を受けてきました。

国の地震調査委員会によると、今後 30 年以内の宮城県沖地震の発生確率は 99%（算定基準日：平成 21 年 1 月 1 日）と予想されており、津波対策の着実な推進や建築物の耐震対策の推進が強く望まれています。そのため、被災に備えて防潮堤などの施設整備に努めるとともに、ハザードマップ¹の作成、自治会単位での自主防災組織づくりを行うなど、防災意識の高揚と普及啓発にも努めてきました。圏域では、地区のビル等を避難箇所へ指定するなど、地域防災への取組が進んできております。

沿岸部は急峻な地形で、土砂災害の危険箇所が多いことから、砂防施設等の整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定やがけ崩れ危険箇所からの住宅移転事業などソフト対策を含めた総合的な土砂災害対策を行っています。

2 目指す姿を実現するための取組

最大かつ喫緊の課題である宮城県沖地震・津波への対応をはじめ洪水や土砂災害等に対応するための施設整備及びソフト対策を進めていきます。

また、過去の被災の経験を風化させないよう学校や地域社会での学習の支援などをはじめ、地域住民の防災意識の更なる高揚と普及啓発を図るなど、災害の発生に備えた仕組みづくりを進めていきます。

主な取組内容

防災施設の計画的な整備

想定される自然災害に備え、防潮堤等の整備をはじめ、河川改修、砂防・急傾斜地崩壊対策、高潮対策、津波対策、治山対策などの防災施設の計画的な整備に取り組みます。

土砂災害対策の推進

砂防施設等の整備を進めるとともに、がけ崩れ危険箇所からの住宅移転促進事業の実施や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域²の指定などソフト対策に重点的に取り組みます。

耐震対策の推進

住宅建築物の耐震診断や耐震改修の普及啓発、緊急輸送道路における橋梁耐震補強などの耐震対策に取り組みます。

地域住民の地震・津波等への対応力の向上

地震・津波などによる大規模自然災害の発生などに備え、地域住民の防災意識の一層の高揚や災害対応力の向上等に向けた普及啓発を進めるほか、市町村が行う地域防災の担い手である自主防災組織や消防団等の育成や機能強化に向けた取組を支援します。

また、医療・消防・行政機関等の連携による実地訓練などを実施し、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、防災危機管理対応力の向上に努めます。

3 取組に当たっての役割分担

市町村や地域住民の理解・協力のもと、防潮堤等の整備をはじめ、河川改修、砂防・急傾斜地崩壊対策、高潮対策、津波対策、治山対策などの防災施設の計画的な整備や住宅建築物の耐震診断や耐震改修の普及啓発などに取り組みます。

また、県、市町村、地域住民が、災害発生時の被害軽減のためにそれぞれの役割を担いながら、防災対応力の向上に努めていく必要があります。

県	市町村	国・地域住民
<ul style="list-style-type: none"> 河川、海岸、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等における防災施設の整備 土砂災害防止法に基く基礎調査等を踏まえた土砂災害警戒区域²の指定など 防災意識の高揚・普及啓発 圏域内の災害対応力の強化 (県の防災体制の整備、市町村や地域住民等が行う地域防災力向上への取組に対する支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難体制の整備 住宅建築物の耐震診断、耐震改修への支援 地域防災力の充実強化 (市町村の防災体制の整備、住民に対する防災意識の高揚・普及啓発、自主防災組織の育成強化、防災関係機関との連携強化) 	<p>国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における技術支援など <p>地域住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災意識の保持、避難準備 整備推進の協力 住宅建築物の耐震診断、耐震改修の実施など 自らの防災対応力の向上

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
防災施設の計画的な整備 目標：防災施設の整備実施工区のうち完了工区数（県事業） （参考（H18）8工区） （H20）4工区 （H22）2工区	防潮堤等施設など防災施設の計画的な整備		
土砂災害対策の推進 目標：土砂災害警戒区域指定の推進（累計） （参考（H18）483箇所） （H20）990箇所 （H22）1,577箇所	施設整備を伴わない防災対策の推進 ・がけ崩れ危険箇所からの住宅移転の促進、土砂災害警戒区域の指定などのソフト事業の実施		
耐震対策の推進 目標：補助制度を利用した耐震改修戸数（累計） （参考（H18）-戸） （H20）35戸 （H22）95戸	岩手県耐震改修促進計画の推進 緊急輸送道路における橋梁の耐震化の推進		
地域住民の地震・津波等への対応力の向上 目標：災害医療訓練参加者数 （参考（H18）241人） （H20）880人 （H22）830人	地域住民の災害対応力等の向上に向けた普及啓発 ・津波防災フォーラムの開催（H21.10）など 防災訓練・災害医療訓練の実施 市町村等が行う地域防災力向上への取組に対する支援 （自主防災組織などの育成や機能強化）		

1 ハザードマップ：防災を目的に、災害に遭う地域を予測し、表示した地図。

2 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域。

8 住み良い暮らしの環境づくりの推進

1 目指す姿

良好な自然や利便性のある居住環境のもと、住民が、地域の中で協力し、助け合いながら、住み良いまちづくりが進められています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
市民活動参加率	26.7%(全県)	35.8%	50.0%

【目標値の考え方】

出典：県民生活基本調査（H20）

20歳以上の県民の2人のうち1人が市民活動に参加することを目指すもの。

現 状

近年の沿岸圏域の人口は、平成18年の人口230,844人に比べ、平成19年の人口が226,956人（前年度に比べ3,888人の減少）、平成20年の人口が223,108人（前年度に比べ3,848人の減少）となっており、毎年、4,000人近くの人口が減少しています。

平成20年の圏域の年少人口割合（0～14歳）が12.3%（県全体が13.2%）、老年人口割合（65歳以上）が31.8%（県全体が26.4%）となっており、県内の中でも著しく少子高齢化が進行しています。

今後、人口減少・少子高齢化が進行するなか、都市部、農山漁村を問わず、地域コミュニティの持つ機能の低下、特に過疎化の進行によっては、農山漁村や中山間地域の集落機能の維持が困難になることが懸念されています。

定住や交流人口の増加に向けた取組を前提として、地域社会活動の牽引役となる人材の養成なども含めながら、住み良い暮らしの環境づくりが必要とされています。

定住等の環境整備に当たっては、生活環境の利便向上につながる社会基盤整備を進めていく必要があります。しかしながら、下水道をはじめとする污水处理施設の整備は着実に進展しているものの、山間部の普及率が低位となっていることなどから、沿岸圏域における污水处理人口普及率は、平成20年度末で県全体の70.2%を下回る58.6%の水準にとどまっています。

また、当圏域内における生活関連道路の整備についても、着実に進展が図られているものの、圏域内の改良率は72.5%（県全体87.1%）、舗装率は80.5%（県全体87.8%）であり、県全体の水準を下回っています。

2 目指す姿を実現するための取組

地域社会を構成する市町村、企業、NPO等の地域づくり団体と連携しながら、地域コミュニティ等活動を牽引していく人材の養成等を進めるほか、中心市街地の活性化など、各市町村等が行うまちづくりへの取組を支援していきます。

また、生活に密着した污水处理施設、生活関連道路、住宅等の基盤整備を進めるとともに、普及啓発に取り組んでいきます。

主な取組内容

連携と交流の強化による新たな活力の醸成

市町村の中心市街地の賑わい創出に向けた取組への支援をはじめ、市町村、企業やNPO等の地域づくり団体との連携や交流の強化を図るなど、地域コミュニティの活性化によるまちづくりを推進します。

地域コミュニティ活動の牽引役となる人材の養成やフォーラムの開催など、地域社会を構成する市町村、企業やNPO等の地域づくり団体と連携しながら、各種協働事業の実施を推進します。

地域の歴史や文化、食、産業などの地域資源を小中学生をはじめ、地域住民に伝えていくとともに、首都圏等の人々が当地域のファンとなってくれるように、魅力ある地域情報について、地域内外への積極的なPRを推進します。

生活の利便向上につながる社会基盤の整備

市町村が整備する下水道及び市町村・住民が設置する浄化槽などの汚水処理施設について、整備の促進や適正な維持管理の実施に向けた支援に取り組みます。

道路狭あい箇所の減少、歩道設置箇所の増加及び落石危険箇所の解消を図るなど、圏域内の生活関連道路について、整備の推進や住民との協働による効率的・効果的かつ計画的な維持管理を推進します。

設計、設備の面で高齢者に配慮したバリアフリー¹型の公営住宅の整備やユニバーサルデザイン²住宅の普及啓発に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

地域社会を構成する市町村、企業、NPO等の地域づくり団体と連携と交流の強化を図りながら、市町村等が行うまちづくりを支援します。

市町村が行う下水道整備の促進に向けた指導・助言の実施及び市町村・住民が設置する浄化槽整備に対して助成を行うとともに、施設の適正な維持管理や水洗化などの普及啓発に取り組みます。

また、市町村や地域住民の理解・協力のもと、狭小な幅員や急カーブの解消、歩道の設置を図るなど、生活に密着した道路等の整備を推進します。

県	市町村	国・団体・地域住民等
<ul style="list-style-type: none"> 市町村等と連携した地域コミュニティ活動への支援 地域コミュニティ活動を牽引する人材（中間支援NPOなど）の育成 圏域内外への情報発信 主要地方道、一般県道等の整備 住民協働による道路の維持管理 汚水処理施設整備の支援 高齢者等に配慮した県営住宅の整備、ユニバーサルデザイン住宅の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動への支援 市町村独自の情報発信 市町村道の整備 住民協働による道路の維持管理 汚水処理施設（下水道など）の整備 高齢者等に配慮した市町村営住宅の整備 	<p>国）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会基盤整備推進の協力 <p>団体・地域住民等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動への参画 自ら実施している地域コミュニティ活動等の情報発信 住民協働による道路の維持管理 汚水処理施設（浄化槽）の整備など

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>連携と交流の強化による新たな活力の醸成</p> <p>目標：NPO認証団体数（累計） （参考（H18）34団体） （H20）41団体 （H22）43団体</p>	<p>集落・コミュニティ・NPOの基礎調査、中間支援NPOとの協働事業（フォーラム開催など）</p>	<p>中心市街地の活性化など市町村等が行うまちづくりへの支援等</p>	<p>地域内外への地域情報のPR</p>
<p>生活の利便向上につながる社会基盤整備</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水処理人口普及率 （参考（H18）55.0%） （H20）58.6% （H22）72.5% 生活関連道路の整備実施工区のうち完了工区数（県事業） （参考（H18）3工区） （H20）1工区 （H22）2工区 	<p>汚水処理施設の整備</p>	<p>道路狭あい箇所の改良、歩道設置などの道路整備</p>	<p>高齢者等に配慮した住宅整備</p>

1 バリアフリー：障がい者を含む高齢者等（広義の対象者）が社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策など。

2 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人々が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。

9 良好な自然環境の保全と活用による環境との共生の実現

1 目指す姿

一人ひとりが高い環境保全意識を持ち、環境負荷の少ないライフスタイルが定着するとともに、事業活動において地域資源の有効利用や省エネルギーが図られています。また、高い自然保護意識のもとに、豊かな自然が引き継がれ、人と自然との調和ある社会が形成されています。

指標		参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
大気・水の環境基準達成率	有害大気汚染物質の環境基準達成率(%)	100%	100%	100%
	公共用水域のBOD等 ¹ 環境基準達成率(%)	79.1%	88.4%	93.0%

【目標値の考え方】

環境基準達成率で全国トップレベルを目指すもの。

現 状

沿岸圏域は、森川海の優れた自然環境や快適な生活環境に恵まれた地域であり、優れた環境を維持し後世に残すため「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、9流域に各流域協議会²が設置され、行政、住民、関係団体などが協働して森、川、海の環境保全に取り組んでいます。

また、公共用水域のBOD等環境基準達成率が平成19年度は88.4%であるなど、一部に環境基準が未達成のところもあることから達成率を高めるよう取り組んでいます。

五葉山地域から沿岸圏域に拡大しているシカによる農林業被害、沿岸圏域全域で発生しているツキノワグマによる人身及び農作物被害、早池峰地域等の稀少植物の保護等に対応するため、野生動植物の保護管理に取り組んでいます。

これまで利用されていなかった物を資源とする新たな事業として、廃食油を原料としたバイオディーゼル燃料普及の取組が始められています。また、圏域では大規模な廃棄物の不法投棄の発生件数は減少傾向にありますが、貝殻等の水産系副産物処理に課題があり、廃棄物の減量化や再資源化を目指した地域でのゼロエミッション³などの取組を推進する必要があります。

異常気象等により事業者、住民等の地球温暖化への関心は高まっていますが、具体的な行動には至っていない状況にあります。地球温暖化対策地域協議会の活動を支援するとともに、沿岸圏域で12事業所が認定されている「いわて地球環境にやさしい事業所⁴」の取組等を推進し、住民への普及啓発を進め環境負荷を低減する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

一人ひとりの環境保全意識や自然保護意識が高まり実践されるよう、効果的な情報提供や環境学習、さらには地域の方々が連携した環境保全活動等を推進します。

また、地域資源の有効活用に向けた取組や、野生動植物と人との共生に向けた取組を、行政、事業者、地域住民が一体となって進めます。

主な取組内容

恵まれた自然環境の保全

行政、住民、事業者が一体となり、森、川、海における多様な自然環境を、産業活動と調和を図りながら、保全します。

野生動植物の保護管理

稀少野生動植物の保護対策に積極的に取り組むとともに、野生動植物の生息生育環境の保全及び野生鳥獣による被害の発生防止に努めます。

ごみ減量化とリサイクルの促進

資源循環型地域社会の形成に向けた地域資源の有効活用や省エネルギーが図られるよう、行政、住民、事業者の連携を進め、地域でのゼロエミッションを促進します。

地球温暖化対策への取組

効果的な情報提供や環境学習、地域住民が連携した環境保全活動を推進します。

住民、事業者の意識啓発を図り、具体的な行動を促進します。

3 取組に当たっての役割分担

森林・河川・海岸の優れた自然環境を体系的に保全し、人と自然とが共生できる環境をつくるため、水質汚濁の防止、環境教育等の総合的な施策を推進します。

また、野生動植物の保護・共生に向けて、生息生育・被害情報の把握や被害防止対策の検討実施・普及啓発等に取り組みます。

さらに、地球温暖化防止に係る総合的な施策や、廃棄物の減量化・資源化等に係る施策を、市町村、事業者、住民と連携して、推進します。

県	市町村	事業者・住民等
<ul style="list-style-type: none"> ・森川海流域協議会活動支援 ・水質汚濁の未然防止 ・汚水処理施設整備の支援 ・野生動物による被害情報の把握及び農林業被害防止対策の普及 ・希少野生動植物の生息生育情報の把握 ・廃棄物の減量化、資源化に向けた啓発 ・地球温暖化対策地域協議会活動支援 ・地球温暖化防止に係る環境教育、環境保全活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域協議会と連携した関連施策の推進 ・汚水処理施設（下水道、浄化槽）の整備 ・野生動物による農林業被害防止対策の普及 ・希少野生動植物の情報提供 ・有害鳥獣捕獲の実施 ・廃棄物の減量化・資源化に係る普及啓発 ・地球温暖化対策地域協議会の設立及び活動 ・地球温暖化防止に係る環境教育、環境保全活動の取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域協議会の活動と連携した活動 ・汚水処理施設の整備（下水道への加入、浄化槽の設置） ・野生動物による農林業被害防止設備の設置 ・希少野生動植物の情報提供 ・日常生活、事業活動における省エネルギー、省資源への配慮 ・環境コミュニケーション⁵の実施

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
恵まれた自然環境の保全 目標 ・環境活動（県主催）への参加人数 （H20）1,355人 （H22）1,355人 ・事業場排水適合率 （参考（H18）93.4%） （H20）92.3% （H22）95.4% ・汚水処理人口普及率【再掲】 （参考（H18）55.0%） （H20）58.6% （H22）72.5%	流域協議会等と連携した関連施策の推進 ・各地域ごとの活動支援、講師派遣など	下水道・浄化槽等適正な維持管理の実施 ・管内市町村への情報提供や導入推進の支援など	
野生動植物の保護管理 目標 ・農林業被害額 （参考（H18）71,724千円） （H20）80,371千円 （H22）46,000千円 ・沿岸3局シカ獲得頭数 （参考（H18）914頭） （H20）1,347頭 （H22）1,500頭	野生動物による農林業被害防止対策の普及・展開 ・新規ハンター狩猟免許の取得増加支援など		
ごみ減量化とリサイクルの促進 目標 ・沿岸地域 産業廃棄物の排出量 （参考（H18）5,563百ト） （H19）4,904百ト （H22）4,658百ト ・エコショップいわて ⁶ 認定数 （参考（H18）4%（10店舗）） （H20）7%（21店舗） （H22）25%（69店舗）	産業廃棄物の減量化 ・事業所への3R啓発やリサイクルの推進指導など	エコショップいわてでの認定促進 ・制度の周知など	
地球温暖化対策への取組 目標：いわて地球環境にやさしい事業所認定数 （参考（H18）4事業所） （H20）12事業所 （H22）15事業所	いわて地球環境にやさしい事業所の認定促進 ・周知の制度など		

1 BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量、河川水や排水中の汚れの程度を示す指標）及びCOD（化学的酸素要求量、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標）のこと。
 2 流域協議会：「岩手県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例」（平成15年10月9日に公布）に基づき、県内の各流域において、市民・NPO、事業者、行政等の協働により設置された団体の総称。
 3 ゼロエミッション：自然界への廃棄物の排出をゼロにするシステムの構築やそれを目指す考え方。
 4 いわて地球環境にやさしい事業所：岩手県内で二酸化炭素排出抑制のための措置を積極的に講じている事業所に対しての認定。
 5 環境コミュニケーション：工場・事業場（以下「工場等」）における様々な環境に配慮した活動など取組みを紹介し、工場等とその周辺の住民とが環境保全活動に関する情報のコミュニケーションをスムーズに行い共通認識の形成を促進する取組み。
 6 エコショップいわて：エコショップいわて認定制度により、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店として認定された店舗。

10 安心して子どもを産み育てることができ、健やかに長寿を楽しむ社会の実現

1 目指す姿

子育て中の家庭の多種多様なニーズやライフスタイルに応じた子育て支援の環境が整備されています。

また、障がいを持ったり、介護を要する状態になっても、家族をサポートする介護支援サービス等が提供され、それぞれのコミュニティの中でお互いが支え合い、安全安心に生き生きと暮らす地域社会が維持されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
合計特殊出生率	1.48	1.51	1.51
居宅介護・地域密着型サービス利用割合	50.9%	53.2%	54.0%
施設から地域生活に移行する障がい者数	28人	85人	193人(H23)

【目標値の考え方】

本県の合計特殊出生率(その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計)は、全国平均を上回っているものの一貫して低下の傾向にあることから、沿岸圏域として、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの(参考値H17年:岩手県環境保健研究センター)。

本県の居宅介護・地域密着型サービス利用割合は、平成17年度実績と比較すると全国40位と低調であり、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、圏域として、居宅介護・地域密着型サービス利用割合を54.0%まで高めることを目指すもの。

平成18年度に県が行った調査で、沿岸圏域内の障がい者施設から退所して地域での生活を希望した方及び精神科病院に長期入院している方のうち受入条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの(目標値H23年度)

現 状

子どもの数が減少し続けている一方で、核家族化の進行や女性の社会進出に伴い、子育てに対する不安や負担を感じる家庭が増えています。子育てを地域で支援する体制の更なる強化が望まれます。

就学前人口9,235人(H20.10現在)のうち4,378人(47%)の児童が保育所を利用していますが、就学後に学童保育施設を利用している児童は1,512人と少なく、学童保育施設の整備を支援する必要があります。

施設に入所している障がい者のうち80人(内訳:大船渡地域25人、釜石地域24人、宮古地域31人)、精神病院に入院している精神障がい者のうち24人(内訳:大船渡地域8人、釜石地域8人、宮古地域8人)が退所・退院可能となっており、グループホーム¹やケアホームの整備を支援する必要があります。

高齢者人口は、平成18年から26年にかけて、4,033人(内訳:大船渡地域1,538人、釜石地域562人、宮古地域1,933人)増加する見込みです。

また、要介護・要支援の認定者数は、平成18年度から26年度にかけて、2,753人(内訳:大船渡地域1,020人、釜石地域617人、宮古地域1,116人)増加する見込みです。

傾聴ボランティアなどによる見守り活動が浸透してきていますが、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯、認知症高齢者は増加しており、地域の支援体制の更なる強化が必要となっています。

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅や公共施設等のユニバーサルデザイン化を更に進める必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

子育てしやすい環境づくりの推進に向け、地域における支援体制の充実強化に取り組みます。

また、障がい者の社会参加や生活支援体制の充実強化に取り組むとともに、介護保険サービスの確保充実及び医療から介護福祉サービスまでの地域連携を推進します。

さらに、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができる定住環境づくりを進めます。

主な取組内容

子育て環境の充実

学童保育所の設置の促進、子育て支援ボランティアの活動の促進、母子家庭の自立支援などの取組により、地域ぐるみでの子育て支援体制の充実強化を推進します。

中小企業事業者等における次世代育成支援への取組を促進し、子育てしやすい職場環境の整備を推進します。

障がい者の自立支援

障がい者の施設、病院からの地域生活移行を支援するため、グループホームやケアホームの整備を促進します。

障がい者就労支援機関の情報共有と協力体制を強化し、障がい者の就労や雇用を促進します。

障がい者就労支援事業所の工賃引上げに対する取組を支援します。

高齢者の福祉の増進

介護保険事業（支援）計画に基づき、介護保険サービスの質と量の確保充実を推進します。

個々の高齢者や家庭の介護力に応じ医療から介護までのサービスが切れ目なく提供されるよう、市町村、医療機関、介護保険サービス事業者等の地域連携を促進します。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の見守りなどの地域福祉活動を促進します。

高齢者の介護予防に向けた健康づくりや社会活動参加を促進します。

安全で安心できる定住環境づくり

高齢者や障がい者にやさしい住まいづくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインを意識した住みよい定住環境づくりを進めます。

3 取組に当たっての役割分担

多様な社会福祉活動を効果的・効率的に展開できるよう、サービス提供主体の専門性を高めるとともに、地域が必要とする人材の育成・確保に努めます。

また、地域の実情や課題に即した多様な取組ができるよう、官民が一体となった各分野における地域支援ネットワークの構築・拡充に努めます。

さらに、当事者や家族の要望等を捉え、市町村との連携による質の高い一体的サービス提供基盤の整備支援に努めます。

県	市町村	団体・生活者・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・人的資源の拡充に向けた支援 ・サービス提供基盤に対する指導啓発及び機能拡充に向けた働きかけ ・拠点施設整備に対する支援 ・支援ネットワークの構築及び拡充 ・ユニバーサルデザインのまちづくりの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者や家族の要望の詳細な把握 ・サービス提供基盤の計画的整備及び機能拡充 ・ニーズに対応した各種サービスの実施及び拡充 ・圏域市町村での連携の推進、専門的サービスの共同実施 ・ユニバーサルデザインのまちづくりの企画調整、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者や家族の要望を捉え、きめ細かな質の高いサービスの提供 ・経営の自立性、公益性を高める ・行政との連携による一体的サービス提供 ・ユニバーサルデザインのまちづくりへの参画、協働 ・要援護者の見守り

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～ H20	H21	H22
<p>子育て環境の充実</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育施設利用率（小学校1年生）（H21）23.3%（H22）25.0% ・特別保育実施保育所割合（参考（H18）79.4%）（H20）85.9%（H22）100% 		<ul style="list-style-type: none"> 学童保育施設の計画的整備 	
		<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設整備に係る市町村等への支援 	
			<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応した特別保育サービスの実施及び拡充
<p>障がい者の自立支援</p> <p>目標：障がい者グループホーム等利用者数（参考（H18）132人）（H20）212人（H22）300人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> サービス供給量及び必要量の把握等 計画に基づくサービス基盤の整備 地域生活移行者の把握及び移行調整 支援ネットワーク構築、拡充 	
<p>高齢者の福祉の増進</p> <p>目標：居宅介護・地域密着型サービス利用割合（参考（H18）50.9%）（H19）53.2%（H22）54.0%</p>		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスの質と量の確保充実を推進 市町村、医療機関、介護保険サービス事業者等の地域連携を促進 	
<p>安全で安心できる定住環境づくり</p> <p>目標：高齢者・障がい者向け住宅の改修補助（参考（H18）44件）（H20）41件（H22）45件</p>		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者のための住宅改修を推進 ボランティア組織や学校等と連携してユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進 	

1 グループホーム：障がい者等が、世話人の援助（食事の提供、身の回りの世話等）を受けながら、アパート等を借りて共同生活を行う場所。

1 1 安心して健やかに暮らせる地域医療の確保及び健康づくりの展開

1 目指す姿

地域の方々が、適切な医療サービスを受けることができ、主体的に健康づくりに取り組み、地域として健康危機に備えた体制が整った地域社会が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
肥満者の割合(40～60代)：男性	39.0%	39.9%	35.5%
肥満者の割合(40～60代)：女性	30.3%	33.8%	27.7%

【目標値の考え方】

生活習慣病になる可能性の高い人(ハイリスク者)の減少のため、成人男性及び成人女性の肥満者割合を全県目標値まで減少させることを目指すもの。

現 状

医師や看護師などの医療スタッフは不足(人口10万人当り医師数：県174人、沿岸圏域124人、同看護職員数：県1,088人、沿岸圏域1,001人)しており、地域における医療、介護福祉サービスの適切な機能分担と連携の強化を推進する必要があります。

疾病構造が生活習慣病、慢性疾患に変化してきており、疾病の早期発見や治療だけでなく、健康的な生活習慣の確立が求められています。

特に、特定健診(メタボ健診)の対象となる40代、50代男性の肥満割合(40代：県38.1%、沿岸圏域41.5%、50代：県38.2%、沿岸圏域41.0%)をみると、高い値を示しているため、肥満対策が求められています。

沿岸圏域の自殺死亡率は、平成11年の39.0(人口10万人対)をピークに、ほぼ減少傾向を示していましたが、平成18年から増加に転じており、特に男性は、直近10年間の大半において県を上回っています。

傾聴ボランティアの育成などにより、地域ぐるみで自殺防止に取り組む必要があります。

自然災害や新興感染症¹の発生などによる健康危機²に、迅速、的確に対応することが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

医療機関相互の機能分担と連携を図り、発症から在宅復帰に至る切れ目のない医療サービスが受けられるような仕組みづくりを進めます。

また、生活習慣に潜む健康障害要因を低減させるため、栄養、運動、休養のバランスのとれた生活習慣の定着を図るとともに、こころの健康対策の展開などにより、生涯を通じた健康づくりを推進します。

さらに、自然災害や新型インフルエンザ等の新興感染症の発生などによる健康危機に備えた仕組みづくりを進めます。

主な取組内容

地域医療の確保

主要な疾病・事業である4疾病・6事業について、医療機関の役割分担と連携を促進し、住民・患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を進めます。

4疾病・6事業とは

4疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病

6事業：周産期医療、小児救急医療、救急医療、災害医療、へき地医療、うつ対策

地域住民や医療関係者等が参加した地域医療懇談会や公開講座等を通じ、地域住民自らが地域医療を支えるという意識を醸成し、健康の保持増進に関する正しい知識の普及と、症状や医療機関の役割に応じた適切な受診を促進します。

生活習慣病対策の推進

健康づくりを推進する人材の養成、育成を支援するとともに、健康課題の明確化や情報共有を図り、地域団体、学校、企業、市町村、保健所等が連携して予防重視の生活習慣病対策を進めます。

自殺対策の推進

自殺の背景には、様々な要因があるため、関係機関・団体が連携して多様な相談体制の整備を促進します。

うつや自殺に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

傾聴ボランティア等の見守り活動により、地域ぐるみで自殺防止の取組を促進します。

健康危機管理体制の確保

地震・津波などによる大規模自然災害の発生や、新型インフルエンザなど新興感染症の発生・流行に備えた医療体制の整備を進めるとともに、医療・消防・行政機関等の連携による実地訓練などを実施し、災害時における危機管理体制の整備を強化します。

3 取組に当たっての役割分担

地域医療連携体制の整備、生活習慣病対策の推進、自殺防止の取組の促進、健康危機管理体制の整備を進めていくには、行政、関係機関・団体、地域住民の方々などが、その機能に応じた役割を担いながら、連携・協働することが重要です。

県は、地域医療に関する懇談会や地域・職域連携推進協議会³の開催、自殺関連相談窓口の周知、自殺関連相談利用者などに対する支援ネットワーク組織の設置、健康危機を想定した訓練などを実施します。

県	市町村	団体・地域住民等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の視点に立った医療連携体制を実現、推進するための関係機関との連携促進 ・適正受診に関する意識啓発 ・健康づくりのための関係機関との連携促進及び人材の育成 ・心の健康問題に関する普及、啓発 ・保健所における心の窓口の設置 ・保健所や県福祉総合相談センター等の相談窓口の周知 ・自殺関連相談利用者などに対する支援ネットワーク組織の設置 ・傾聴ボランティア等の養成、支援 ・健康危機想定訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の視点に立った医療連携体制を実現、推進するための関係機関との連携促進 ・健康教育や健康づくりの普及啓発 ・医療保険者としての健診、保健指導 ・心の健康問題に関する普及、啓発及び住民組織の育成、支援 ・自殺関連相談窓口の設置 ・自殺関連相談利用者などに対する支援ネットワーク組織への参画 ・健康危機想定訓練への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制の整備 ・かかりつけ医を始めとする医療機関の役割分担に応じた適切な受診 ・住民の健康づくり支援 ・特定健診等の受診 ・望ましい生活習慣の理解と実践 ・心の健康問題に関する住民組織への参画 ・健康危機想定訓練への参画

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	H20	H21	H22
地域医療の確保 目標：地域連携クリティカルパス ⁴ 制度参加病院数 （参考（H18）0病院） （H20）0病院 （H22）15病院			
生活習慣病対策の推進 目標：健康教育受講者数 （参考（H18）22,699人） （H20）16,583人 （H22）18,000人			
自殺対策の推進 目標：自殺死亡率（人口10万人対） （参考（H18）32.9人） （H19）35.2人 （H22）32.9人			
健康危機管理対策の推進 目標：災害医療訓練参加者数 （参考（H18）241人） （H20）880人 （H22）830人			

1 新興感染症：かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症（世界保健機関が1990年に発表した定義）SARS（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザなど。

2 健康危機管理：医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの。（「厚生労働省健康危機管理基本方針」に依る。）

3 地域・職域連携推進協議会：生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を構築することを目的として、地域保健、職域保健、学校保健等の関係者が相互に健康課題等について情報交換を行うとともに、それぞれが有する保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施による連携体制を構築するために設置される協議会。

4 地域連携クリティカルパス：急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰られるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示、説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。

県北広域振興圏

1 10年後を見据えた圏域の目指す将来像（平成30年度）

培われた知恵・文化、多様な資源・技術を生かし、
八戸圏域等との交流・連携を深めながら、
持続的に発展する活力みなぎる地域

2 圏域の振興施策の基本方向（平成21年度から平成22年度まで）

地域の自立を可能とする産業経済基盤の構築

冷涼な気候等を生かした農林水産物の生産を拡大しつつ、生産・加工・販売の連携を強化します。また、農山漁村の暮らしを実感できる体験型・交流型観光や、「食」を通じた産業の展開を図っていきます。

ワンストップ型の企業支援体制の構築や豊富な労働力等を背景に企業誘致や企業支援を推進し、ものづくり産業の育成、雇用環境の改善を図っていきます。また、産業の振興に必要な社会資本の整備を引き続き推進していきます。

《重点施策》

- 1 農林水産業の担い手育成と産地形成
 - 農業
 - 林業
 - 水産業
- 2 地域資源を生かした食産業の振興
- 3 体験型・交流型観光の展開
- 4 ものづくり産業の集積
- 5 雇用環境の改善
- 6 産業を支える物流基盤の整備

安全・安心に暮らせる地域社会の形成

こころの健康づくり、生活習慣病の予防、子育て支援の充実、高齢者の生きがい・健康づくりなど、医療、健康、福祉面での様々な問題を乗り越える取組を推進し、一人ひとりが安心して暮らせる地域を形成していきます。

県境産業廃棄物不法投棄事案への対応、高病原性鳥インフルエンザ対策、地震津波等の災害対策、汚水処理施設の整備促進など地域の緊急課題を解決し、安全で快適な地域を形成していきます。

《重点施策》

- 7 地域における医療と健康づくりの推進
- 8 地域で支えあう福祉の推進
- 9 環境の保全
- 10 防災・危機管理対策の推進
- 11 定住環境の整備

1 - 農林水産業の担い手育成と産地形成【農業】

1 目指す姿

圏域の自然条件を生かしつつ、市場のニーズを的確に反映した安全・安心な農畜産物が産出され、収益力のある農業が展開しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
農畜産物等の販売額	521億円	567億円	575億円

【目標値の考え方】

園芸の産地形成・強化と畜産の飼養規模拡大及び農畜産物の付加価値向上により、平成22年度目標値を575億円とするもの。

現 状

県北圏域では、畑作、畜産等の生産基盤の整備を進めながら、夏期冷涼な気候や、高標高地などの地域特性を生かした高収益作物の導入と生産拡大に努めてきました。この結果、レタス・ほうれんそう・菌床しいたけなどの園芸作物、プロイラー・豚・酪農・肉用牛（黒毛和種、短角種）の畜産、葉たばこなどの工芸作物、雑穀・ヤマブドウの地域特産作物においては有力な産地が形成されていますが、より一層の産地強化を進める必要があります。

農業就業人口の減少や生産者の高齢化が進み、地域農業の柱となる担い手の育成が強く求められています。しかし、農畜産物価格低迷や資材・飼料価格高騰等による経営環境の悪化及び経営規模の拡大・効率化の遅れなどから、担い手の確保・育成が十分進んでいません。

このような状況を踏まえ、産地をリードする担い手の育成を引き続き進める必要があります。

環境に配慮した安全・安心な食料を求める消費者・実需者ニーズがますます高まっているなかで、当圏域では地域に豊富にある有機質資源（たい肥・発酵鶏糞等）の活用や減農薬・減化学肥料による特別栽培農産物¹の生産が活発化しています。産地間競争力を高めるため、地域資源循環型農業への一層の取組が求められています。

自然環境の保全や良好な景観の形成など、農村の持つ多面的機能への関心が高まっています。一方で、農業従事者の減少や高齢化によって、農村を形づくっている「ふるさと資源（農地や農業用水等の農業生産基盤）」を守る取組が弱まっています。

農業者が農畜産物を自ら加工し付加価値を高めた商品販売する取組や、農業者と商工業者の連携による農畜産物の高付加価値化など、いわゆる6次産業化²・農商工連携を実践している事例が見られており、取組への意欲が高まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

意欲と能力のある担い手の確保・育成とともに、消費者・実需者ニーズに対応した重点品目や特徴ある地域特産品等の生産拡大による産地づくりと、6次産業化・農商工連携による農畜産物の高付加価値化に取り組みます。また、地域の有機質資源の利用を促進するとともに、農地、農業用水などのふるさと資源の維持保全を通じて、当圏域内の農地・水・環境の良好な保全を図っていきます。

主な取組内容

産地づくりをリードする担い手の確保・育成

就農者の認定農業者³への誘導を図るとともに、認定農業者の生産効率化・規模拡大等へ向けた経営改善計画の達成を支援します。新規就農者への集中的な技術指導と資金、農地の斡旋等による育成を支援します。

農業生産基盤の整備や担い手への農地集積等を契機とした、集落営農組織の育成を支援します。

老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策を推進し、担い手が行う生産活動の効率化・円滑化を支援します。

マーケットイン⁴を重視した足腰の強い産地の形成

県・関係機関・団体に組織する総合支援体制及び生産基盤整備等により、消費者・実需者ニーズに対応した重点園芸品目について、産地の効率的な形成と強化を支援します。また、地域を特徴づける雑穀・ヤマブドウ等の地域特産品目は、高品質生産技術の向上と需要に応じた生産振興を支援します。

キャトルセンター⁵の整備・運営支援、施設・飼料基盤及び臭気対策施設の整備、飼養管理改善指導等による畜産経営の大規模化と経営の効率化を支援します。日本短角種は地域内一貫生産体制の確立を支援します。

地域循環を基調とした環境にやさしい農業の推進

農産物の安全・安心ニーズに対応し、地域内で生産される有機質資源を利用した減農薬・減化学肥料栽培等、環境保全型農業を推進するとともに、エコファーマー⁶の育成拡大と、農業生産工程管理を明らかにするGAP⁷の取組を推進します。

農地、農業用水等のふるさと資源の維持保全

農地・農業用水等のふるさと資源の質的向上と維持保全を図るため、「農地・水・環境保全向上対策」などによる維持保全活動や環境保全に向けた営農活動を支援します。

6次産業化等による農畜産物の高付加価値化

6次産業化等に係る啓発活動を行うとともに、意欲ある経営体による2次・3次産業のノウハウ活用や商工業者との連携によるモデル事例の育成等を通じて、農畜産物の高付加価値化の取組を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

県は、市町村、団体等と連携のもと、生産規模の拡大支援や営農指導等により担い手の育成に取り組むとともに、地域の特性を生かしながら、消費者・実需者ニーズに即した農畜産物の生産拡大を支援します。

県	市町村・協議会	農協等農業団体	生産者等
<ul style="list-style-type: none"> 担い手育成支援 営農指導 施設・機械導入、基盤整備等による規模・生産拡大・効率化支援 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手育成支援 施設・機械導入、基盤整備等による規模・生産拡大、効率化支援 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手育成支援 営農指導 有利販売の展開 部会の体制の強化・充実 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善計画の実践 先進技術の習得 生産規模の拡大 経営力の強化 集落型営農の実践

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
産地づくりをリードする担い手の確保・育成 目標： ・認定農業者数（経営改善計画認定数） （参考(H18)1,222経営体） (H20)1,289経営体 (H22)1,503経営体 ・集落営農組織数 （参考(H18)2集落） (H20)4組織 (H22)7組織	相談窓口の設置	就農者の認定農業者への誘導・経営改善支援 新規就農者の確保・育成 集落営農に向けた合意形成支援 施設整備・機械導入による規模拡大等の支援 農業生産基盤の整備（ほ場整備、畑地かんがい） 農業水利施設の長寿命化（予防保全）	
マーケットインを重視した足腰の強い産地の形成 目標： ・園芸販売額500万円以上農家数（農協系統扱い） （参考(H18)193戸） (H20)180戸 (H22)204戸 ・黒毛和種子牛出荷頭数 （参考(H18)3,359頭） (H20)3,705頭 (H22)4,040頭 ・臭気対策施設整備経営体数（中小家畜） （参考(H18)0経営体） (H20)0経営体 (H22)9経営体	指導拠点整備 アクションプランの見直し	重点園芸品目別の課題解決支援 施設整備・機械導入による規模拡大等の支援 施設・飼料基盤の整備支援 飼養管理技術改善指導 キャトルセンター運営支援 計画策定	臭気対策施設整備
地域環境を基調とした環境にやさしい農業の推進 目標： ・エコファーマー認定者数 （参考(H18)503人） (H20)717人 (H22)850人 ・水稻の減農薬・減化学肥料栽培等による栽培面積 （参考(H18)52ha） (H20)91ha (H22)150ha		エコファーマーの認定推進 （環境にやさしい農業研修会の開催等） GAP制度の周知と取組推進 環境保全型水稻栽培の振興 有機質資源活用栽培の実証	契約取引の促進
農地、農業用水等のふるさと資源の維持保全 目標：保全活動組織数（協定面積） （参考(H18)1組織(25ha)） (H20)66組織(2,105ha) (H22)66組織(2,105ha)	連絡会議の設置	共同活動、営農活動の実施支援 活動の中間評価 優良事例紹介等による啓発	
6次産業化等による農畜産物の高付加価値化 目標：6次産業化等への取組支援モデル件数 （参考(H18)0件） (H20)0件 (H22)6件		6次産業化等の取組啓発と 対象の掘り起こし モデル事例育成対象者のリストアップと 支援カルテ ⁸ 作成	意欲ある経営体への重点支援

- 1 特別栽培農産物：国のガイドラインに基づき、通常の栽培方法（慣行栽培）に比べ、化学合成農薬と化学肥料の使用料を5割以上減じて栽培された農産物。
- 2 6次産業化：1次産業において、生産だけでなく加工・流通・販売等も総合的に取り扱い、事業の付加価値を高める経営形態。（1次産業（生産）、2次産業（加工）、3次産業（流通・販売等）が密接に結びついた形態。）
- 3 認定農業者：「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。
- 4 マーケットイン：企業が生産・販売活動をする際に、消費者のニーズを満たす製品であることを最優先する考え方。
- 5 キャトルセンター：個々の畜産農家の労働力削減と畜舎の収容能力を超えた牛（哺乳、育成、繁殖牛）を預託できる施設で、地域の増頭を目的に設置された施設。
- 6 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた農業者。
- 7 GAP（農業生産工程管理）：Good Agricultural Practice の略称で、農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するため、管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取組。
- 8 支援カルテ：農業の6次産業化等に取り組む意欲ある経営体をリストアップ後、個別のカルテを作成し、継続的かつ効果的な支援を行うもの。

1 - 農林水産業の担い手育成と産地形成【林業】

1 目指す姿

森林が適切に管理され、その公益的機能を圏域全体が享受しています。また、アカマツ、しいたけ、木炭、漆といった国内有数の高品質な林産物に対する評価が高まり、圏域全体の林業生産活動が活性化しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
林業産出額	36億円	-	43億円

【目標値の考え方】

合板、集成材等の国産材へのシフトに対応した素材の販売拡大等により約7億円の増加を目指すもの。

現 状

県北圏域の森林面積は172千ha(平成16年度末)で、総面積の79%を占めており、そのうち88%が民有林となっています。民有林の人工林率は39%で、県全体の44%に比べて低く、人工林の林齢別面積を見ると、間伐等の手入れを必要とする林齢11年から45年の森林が約80%を占めています。

木材価格の長期低迷などにより森林所有者の林業経営への意欲が低下しつつあり、また、施業の段階が育林から利用に移行していることから、間伐等の森林整備を個々の森林所有者のみに委ねることには限界があります。一方、侍浜松に代表される優良なアカマツ天然林や、民有林面積の48%(平成16年度末)を占める広葉樹林は、本圏域の重要な地域資源であり、今後も循環的な利用が必要です。

本圏域では、二戸地域を中心に以前から木材加工が盛んに行われており、地域の主要な産業である養鶏・養豚施設等の建築需要も期待されていますが、地域内での素材供給は低位な状況にあり、多くは隣接する地域から素材調達がなされています。また、隣接地域には製紙工場や合板工場などに大口需要があります。

本圏域は、乾しいたけ、木炭などの特用林産物の生産が盛んであり、質・量ともに国内有数の産地を形成しています。しかし、市場主導の流通の中で必ずしも品質に見合った収益が得られていないことや、生産者の高齢化・後継者不足などから、生産量は伸び悩んでいます。

浄法寺漆は、生産量、品質ともに日本一を誇ることから、その高品質を産地認証するブランド化に取り組んでいます。そうした中、世界文化遺産に登録されている日光社寺などの文化財修復への需要が見込まれていますが、漆原木の確保や技術者の育成が重要な課題となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

木材価格の低迷等による厳しい林業経営を改善し、森林施業を推進するため、意欲ある林業経営体を育成します。また、地域材の安定的な供給体制づくりを推進するとともに、アカマツ材を中心とした戦略的な販売体制を構築します。さらに、国内有数の産地を誇る特用林産物の販路拡大と生産技術の向上などに取り組めます。

主な取組内容

意欲ある担い手を中心とした地域林業の展開と森林の適正管理

地域けん引型経営体¹の組織強化や、スタッフの意識改革のための研修活動を支援するとともに、各経営体の森林経営プランの実現に向け支援します。

森林の保全と森林資源の循環利用のため、間伐や再造林を積極的に推進するほか、重要な地域資源であるアカマツ天然林や広葉樹林の改良・育成にも取り組みます。

県産材の流通・加工体制の構築

素材生産者と大口需要者等とのマッチングを図り、販路の拡大を支援することにより、地域材の安定的な供給体制づくりを進めます。

圏域内の木材需要に対し、地域材を安定的に供給する体制づくりを進めます。

「南部アカマツ振興センター」を中心として、アカマツ製材品に対する需要者ニーズの把握とそれに対応した製品の供給など、戦略的な販売を推進します。

全国に誇る特用林産物の生産・販売の強化

国内有数の品質を誇る乾しいたけについて、流通の多チャンネル化や産地表示の拡大を進めるとともに、販路拡大の支援や生産技術の向上、新規参入者の育成などに取り組みます。

全国一の生産量を誇る木炭については、生産者の収益性の向上と販路の拡大による強い産地づくりを進めます。

文化・歴史的価値を基盤とした浄法寺漆のブランド化及び生産量の確保

産学官民の協働や県南圏域等との連携により、漆の持つ文化・歴史的な価値を踏まえ、浄法寺漆のブランド化や、技術者の養成、原木林の造成等による生産量の拡大に向けた取組を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

森林・林業には、産業という側面に加え、山地や水源の保全、地球環境への貢献等多面的な機能があり、そこには計り知れない価値があります。この機能を今後も継続して発揮させるため、行政、森林組合、森林所有者等が共通の認識を持ち、着実な取組を行っていきます。

県、市町村	森林組合・地域けん引型経営体等	森林所有者、素材生産者等
<ul style="list-style-type: none"> 地域けん引型経営体の育成 木材安定供給体制整備の支援 情報発信、ブランド化支援 適切な森林整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域単位での林業経営の推進 地域関係者と連携した販路開拓 情報発信、ブランド化の推進 直販体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な森林施業の実施 木材の安定生産と安定供給の継続 情報の発信、ブランド化の推進

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>意欲ある担い手を中心とした地域林業の展開と森林の適正管理</p> <p>目標：地域けん引型経営体数 （参考(H18)1経営体） (H20)5経営体 (H22)5経営体</p>		<p>研修等を通じた森林経営意識改革の推進</p> <p>森林経営プランに基づく施業実施</p> <p>間伐の促進・天然林の育成</p>	
<p>県産材の流通・加工体制の構築</p> <p>目標：新規素材供給者数（累計） （参考(H18)2者） (H20)6者 (H22)10者</p>		<p>需要者ニーズに対応した素材の安定供給</p> <p>鶏舎・畜舎向け地域材の安定供給</p> <p>南部アカマツ販売戦略の推進</p>	
<p>全国に誇る特用林産物の生産・販売の強化</p> <p>目標：特用林産物産出額 （参考(H17)13億円） (H19)13億円 (H22)14億円</p>		<p>乾しいたけの総合的な販売戦略の構築</p> <p>木炭販売戦略の検討・産地づくり</p> <p>ニーズに対応した木炭パッケージ・販売方法の検討</p>	
<p>文化・歴史的価値を基盤とした、浄法寺漆のブランド化と生産量の確保</p> <p>目標：漆生産量 （参考(H17)800kg） (H20)1,260kg (H22)1,300kg</p>		<p>浄法寺漆認証制度の運用</p> <p>文化財修復資材としての安定供給体制の整備</p> <p>技術者の育成支援</p> <p>原木林の調査</p> <p>生産計画に基づく原木林の造成</p>	

1 地域けん引型経営体：森林所有者に代わり地域の森林経営を担う経営体。

1 - 農林水産業の担い手育成と産地形成【水産業】

1 目指す姿

圏域を代表する安全・安心な水産物が、消費者から積極的に購入されています。そして、漁業者の所得が向上し、ゆとりある生活が確保され、意欲ある担い手を中心とした活力ある漁村社会が形成されています。

指標	参考値 (H16～18の平均)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
主要水産物の生産額*	36億円	40億円	41億円

* 当圏域における漁業生産額（海面）は74億円（現状値：H19）であるが、指標は地域の特徴的な水産物であるサケ、養殖ワカメ、養殖コンブ、養殖ホタテガイ、天然アワビ、天然ウニの生産額としている。

【目標値の考え方】

サケの回帰率向上やホタテガイなどの養殖業の生産拡大により、1億円の増加を目指すもの。

現 状

県北圏域の沿海地区漁業協同組合は8つ（洋野町5、久慈市1、野田村1、普代村1）ありますが、1組合当たりの平均組合員数は320人と県平均557人に比べて少なく、小規模な組合が多くなっています。

当圏域はウニ、アワビなどの採介藻漁業への依存度が高いほか、普代村や野田村ではワカメ、コンブ、ホタテガイの養殖漁業が営まれており、これらの平成19年の生産額は18億円です。

当圏域の平成19年漁業就業者数（正組合員）は2,371人で、平成14年と比べて417人減少し、高齢化が進むなど、担い手の確保・育成が課題となっています。

平成19年のサケの生産額は22億円で、当圏域内の主要水産物の販売額の55%を占めていますが、サケの回帰率が低迷していることから、回帰率向上への取組が求められています。また、漁家の所得向上を図っていくためには、当圏域の主要な漁業生産物となっているウニ、アワビに続く、新たな栽培対象種の増養殖技術の開発と普及が求められています。

既存の販路での価格の低迷など、必ずしも漁業者の所得が向上していないことから、漁業者自らによる朝市など産地での直売等の新たな販路を開拓していく必要があります。

消費者から安全・安心な水産物への期待感が高まっていることから、当圏域の5魚市場での衛生管理への取組を引き続き進めていく必要があります。また、当圏域には28（県営5、市町村営23）の漁港があるほか、岩盤に溝を掘ったウニの増殖場を全国に先駆けて整備していますが、ウニ・アワビの増産に向けた新たな増殖場の整備が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

漁業者や漁協による「地域営漁計画」の更新・実行を支援し、養殖漁場の生産性の向上と競争力のある経営体の育成に取り組みます。また、水産物の高付加価値化や販売力強化を図るため、産地での直接販売、量販店とのマッチング等に取り組みます。

主な取組内容

養殖漁場の生産性の向上と競争力のある経営体の育成

各漁協における養殖漁場の利用方法や担い手の育成方法等を漁業者自らが示す「地域営漁計画」の更新及び実行を支援し、漁協と漁業者の経営体質の強化を図ります。また、磯根資源の利用や水産物の販売促進等に取り組む新たな「県北型地域営漁計画（仮称）」の策定を支援します。

基幹魚種であり、漁協経営や水産加工の振興にも大きな影響を持つサケについては、稚魚の海中飼育の指導に取り組むなど回帰率向上を図ります。

ウニ・アワビ等の栽培漁業の推進を図るとともに、新たにナマコ、マツモ、ホヤなどの増養殖技術の開発と普及に取り組めます。

新たな生産・流通・販売システムの構築

産地での直接販売や量販店とのマッチングなど、販路の多様化を促進するとともに、漁協と水産加工業者等との連携による水産物の高付加価値化に向けた取組の支援や水産加工業者に対する衛生指導及び経営相談に取り組めます。

水産基盤施設整備の推進

魚市場の衛生管理の徹底指導や流通施設等の整備を支援するなど、安全・安心な水産物の生産を促進します。

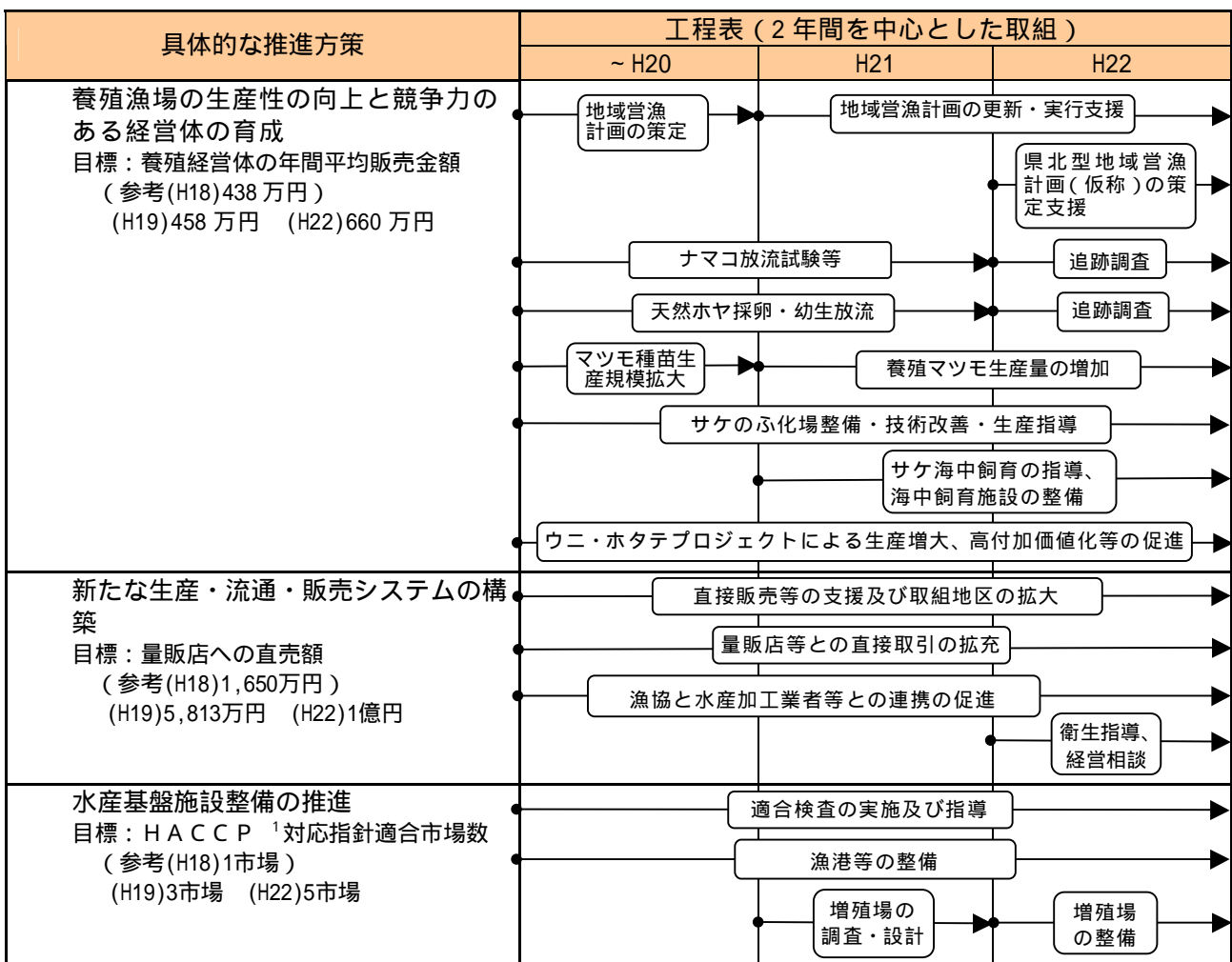
岩手県水産基盤整備基本計画に基づき、安全・安心な水産物を効率的に水揚げするための施設やウニ・アワビなどの漁場等の施設整備を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

県においては意欲ある漁業者、漁協や民間企業による主体的な取組に対して、市町村と連携しながら支援を行います。

県	市町村	生産者、団体、加工業者等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の更新及び実行の支援 ・サケふ化場整備支援、種苗生産指導 ・新たな増養殖技術の開発及び普及 ・ウニ・ホタテプロジェクトへの助言 ・販路拡大、直接販売等の支援、普及 ・魚市場衛生管理の指導及び支援 ・魚礁や増殖場の造成 ・漁港の整備及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の更新への助言 ・サケふ化場整備支援 ・新たな増養殖技術の推進 ・ウニ・ホタテプロジェクトの推進 ・販路拡大、直接販売等の支援 ・魚市場衛生管理の支援 ・資源管理や運営等の支援 ・漁港及び流通施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域営漁計画の更新及び実行 ・サケふ化場整備、健全な稚魚生産 ・新たな増養殖技術の利活用 ・ウニ・ホタテプロジェクトの実践 ・販路拡大、直接販売等の実践 ・魚市場及び水産物の衛生管理の実践 ・増殖場の利用管理、資源管理の実施 ・適正な利用と管理

4 具体的な推進方策



1 HACCP：HA（Hazard Analysis：危害分析）とCCP（Critical Control Point：重要管理点）を省略したもので、危害分析重要管理点方式と訳されている。今まで勘や経験で作っていた食品を客観的な方法により製造工程を管理することで、安全性を確保する衛生管理の方法。

2 地域資源を生かした食産業の振興

1 目指す姿

1次から3次産業までの連携により、豊富な農林水産資源を活用した付加価値の高い生産活動や食産業クラスター¹の形成が進展し、食産業が経済をリードする産業として一層成長しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
食料品製造出荷額	663億円	709億円	730億円

【目標値の考え方】

平成18年度に策定した産業成長戦略において、10年後(H27)の製造品出荷額は17年度(485億円)のおおむね1割増を目指していたが、既に達成していることから、22年度の目標値を18年度の1割増の730億円とするもの。

現 状

県北圏域の食料品製造業の出荷額は、709億円(平成19年度)と県全体の21.3%を占めています。また、県北圏域の製造業事業所数に占める割合は34.2%、製造品出荷額に占める割合は61.4%となっており、食料品製造業は、当圏域の基幹産業となっています。

食料品製造業者の中には、首都圏に販路を開拓して業績を大きく伸ばしているプロイラー加工販売業者や、全国規模で販売を行っている菓子製造業などの企業があります。しかし、総じて財務基盤や企画開発力、情報収集・営業力などが弱いことから、消費者ニーズに応じた商品づくりなどへの取組が十分でない状況にあります。

当圏域には、豊富で多様な農林水産資源がありますが、市場開拓への取組や地域の事業者間の連携が弱く、地元の資源を十分に生かしきれていません。

当圏域の自然や風土を生かして、古くから生産される雑穀やヤマブドウ、短角牛は、消費者の食の安全・安心への関心の高まりや、健康志向を背景として、全国的にも評価されつつあります。これらの特産品について、食産業クラスターの形成を目指した取組が始まっており、地域を代表する食材としてのブランド化とともに、地域全体のブランド化に貢献することが期待されています。

2 目指す姿を実現するための取組

食関連企業の経営の基盤強化を進めるため、企業のニーズに応じた経営支援、人材育成支援を行います。また、付加価値を高めるため、1次から3次産業にわたる食産業のネットワークを広げながら、地元資源の加工、流通、外食産業などでの活用を促進するほか、ヤマブドウや雑穀、短角牛などの地域特産物の「食産業クラスター」の形成に取り組みます。

主な取組内容

食産業のネットワークの強化

産業支援拠点(ジョブカフェ久慈(久慈地域)、カシオペア産業支援センター(二戸地域))を核として、市町村、地域の商工会議所・商工会、金融機関、いわて産業振興センター、試験研究機関、大学等と連携しながら、企業のニーズに応じた支援メニューのあっせん、意欲ある企業の掘起し・重点支援、求評会・商談会の開催など、経営基盤の強化に向けてきめ細やかな経営支援を行います。

食関連産業のネットワークを強化し、農商工連携を図りながら、加工、流通、外食産業などでの地元資源の活用を促進するほか、消費者等のニーズに対応した商品づくり、販路の開拓、人材育成などを支援します。

食産業クラスターの形成

ヤマブドウ、雑穀及び短角牛について、地域の生産者、食品加工業者、流通・販売業者などとの連携を図りながら、商品開発、販路開拓、起業化支援などを戦略的に展開し、食のブランドとして確立するとともに、クラスターの形成に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

特色ある農林水産資源を生かした食産業の振興を図るため、産業支援拠点を核として、地域の市町村、商工会議所・商工会と連携し、企業ニーズや課題に応じた、企業間の連携や産業支援機関等の専門的支援をコーディネートします。

県（振興局）	市町村・産業支援機関	企業等
<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画に基づく重点企業支援（企業訪問によるニーズの把握、課題解決のための企業連携や産業支援機関等とのコーディネート、進行管理） 商談会等の開催、参加企業のフォロー（商品の改良、取引支援等） 「食産業ネットワーク」活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問によるニーズの把握 県との連携による個別企業支援 企業等からの相談対応、経営戦略の策定支援及び企業戦略に基づく長期かつ総合的な支援 商談会等の開催、参加企業のフォロー（商品の改良、取引支援等） 「食産業ネットワーク」の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略の策定・実行 商談会・物産展等への参画 商品の開発・改良、取引開拓等 「食産業ネットワーク」への参画と運営

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
食産業のネットワークの強化 食産業のネットワークの強化 目標：新商品化件数（累計） （参考(H18) - 件） (H20)31件 (H22)63件		ネットワークの運営、活動に対する支援 新商品開発等支援 ネットワーク強化のための支援	
きめ細やかな経営支援 目標：取引成立件数（累計） （参考(H18) - 件） (H20)112件 (H22)158件		重点支援企業に対する支援 商談会等の開催	
食産業クラスターの形成 雑穀クラスター 目標：雑穀生産量 （参考(H18)237t） (H20)320t (H22)350t		省力化栽培技術の研究・普及 地域ブランドの確立・普及 食文化、栄養機能のPR	
ヤマブドウクラスター 目標：加工仕向量 （参考(H18) - t） (H20)55t (H22)120t	栽培モデルの作成・普及 新商品開発支援	マーケットイン ² の取組の支援 商品開発や地場消費拡大に係る取組支援 市町村及び事業者等との連携による県内外の需要の開拓	
短角牛クラスター 目標：首都圏新規取扱店舗数（累計） （参考(H18) - 店舗） (H20)10店舗 (H22)18店舗		短角牛を用いた食セミナーの開催 生産現場探訪ツアーの開催	

1 クラスター：「特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新製品が生まれ、企業が創出・成長する状態」をいう。本来、クラスターとは「ブドウの房」の意味。

2 マーケットイン：企業が生産・販売活動をする際に、消費者のニーズを満たす製品であることを最優先する考え方。

3 体験型・交流型観光の展開

1 目指す姿

農山漁村体験、自然体験、伝統的な食文化などの特徴ある素材を生かし、民間組織を窓口とした着地型観光¹が活発に展開され、八戸圏域や首都圏等から多くの観光客が訪れています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
県外観光客数	1,493千人回	1,472千人回	1,522千人回
うち宿泊者数	120千人回	105千人回	121千人回

【目標値の考え方】

県外観光客数は、平成19年から20年の伸び率(1.7%)を22年まで維持することを目標に、1,522千人回とするもの。また、県外観光客のうち宿泊者数は、宿泊率を平成20年の約7%から平成18年の水準(約8%)まで回復させることを目標に、121千人回とするもの。

現 状

県北圏域への観光客数は、平成14年には294万人でしたが、東北新幹線八戸延伸の効果もあり、16年には374万人を記録しました。しかし、その後、県北圏域への観光客数は徐々に減少し、20年は349万人となっています。

また、平成22年度に予定されている東北新幹線の青森延伸により、旅行者を含めた人の動きの活発化が期待される一方で、東北新幹線二戸駅、八戸駅の北東北観光の玄関口としての利用低下が危惧されます。

当圏域の観光地は、全国的な知名度は高くありませんが、山海の自然が織りなす平庭高原や折爪岳、小袖海岸等の景勝地、世界遺産暫定リストに登載された御所野遺跡を始め、天台寺や野田塩の道等の歴史資源があります。また、バッテリー村に代表される田舎暮らし体験ができる施設等が存在しています。しかし、こうした観光地や地域資源の魅力を観光客等に十分に伝えきれていない状況にあります。

久慈市山形町では、体験型教育旅行者数が年々増加し、国のモデル事業に採択されたほか、洋野町や二戸市足沢、一戸町小友などでも受入れに向けた取組が進められています。このような農山漁村体験など、年々高まる体験型・交流型観光のニーズに対応するため、誘客活動と受入れ体制強化の両面で取組を進める必要があります。

「けさったの会(久慈広域観光ボランティアの会)」や「九戸城ボランティアガイドの会」など、観光を担う人材や団体が育ちつつあります。一方、観光客と接する観光関連産業従事者には、おもてなしの心を伝える接客技術の一層の向上が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

既存の観光地や特徴ある農山漁村体験などを生かしながら、観光客の受入れ調整・情報発信等を行う機能の強化や観光メニューの充実により着地型観光の推進を図るとともに、観光を担う人材の育成に取り組めます。

また、八戸圏域を始め、平泉などの県内陸部や沿岸圏域等と連携した広域観光を推進します。

主な取組内容

地域ぐるみの観光を推進する仕組みづくり

地域の観光素材をまとめ上げ、旅行会社への旅行商品の企画提案や観光客への情報発信、観光客受入れのための調整などを総合的に行う機能の強化とともに、観光関係者、地域産業、住民、行政等が連携した観光素材の掘起しや魅力向上の取組による観光メニューの充実を図り、着地型観光を推進します。

農山漁村文化の体験・交流や社会教育施設等も活用した教育旅行など、観光ニーズに対応した効果的な誘客活動を支援します。

観光を担う人材の育成

観光ボランティアガイドやグリーン・ツーリズム²体験インストラクターの養成、観光関連産業従事者のおもてなしの心を伝える接客技術の向上など、観光を担う人材の育成を推進します。

八戸圏域等と連携した広域観光の推進

八戸圏域等との連携をさらに強め、圏域をまたがる旅行商品の企画や首都圏等での合同PRなどにより、東北新幹線二戸駅、八戸駅を玄関口とした広域観光を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

県北圏域においては、旅行会社への観光コースの企画提案やグリーン・ツーリズム受入れ団体等との連絡調整等、観光に関係する様々な業務を地域に密着して行う民間組織の活動が拡大しつつあります。

こうした民間組織の活動を支援するとともに、新たな観光素材の掘起しや農林水産業・食産業と連携した取組を拡大し、観光のすそ野を広げていきます。

県、市町村	民間組織	観光関連産業関係者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間組織の活動支援 ・ 観光素材の掘起し ・ 観光素材の魅力向上支援 ・ 施策連携の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客受入れのための総合的調整機能の整備、強化 ・ 観光素材の魅力向上、旅行商品化 ・ 情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内での連携強化 ・ 人材の活用、おもてなしの心で迎える接客技術の向上 ・ 受入れ態勢の充実

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>地域ぐるみの観光を推進する仕組みづくり</p> <p>目標：旅行商品企画採用件数（累計） （参考（H18）- 件） （H20）30件 （H22）40件</p>	<p>総合的調整機能の整備</p> <p>いわて体験交流施設の整備</p>	<p>旅行商品の企画提案等の拡大</p> <p>グリーン・ツーリズムメニューの拡充</p> <p>体験型教育旅行受入地区の拡大</p> <p>誘客の取組支援</p>	
<p>観光を担う人材の育成</p> <p>目標：観光ボランティアガイド数（累計） （参考（H18）26人） （H20）65人 （H22）77人</p>	<p>ガイド等養成講座の開催</p> <p>観光関係従事者の接客技術向上の活動支援</p> <p>若手観光関係者の活動支援</p>		
<p>八戸圏域等と連携した広域観光の推進</p> <p>目標：モニターツアー等を契機に造成された旅行商品の件数（累計） （参考（H18）- 件） （H20）2件 （H22）4件</p>	<p>東北新幹線二戸駅の利用促進活動の実施</p> <p>八戸圏域との連携モニターツアーの実施</p> <p>首都圏等への合同PRの推進</p>		

1 着地型観光：自ら地元の観光商品をつくり、地域外の旅行者と連携して、地元で観光客を呼び込む誘客の方法。

2 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域で、その自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動。

4 ものづくり産業の集積

1 目指す姿

地域の資源や人材を活用したものづくり生産活動が活発に行われているとともに、ものづくり基盤技術¹の高度化と集積が進み、ものづくり産業が地域経済や雇用を支えています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ² 等)の製造品出荷額	180億円	-	212億円

【目標値の考え方】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画(19年8月策定)において、5年間で30億円の増を目標としていることから、22年度の目標値を212億円(24億円増)とするもの。

現 状

県北圏域の製造品出荷額等は、平成3年の1,015億円から平成19年の1,155億円と13.8%増加しているものの、全県に占めるシェアは、4.7%から4.4%に低下しています。

食料品、衣服の製造業は、平成19年で圏域の製造品出荷額等(1,155億円)の約3分の2に及び、事業所数(275事業所)の約半分、従業者数(8,704人)の約3分の2を占めており、地域の重要な地位を占めています。また、圏域内では、浄法寺塗、久慈琥珀、大野木工、一戸・鳥越の竹細工などの多彩で優れたクラフト製品(工芸品)があります。

当圏域内には、18箇所204.0haの工業団地が造成されていますが、平成20年度末で工業団地内への誘致企業数は24社、分譲率(工場用地面積に占める分譲面積の割合)は58.8%となっており、企業集積がなかなか進んでいない状況にあります。

しかし、二戸地域では、世界で初めて単結晶の合成に成功した高純度大型酸化亜鉛(ZnO)を生産し、関係企業、研究機関に提供しており、今後、様々な製品への活用により大きな飛躍が期待されています。

また、久慈地域では、ケミカルタンカーの建造では世界トップクラスの評価を受けている造船会社が立地しており、今後久慈港の湾口防波堤整備の進捗に伴い関連企業の一層の成長が期待されます。

一方、圏域内の企業は、総じて研究開発力や技術力、競争力が弱いため、製品の高付加価値化や安定的な取引先の確保が課題となっており、意欲的な企業への支援を強化し、地域の産業を活性化していく必要があります。

また、企業の集積が少ないことや、地域の企業の魅力がよく理解されていないことなどから、若年者の地元企業への就職が少ない状況にあり、地域の企業のニーズも踏まえながら、地域が一体となってもものづくり人材の育成に取り組んでいく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

いわて産業振興センター、商工会議所、商工会などの産業支援機関や大学、高等専門学校などと連携しながら、企業の技術力や競争力を高めるための支援に取り組めます。

また、隣接する八戸圏域との交流を促進し、企業の経営力の向上や、高度なものづくり人材の育成に取り組めます。

主な取組内容

意欲的な企業等の育成支援

いわて産業振興センターと協働し、企業ニーズに対応した技術開発から販路開拓まで総合的な企業支援を行います。

隣接する八戸圏域のものづくりネットワーク、大学等との交流・連携を促進し、企業の技術の向上や取引の拡大を目指します。

日本一の生産量と質を誇る浄法寺漆を活用した漆器などクラフト製品の技術の伝承や、デザイン開発、新商品開発、販路拡大などの取組を支援します。

ものづくり人材の育成

産業界・学校・地域が連携し、企業ニーズに対応した人材育成に取り組みます。

県内や八戸圏域のものづくりネットワーク、大学等と連携し、実践的なセミナー、企業見学会等を行い、ものづくり人材の育成に取り組みます。

企業誘致の推進

電子部品・輸送機器産業等の集積を図るため、「岩手県県北地域産業活性化協議会」を中心に、港湾や高速交通アクセス、いわて第2クリーンセンター³などのインフラや人材育成の取組を生かした企業誘致活動を展開します。

誘致企業のフォローアップを行い、取引の拡大や工場の拡張等を支援します。

3 取組に当たっての役割分担

ものづくり産業の集積を進めるためには、企業の技術レベル向上のための人材育成や、企業の競争力を高めていくことが必要です。

このため、県では、企業ニーズに対応した人材の育成等を進めるため、いわて産業振興センターと連携しながら「県北ものづくり産業ネットワーク」を運営し、異業種交流を促進するなど、他圏域とのネットワークの構築に取り組みます。

県・産業支援機関	市町村	企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・既存企業の育成支援 ・八戸等他圏域との連携の促進 ・企業ニーズに応じた人材の育成の支援 ・企業誘致、融資制度の紹介など 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致（市町村）、融資制度の紹介 ・人材育成の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の推進・取引拡大、生産工程の効率化など ・人材育成

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
<p>意欲的な企業等の育成支援</p> <p>目標：事業化件数（累計） （参考（H18）0件） （H20）1件 （H22）4件</p>	<p>産業支援拠点の設置</p> <p>ものづくりネットワークの構築</p>	<p>産業支援拠点による意欲的な企業の育成支援</p> <p>八戸圏域との交流</p>	<p>クラフト製品のデザイン開発・新商品開発・販路拡大等の支援</p>
<p>ものづくり人材の育成</p> <p>目標：各種人材育成セミナー修了者数（累計） （参考（H18）0人） （H20）72人 （H22）160人</p>	<p>地域産業活性化協議会の設置</p> <p>ものづくりネットワークの構築</p>	<p>企業ニーズに即した人材育成支援</p> <p>起業人材・産業人材の育成支援</p> <p>学校と企業の連携支援・企業講師等派遣、長期インターンシップ⁴等</p>	
<p>企業誘致の推進</p> <p>目標：新規立地・増設件数（累計） （参考（H18）3件） （H20）8件 （H22）11件</p>	<p>地域産業活性化協議会の設置</p> <p>誘致企業のフォローアップ・企業課題への対応</p>	<p>特定業種（電子部品・輸送機器産業等）の誘致策強化</p>	<p>誘致企業のフォローアップ・経営革新・新展開支援</p>

1 ものづくり基盤技術：工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支える鋳造、鍛造、めっき、プレス加工、金型などの技術。

2 デバイス：IC（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。

3 いわて第2クリーンセンター：平成21年度から九戸村内で稼働の特別管理産業廃棄物の処理施設。詳細は111頁参照のこと。

4 インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

5 雇用環境の改善

1 目指す姿

県北圏域で職を求める者が地域内で就職できるような雇用の場が、創出されています。
また、若年者等が、地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
求人不足数	1,925人	2,018人	2,000人

【目標値の考え方】

雇用情勢の悪化に伴い増加した平成20年度第4四半期の求人不足数（県北圏域2,587人）を平成20年度平均（県北圏域2,018人）と同程度までに改善を目指すもの。

現 状

県北圏域は、他地域に比べ地域経済をけん引する企業の立地が少ないことや、雇用創出効果が高い産業の形成が不十分であることなどから、有効求人倍率は低迷しており、雇用の創出が急務となっています。

若年者の地元企業への就職が少なく、人口減少の大きな要因となっていることから、地域が一体となって若年者の地元定着のための対策を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

産業支援機関等と連携した産業振興施策の展開や、国の交付金を財源とした基金の活用などにより、新たな雇用の場を創出します。

また、学校におけるキャリア形成¹や若年者の就業を支援します。

主な取組内容

新たな雇用の場の創出

いわて産業振興センターや商工会議所、商工会などの産業支援機関等と連携しながら、県北地域ものづくり産業ネットワークを中心に取引拡大や新事業分野への進出を支援するとともに、建設業者による農業をはじめとした異業種参入の取組を支援します。

地域雇用開発促進員の企業訪問により、雇用確保に向けた各種助成金制度を周知します。

国の交付金を財源とした基金を活用し、雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出するとともに、安定的な雇用の機会を創出します。

若年者の就業支援

学校におけるキャリア形成¹

各学校が取り組むキャリア教育²の一環として、県北地域ものづくり産業ネットワーク等と協働しながら、キャリア形成を支援するメニューを提供します。

高校生の就職支援

事業所訪問を通じて新卒者の状況を把握するとともに、新卒者向けのセミナーを開催するなどハローワークと連携しながら職場への定着を支援します。

既卒若年者の就業支援

地域ジョブカフェを拠点として、若年者に対し、職業の適性把握やスキルアップ等の就業支援サービスを提供します。

3 取組に当たっての役割分担

雇用の創出を図るため、県や市町村などが一体となり産業振興施策を推進します。また、高校生、若年者などの就職支援、雇用促進に当たっては、高校、企業、いわて産業振興センター、NPO団体、地域住民等と連携しながら、きめ細やかなサービス提供をします。

県・産業支援機関	市町村	学校	企業等
<ul style="list-style-type: none"> 起業化支援による雇用創出 既存企業の育成支援による雇用創出 人材育成 企業への雇用関係制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用創出のための産業振興施策の企画・調整、企業誘致 人材育成の支援 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育の推進 就職指導（生徒と企業のマッチング等） 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成 雇用の確保

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～ H20	H21	H22
新たな雇用の場の創出 目標：産業振興施策による雇用創出数（累計） （参考（H18）0人） （H20）449人 （H22）900人		意欲的な企業の育成支援 企業誘致の推進	
若年者の就業支援 目標： ・新規高卒者圏域内就職率 ³ （参考（H18）25.4%） （H20）23.5% （H22）30.0% ・地域ジョブカフェのサービス提供を受けた就職決定者数（35歳未満）（累計） （参考（H18）0人） （H20）301人 （H22）500人		地域ジョブカフェによる就業支援サービス提供 キャリア教育の推進 ジョブカフェによる就業支援	

- 1 キャリア形成：個人の勤労観、職業観を上げていくこと。
- 2 キャリア教育：児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てる教育。
- 3 新規高卒者圏域内就職率：新規高卒就職者のうち圏域内の事業所に就職した者の割合（岩手労働局公表資料による：6月末現在）

6 産業を支える物流基盤の整備

1 目指す姿

道路や港湾など物流ネットワークの整備が進み、圏域内はもとより圏域外との経済的な交流・連携が一段と活発化しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
道路整備事業完了工区(累計)	-	1工区	2工区

【目標値の考え方】

物流ネットワークを担う主要地方道二戸九戸線及び二戸五日市線の改良について、平成22年度までに整備完了を目指すもの。

現 状

県北圏域においては、東北縦貫自動車道八戸線、国道(4号、45号、281号、340号、395号)及び主要地方道・一般県道等による物流を担う道路網が形成されています。また、久慈市に重要港湾久慈港があり、物流拠点としての利用拡大の期待が寄せられています。

高速交通体系としては、内陸地域においては平成元年に東北縦貫自動車道八戸線の全線が開通し、整備が進みました。一方、沿岸地域では、平成5年に八戸・久慈自動車道(県内分計画延長32km)の一部として久慈道路(延長3.2km)が開通しています。また、平成20年度に久慈北道路(延長7.4km)が事業採択されました。しかしながら、八戸・久慈自動車道や久慈・宮古間の三陸北縦貫道路といった高速交通体系の整備が遅れています。

また、東北縦貫自動車道八戸線の開通や東北新幹線盛岡～八戸間の開業等に合わせ、これらの高速交通の効果を圏域内に波及させるため主要地方道戸呂町軽米線や二戸九戸線等の幹線道路の整備を進めてきました。今後、主要地方道二戸五日市線浄法寺バイパスや通行が容易でない区間等の整備を推進していく必要があります。

久慈港内の静穏度を向上させ、船舶の入出港や荷物の積み降ろしを容易にするため、平成2年から久慈港湾口防波堤の整備が進められています。しかし、進捗率は28.7%(平成20年度末現在)と低く、早期完成を図る必要があります。

農産物と木材の生産性向上や生産物の運搬路確保等のため、現在、農道、林道の整備を進めています。また、独立行政法人森林総合研究所により、岩泉町小屋敷～普代村鳥居間の農道整備が進められています。

これら農道、林道の整備に当たっては、国・県道や市町村道の整備と連携し、より一層効率的な道路ネットワークを形成していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

圏域内外との経済交流を支えるため、県は自らが所管する幹線道路や農道、林道の整備に取り組むとともに、高速道路網等の整備や湾口防波堤の整備を促進します。

主な取組内容

物流ネットワークの構築

八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路の高速道路網等及び久慈港湾口防波堤の整備を促進します。

高速道路インターチェンジや新幹線駅等にアクセスする主要地方道二戸五日市線浄法寺バイパス等の幹線道路の整備を推進します。

一次産業等を支援する農道、林道、県道等が一体となったネットワークの構築

農道、林道については、国・県道や市町村道と一体となったネットワークの構築に取り組みながら、効率的な整備を推進します。

3 取組に当たっての役割分担

八戸・久慈自動車道、三陸北縦貫道路及び久慈港湾口防波堤の整備を促進するとともに、高速道路インターチェンジや新幹線駅にアクセスする幹線道路の整備を推進します。また、農道、林道と国・県道や市町村道が一体となったネットワークの構築に取り組みます。

県	市町村	国・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・横断軸となる幹線道路等の整備 ・企業活動支援のための環境整備 ・農道、林道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動支援のための環境整備等 ・農道の管理 ・林道の整備、管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路網等の整備 ・久慈港湾口防波堤の整備

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
物流ネットワークの構築 目標：高規格幹線道路ネットワーク整備率 （参考(H18)10%） (H20)10% (H22)10%		国道の整備 久慈港湾口防波堤の整備 県道の整備	
一次産業等を支援する農道、林道、県道等が一体となったネットワークの構築 目標：農道、林道整備事業完了工区（累計） (H20)3工区 (H22)6工区		農道の整備 林道の整備	

7 地域における医療と健康づくりの推進

1 目指す姿

「こころと体の健康づくり」や「地域医療の確保」の取組を通じて、住民が生涯を通じて心身ともに健康で充実して暮らしていくことができる社会が形成されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
自殺死亡率(10万人対)	44.7人	38.2人	24.2人
成人男性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	39.1%	35.7%	35.5%
成人女性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	34.5%	34.2%	27.7%

【目標値の考え方】

県北圏域の自殺死亡率(10万人対)は県平均(H19:32.0人)を上回っていることから、これを平成17年の全国平均値まで下げることが目標に、平成22年度の目標値を24.2人とするもの。(現状値H19年)

県北圏域の肥満者の割合は男性・女性とも県全体より高いことから、これを全県の目標値まで下げることが目標に、平成22年度の目標値を男性35.5%、女性27.7%とするもの。

現 状

県北圏域の疾病別の死亡状況(年齢調整死亡率¹)をみると、生活習慣が大きく関係する循環器疾患や糖尿病のほか、自殺死亡率などが県平均を上回っており、平均余命は男女とも県平均を下回っています。また、人口割合でみた医療機関数や医師・歯科医師等の医療関係者数は、県平均と比較し低い状況となっています。

県北圏域では、医師不足や診療科の偏在など厳しい医療環境にあり、地域における医療連携の推進等による地域医療の確保が必要です。

本県の自殺死亡率(平成19年全国ワースト4位)が高い中において、当圏域の自殺死亡率は県内で最も高く、働き盛りの男性や高齢期の女性の自殺予防対策が求められています。

これまで、地域の関係機関等によるネットワークを構築するとともに、地域住民による傾聴ボランティア団体が設立され地域での活動を展開するなど、先進的な住民参加による自殺予防対策が行われていますが、今後も継続して取組を進めていく必要があります。

また、自殺の原因・動機については、さまざまな要因が複雑に関係していますが、自殺企図者の70%から90%に何らかの精神障がいがあると認められると言われており、うつ病をはじめとした精神疾患に関する普及啓発等が自殺予防につながるものと考えられます。

圏域の疾病別年齢調整死亡率は、男女共に脳血管疾患、心疾患が、県平均より高い状況にあります。

これまで、健康診査等の結果に基づいた保健指導や地域と一体になった健康づくり事業を実施し、生活習慣病²予防に重点を置いた対策に取り組んできましたが、循環器疾患による死亡率や、生活習慣病の大きな要因として挙げられる中高年の肥満者の割合が高い状況にあり、引き続き指導支援対策を行って生活習慣病有病者やその予備軍の増加を防止する必要があります。

災害発生時における要支援者の支援対策や、新型インフルエンザをはじめとする感染症への対策については、関係機関との緊密かつ効果的な連携を確保していく必要があります。

心肺停止時の救命率の向上に高い効果のあるAED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法の普及については、住民、事業所及び学校等を対象とした普及啓発を進めており、さらに継続した取組が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

住民が生涯を通じ、心身ともに健康で充実した生活を営むことができるように、地域医療の確保に取り組むとともに、「こころと体の健康づくり」や望ましい食生活・運動習慣の定着による生活習慣病予防に関する取組を充実していきます。

また、災害時や新型インフルエンザをはじめとする感染症発生時、救命救急時等における支援対策の充実を図ります。

主な取組内容

地域医療の確保

「医療連携推進プラン」推進のための圏域連携会議や地域医療に関する懇談会での意見などを踏まえながら、医療機関の機能分担と連携を推進するとともに、医療と介護・福祉との連携を図ります。

自殺予防対策の推進

住民が心身ともに健全で充実した生活を営むことができるよう、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、ボランティアによる傾聴活動や地域における見守り組織づくりを推進し、医療等の関係団体、地域住民及び行政等が一体となった自殺予防対策をさらに強化していきます。

生活習慣病予防の推進

健康寿命を延伸させるためには、生活習慣に起因する循環器疾患や糖尿病等の発症予防が重要です。そのために、若年期からの各ライフステージ³に応じたメタボリックシンドローム⁴に着目した生活習慣病予防対策に取り組めます。

これまでの生活習慣病の一次予防対策を充実させるため、医療保険者間の連携や保健指導のスキルアップを図るとともに、望ましい食生活・運動習慣の定着が図られるよう、関係機関や団体と一体となった健康づくりの取組を充実していきます。

健康危機管理対策の推進

災害発生時の要支援者等に対する支援対策については、関係機関との連携・調整を図ります。

新型インフルエンザをはじめとする感染症対策については、適切な普及啓発を図るとともに、発生時には迅速かつ確かな対応を図り、そのまん延を防止することとします。

A E Dを用いた心肺蘇生法については、消防署など関係機関との協力のもと、一般住民や事業所等に広く普及を図るとともに、特に学校における反復・継続した普及に取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

地域医療の確保やこころと体の健康づくりに当たっては、関係機関及び関係団体等が連携し、地域が一体となって取り組みます。

県	市町村	関係団体、住民
<ul style="list-style-type: none"> ・圏域連携会議、懇談会等の開催 ・医療連携の推進への支援 ・うつスクリーニングの実施 ・傾聴ボランティアの養成及び育成 ・医療保険者への支援 ・保健指導者のスキルアップ支援 ・A E Dの設置推進、講習会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携の普及啓発 ・企業、住民を対象とした健康教育など「こころの健康づくり」の普及 ・医療保険者による健診、保健指導の充実 ・地域住民への心肺蘇生法の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携の推進（関係団体） ・企業における従業員の労働安全衛生の観点からの健康管理事業の充実（うつスクリーニングの実施） ・住民自らの生活習慣改善 ・学校における生徒への心肺蘇生法の指導

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
地域医療の確保 目標：救急搬送における軽症者の割合 （参考(H18)40.5%） (H20)43.2% (H22)40%		医療連携推進プランの推進 （圏域連携会議の開催等）	
自殺予防対策の推進 目標：傾聴ボランティア養成講座修了者数 （累計） （参考(H18)86人） (H20)244人 (H22)305人	傾聴ボランティア養成講座の開催及びボランティアの育成	「こころの健康づくり」の普及啓発	
生活習慣病予防の推進 目標：健康教育の受講者数（累計） （参考(H18)28,000人） (H20)106,202人 (H22)140,000人	地域・職域連携の強化	ハイリスク者への保健指導徹底	
健康危機管理対策の推進 目標：A E Dを用いた心肺蘇生法普及講習会受講者数（累計） （参考(H18)13,324人） (H20)22,485人 (H22)29,300人 （参考：平成17年10月現在世帯数65%相当）	A E Dを用いた心肺蘇生法の普及啓発		

1 年齢調整死亡率：人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口で補正し、それぞれの集団の死亡率がどのような特徴を持つかを指標として、比較分析する際に使用します。たとえば、平成12年年齢調整死亡率は、平成12年人口動態統計死亡数を平成12年国勢調査人口で除した年齢階級別粗死亡率、及び「昭和60年モデル人口」（昭和60年の国勢調査人口を基に補正した基準人口）を用いて、次の式で求められます。

$$\text{平成12年都道府県別（死因別）年齢調整死亡率} = \frac{\text{平成12年都道府県別年齢5歳階級別（死因別）粗死亡率} \times \text{「昭和60年モデル人口」の当該年齢階級の人口}}{\text{「昭和60年モデル人口」の総数}}$$

年齢調整死亡率の基準人口については、昭和60年までは全国の年次比較には昭和10年人口、都道府県の比較には昭和35年人口を使用してきましたが、いずれも高齢者の占める割合が極めて低く、最近の人口構成とは乖離していたため、平成2年に「昭和60年モデル人口」を採用しています。

2 生活習慣病：高血圧、脳卒中、心臓病等の循環器疾患やガン、糖尿病など生活習慣に起因する疾病の総称。1997年に厚生省により提唱され、従来の「成人病」という連の疾病群を示す言葉に代わる呼称。

3 ライフステージ：人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

4 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち2つ以上を合併している状態。

8 地域で支えあう福祉の推進

1 目指す姿

地域住民の参加・協働による様々な福祉ネットワークが圏域内に広がり、ともに支えあう福祉づくりの活動が活発に展開されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
合計特殊出生率	1.50	1.71	1.71
居宅介護サービス・地域密着型サービス利用割合	42.4%	44.9%	52.0%
施設等から地域生活に移行する障がい者数	24人	96人	102人

【目標値の考え方】

県北圏域の合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は、年度により増減があるものの徐々に低下してきている。ここ2年間は増加しているものの増加に転じたとは言い難く、現状値の維持を目指すもの（現状値H19年：岩手県環境保健研究センター）。

本県の居宅介護サービス・地域密着型サービス利用割合は低く、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、圏域として、居宅介護サービス・地域密着型サービス利用割合を平成17年の全国水準である52.0%まで高めることを目指すもの。

平成20年度の県調査で、障がい者施設を退所して地域生活を希望すると回答した者及び受入条件が整えば精神科病院からの退院が可能な長期入院患者（圏域出身者全員102人）の地域生活移行を目指すもの。（目標値H23年度）

現 状

平成20年10月現在の県北圏域の高齢化率は、29.2%と県平均（26.3%）を上回って高齢化が進行しています。一方、平成19年の出生数は950人で5年前と比べ6.1%（62人）減となるなど、少子化が進行しています。また、障がい者の自立生活を支援するため障害者自立支援法が平成18年に施行され、新たなサービス体系への移行が進められています。

県北圏域の障がい者（手帳所持者）は約7,700人（人口の約6%）ですが、障がい者が求めているニーズは、住まい、就労、社会参加、相談、権利擁護など広範な領域にわたっています。これらに対応して、サービスを拡充していくとともに、施設等から地域生活に移行した障がい者が、安心して生活することができるよう、地域の中で支える仕組みづくりが必要となっています。

子育て支援を地域で支えるために、企業等に対して仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備について、一層の取組を求めていく必要があります。また、保育所や幼稚園、子育て支援ボランティア団体などの関係機関による子育て支援ネットワークを整備していく必要があります。

介護保険サービスの利用状況を見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設サービスの利用が高い（55.1%）一方で、訪問介護や通所介護などの在宅サービスの利用が低く（44.9%）なっています。二戸地域では、岩手県立大学と連携した地域保健福祉活動の成果として、いきいき健康教室、転倒予防教室の取組が展開されていますが、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活していけるようにする必要があります。

みんなが住みやすいまちづくりについては、これまで県主導によるユニバーサルデザイン¹普及活動や公共施設の点検活動などを通じて、地域にノウハウの蓄積や人材育成が進んできていますが、実践者の組織化が弱く、民間による推進体制整備や各種の普及啓発活動の展開、さらにハード面では多様な利用者の参画のもとでより使いやすい施設整備の仕組みづくりなど一層の推進が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

障がい者の多様なニーズに対応し、サービス基盤の拠点化や共同利用など効率的・総合的なサービス提供に努め、自立生活を支援していきます。また、子育て相談など様々な支援機能の充実を図るほか、企業等における仕事と子育てを両立しやすい雇用環境への改善を促進するとともに、高齢者に対しては介護予防の充実に重点を置いて取組を進めます。さらに年齢や障がい等に関わらず、みんなが住みよいまちづくりに取り組みます。

主な取組内容

障がい者の自立生活支援

障がい者の就労や生活介護などのサービスの基盤整備に当たっては、市町村間でサービスの相互利用ができるよう、市町村が共同してサービスの拠点化・共有化を進めるとともに、これらのサービスを利用する障がい者を総合的に支援するための相談やケアマネジメント²機能を充実します。

地域で支える子育て支援

仕事と子育てが両立できるよう、企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画⁴の策定など雇用環境の改善を働きかけていきます。また、子育て支援関係機関によるネットワークを整備し、子育て支援に係る事業の企画や地域子育て支援サービスの向上を図ります。

地域で支える高齢者支援

高齢者ができるだけ介護を必要としない、あるいは必要となっても重度化しないよう市町村等の介護予防事業の推進を支援するほか、地域組織活動づくりを促進します。認知症対策については、地域住民への普及啓発や住民参画による高齢者の見守り体制づくりを支援します。

要介護状態になっても安心して地域で暮らしていけるよう、効率的な介護サービス提供体制の整備を支援します。

みんなが住みやすいまちづくりの推進

民間主導のユニバーサルデザイン推進体制づくりを促進します。

公共的施設の点検やワークショップ³、小学校における総合学習などを通じて、ユニバーサル思想の普及を図るとともに、利用者視点で施設整備を進める仕組みづくりに取り組みます。

3 取組に当たっての役割分担

高齢者や障がい者福祉などの推進にあたっては、住民に身近な市町村が中心となり、民間と協力しながら住民参加による地域協働の取組を進めることが重要です。また、子育て支援の推進では、事業主の行動が期待されています。県では、市町村、企業及び民間団体等におけるこれらの取組を積極的に支援していきます。

県	市町村・広域連合等	団体・企業・住民
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者・子育て・高齢者に関する諸制度の周知 市町村・企業・団体等への事業推進支援 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉計画・介護保険計画の推進 地域活動組織や見守り組織の構築支援 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな福祉サービスの創出と障がい者・高齢者等との連携協力 一般事業主行動計画の策定等の雇用環境の改善、整備 民間団体によるユニバーサルデザインの普及と推進

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
障がい者の自立生活支援 目標：就業事業における就労者数（月間の人日） （参考(H18)852人日 ⁵ ） (H20)4,506人日 (H22)6,415人日		障害保健福祉圏域計画に基づくサービス基盤の整備	
地域で支える子育て支援 目標：一般事業主行動計画策定事業所数（累計） （参考(H18)4社） (H20)30社 (H22)43社		一般事業主行動計画策定の支援 子育て支援ネットワークの整備等	
地域で支える高齢者支援 目標：自主組織のある日常生活圏域数 （参考(H18)0圏域） (H20)4圏域 (H22)13圏域		介護予防及び認知症対策の推進	
みんなが住みやすいまちづくりの推進 目標：ユニバーサルデザイン推進活動参加者数（累計） （参考(H18)457人） (H20)1,526人 (H22)2,400人		民間主導のユニバーサルデザイン推進体制の構築 利用者参画型施設整備の推進	

- ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人を利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。
- ケアマネジメント：地域における障がい者や高齢者の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障がいや病状及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケア計画を作成し、継続的に援助を行うこと。
- ワークショップ：意見や技術の交換・紹介を行う研究会。
- 一般事業主行動計画：労働者の仕事と子育ての両立を支援するため、次世代育成支援対策推進法により301人以上の労働者を雇用する事業主に策定が義務付けられている行動計画。なお、300人以下は努力義務とされている。
- 人日 = (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)

9 環境の保全

1 目指す姿

住民の高い環境意識のもと、活発な環境活動が行われており、循環型地域社会¹の構築に向けた取組が着実に進んでいます。

指標	参考値（H18）	現状値（H20）	目標値（H22）
一般廃棄物最終処分量	5.7千トン	5.9千トン	5.4千トン

【目標値の考え方】

家庭から排出されるごみを削減し、最終処分量の年1%削減を目指すもの。

現 状

県北圏域は、陸中海岸国立公園、折爪馬仙峡県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等があり、豊かな自然環境が保全されています。また、大気や河川等は概ね環境基準を満たし、良好な状態が維持されています。

環境学習への取組の活発化などにみられるように、環境問題への関心が高まり、身近な問題であるごみ減量化やリサイクルに対する住民の意識も向上してきましたが、ごみ減量化などについて十分な成果を上げるまでには至っていません。環境意識の一層の向上を図るとともに、家庭、学校、地域、事業所等における環境に配慮した行動につなげていく必要があります。

県内には、特別管理産業廃棄物²を処理できる施設が少なく、その多くが他県で処理されていますが、いわて第2クリーンセンターが平成21年4月に稼動し、自県内処理の拠点として、廃棄物適正処理への貢献が期待されています。

二戸市と青森県田子町にまたがる原野27ヘクタールに国内最大級の規模で産業廃棄物が不法投棄され、生活環境に支障が生じるおそれがあります。このことから、法律に基づき、平成15年度に青森・岩手両県は廃棄物の早期全量撤去に向け、行政代執行を開始しましたが、平成24年度までの時限立法であるため、原状回復の着実な進捗が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

当圏域の豊かな自然と環境を次世代に残すため、環境学習など住民の環境活動を促進するとともに、資源循環型（3R）の社会の構築と適正な廃棄物処理を推進します。また、青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案については、廃棄物の早期全量撤去等により、平成24年度までの原状回復に向けて取り組みます。

主な取組内容

環境活動の推進

住民、事業者や行政など各主体が連携協働を図りながら、健全な水循環の確保、地球温暖化防止、廃棄物対策の3R（発生抑制、再使用、再資源化）、環境学習、自然保護、公害防止等の取組を推進します。

資源循環型廃棄物処理の推進（いわて第2クリーンセンターの稼動）

PFI³事業契約に基づく監視のほか、適切な運営がなされるよう、環境法令の規定による立入検査等を実施しながら、廃棄物の適正処理を進めます。

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案への対応

環境モニタリングの実施により汚染状況を監視するとともに、積極的な情報公開により住民の不安解消を図りながら、廃棄物の安全な搬出、早期全量撤去作業等を進め、平成24年度まで原状回復を完了します。

3 取組に当たっての役割分担

循環型地域社会の構築に向けて、住民一人ひとりが環境問題を身近に意識し、日々の行動に結びつけていく必要があることから、市町村と連携しながら、住民や事業者などの理解と協力を得られるような環境活動の取組を積極的に支援していきます。

県	市町村	団体・住民
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の監視、情報公開 ・廃棄物の撤去、環境調査 ・普及啓発、各主体の連携・協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動支援のための基盤整備 ・情報公開、環境学習の支援 ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備・稼働、情報公開 ・環境学習、意見提言 ・環境に配慮した生活・活動

4 具体的な推進方策

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～ H20	H21	H22
環境活動の推進 目標：シンポジウム、学習会等の参加者 （参考(H18)1,523人） (H20)2,810人 (H22)2,150人		健全な水循環の確保 （流域基本計画 ⁴ の推進）	→
		地球温暖化防止、省エネ・省資源等の推進	→
		公害防止	→
資源循環型廃棄物処理の推進（いわて第2クリーンセンターの稼働） 目標：モデル施設の稼働 （参考(H18)計画） (H21)施設稼働 (H22)事業の監視	施設整備	施設稼働	→
		事業の監視、情報公開等	→
青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案への対応 目標：廃棄物撤去量（累計） （参考(H18)84.5千t） (H20)176.3千t (H22)270.6千t		行政代執行、周辺環境調査、原状回復対策協議会の開催	→
		情報公開、環境学習の支援	→

- 1 循環型地域社会：資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会。
- 2 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。
- 3 PFI：民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。正式名称を、Private - Finance - Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれている。
- 4 流域基本計画：平成15年10月「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定し、それぞれの流域（地域）において、県民、事業者、民間団体の方々と県や市町村、国がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して、健全な水循環を確保し本県の水と緑を守り育てることを目指し、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、流域ごとにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「流域基本計画」という。）を定めることとなっている。

10 防災・危機管理対策の推進

1 目指す姿

あらゆる災害に備え、広域的な防災協力体制が整備され、災害に強い地域社会としての基盤が確立しています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」策定済み市町村数	2市町村	3市町村	4市町村

【目標値の考え方】

即効性のあるソフト対策の一つとして、沿岸部の全ての市町村での作成を図るもの。

現 状

本県の沿岸は、世界的にも有数の津波多発地帯であり、これまで幾度も甚大な被害を受けてきました。国の地震調査委員会によると、宮城県沖地震が今後30年以内に99パーセントの確率(算定基準日：平成21年1月1日)で発生すると想定され、地震・津波による被害発生が心配されています。

また、県北圏域には、平成11年10月の軽米町での集中豪雨による洪水被害をはじめ、たびたび洪水被害を受けている地区や土石流等の発生が懸念される地区が数多くあります。このため、災害発生時に速やかに対応できる体制を整備していますが、さらなる治水・砂防施設の整備や広域的な防災協力体制の構築が求められています。

国では、津波対策として久慈港湾口防波堤の整備に取り組んでいますが、進捗率は28.7%(平成20年度末現在)と低く、早期完成を図る必要があります。

また、県では、緊急輸送道路に指定されている県管理道路における橋梁の耐震性を向上させるため、耐震補強を進めており、今後も継続していく必要があります。

さらに、県は、地震による公共施設や住宅の被害の軽減を目的として、平成19年1月に「耐震改修促進計画」を策定し、市町村とともに耐震診断や耐震改修の取組を進めています。しかし、住宅の診断済戸数は少ない実態にあります。

道路の安全対策として、歩行者の交通安全確保を図るため歩道を整備しています。しかし、県管理道路の通学路における歩道設置率は、平成21年3月現在、久慈地域が61.5%、二戸地域が55.6%で、県平均72.6%を下回っています。設置についての地域住民からの要望も多く、道路の安全対策を進めていく必要があります。

当圏域は、国内最大級の養鶏地帯であり、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、鶏の処分に係る直接被害や風評被害による流通停滞等大きな影響が予想されます。

2 目指す姿を実現するための取組

住民の安全・安心を確保するため、災害発生時などにおける当圏域内と八戸圏域との連携強化の取組を促進します。また、津波等の対策として防災施設の整備の推進、地震対策として橋梁の耐震補強等の推進や住宅等の耐震化の促進、洪水・土砂災害対策として治水・砂防施設の整備を推進するほか、高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策などに取り組んでいきます。

主な取組内容

広域的な防災協力体制の構築

当圏域と八戸圏域の市町村による災害時の相互応援協定の締結に基づく連携強化の取組を促進します。

地震・津波対策の推進

防潮堤等の整備をはじめ、河川改修、海岸高潮対策、津波緊急対策などの防災施設の計画的な整備に取り組みます。

久慈港湾口防波堤等の整備を促進するとともに、住民を対象としたワークショップの開催などを通じて「地域の安全・安心促進基本計画」の策定を支援し、津波災害から住民の生命や財産を守ります。

災害応急活動等を確実に実施するため、緊急輸送道路における橋梁の耐震補強等を推進し、地域における道路網の安全性・信頼性の確保を図ります。

住宅等の耐震診断を拡大するとともに、市町村における「耐震改修促進計画」の早期策定と住宅等の耐震化を促進します。

洪水・土砂災害対策の推進

土砂災害等が懸念される地区における治水・砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、保安林・治山施設等の整備を推進します。

住民の安全で迅速な避難を支援するため、ハザードマップ¹の作成を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査等を踏まえた土砂災害警戒区域²の指定を推進します。

道路の安全対策の推進

通学路等における歩道整備を推進し、歩行者の交通安全の確保を図ります。

高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

初動防疫の充実、農場や愛玩鳥における発生防止対策の強化及び住民への啓発・情報伝達方法など、早期清浄化を図るための市町村と連携した体制整備をさらに充実させます。

3 取組に当たっての役割分担

防災対策の推進に当たっては、関係法令等に定められた役割を確実にこなしていくほか、関係機関が連携し、非常時により強い力を発揮できるような体制の構築を目指します。

県	市町村	国、住民等
<ul style="list-style-type: none"> 三圏域連携懇談会³での連携の推進 河川・海岸・治水・砂防施設の整備 市町村が行う耐震対策への支援 道路の安全対策の推進 地域防災力向上への取組に対する支援 鳥インフルエンザの抑制に向けた指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 防災協定による連携 地域の安全・安心促進基本計画の策定 道路の安全対策の推進 公共施設・住宅の耐震診断、改修の実施・支援 自主防災組織の育成 災害時の住民への広報の実施 県と協調した指導の展開、広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 久慈港湾口防波堤の整備 耐震診断、耐震改修の実施 個人、地域ぐるみでの防災対応力の向上 防鳥ネット整備等の進入防止策の維持徹底

4 具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～H20	H21	H22
広域的な防災協力体制の構築 目標：防災協定への参加市町村数 （参考(H18)0市町村） (H20)8市町村（目標達成）	三圏域相互防災協定の締結	協定に基づく連携の推進	
地震・津波対策の推進 目標：住宅の耐震改修累計戸数 （参考(H18)0戸） (H20)4戸 (H22)30戸		久慈港湾口防波堤の整備促進 地域の安全・安心促進基本計画の策定支援 緊急輸送道路における橋梁の耐震補強等の推進 住宅の耐震改修の促進	
洪水・土砂災害対策の推進 目標： ・河川改修工事工区数 19～22年度：2工区（H20完了：1工区、継続1工区） ・急傾斜地崩壊対策事業完了地区数 19～21年度：2地区（H20まで：1地区）	施設整備、土砂災害警戒区域の指定等の推進	河川改修 急傾斜地崩壊対策	
道路の安全対策の推進 目標：通学路における歩道設置箇所 19～22年度：8箇所（H20：6箇所）		歩道設置の推進	
高病原性鳥インフルエンザ対策の推進 目標： ・農場における初動マニュアル整備率 （参考(H18)0%） (H20)100%（目標達成） ・対策要領等策定市町村数 （参考(H18)1町） (H20)8市町村（目標達成）	市町村対策要領の策定	関係者の連携による防止策、訓練の徹底	

1 ハザードマップ：防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。
 2 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域。
 3 三圏域連携懇談会：古くから密接な関係にある八戸地域、久慈地域、二戸地域が、県境を越えた相互の連携・協力を推進するため、市長等が意見交換を行う場として設置したもの。防災協力体制専門部会等の部会がある。

1 1 定住環境の整備

1 目指す姿

地域住民が快適に暮らすための生活環境基盤が、農山漁村や都市部において整備されています。

指標	参考値 (H18)	現状値 (H20)	目標値 (H22)
污水处理人口普及率	41.0%	45.7%	59.1%

【目標値の考え方】

「いわて污水適正処理ビジョン2004」における平成22年度の地域別目標値を目指すもの。

現 状

県北圏域は広範な面積のなか、久慈市と二戸市を中心とする都市地域とその周囲に広がる農山漁村地域に13万人弱の住民が生活しており、これまででも住民の快適な生活を目指して、道路や上下水道の整備など生活環境の向上に取り組んできました。

当圏域の農山漁村の多くは地理的、地形的な制約から水道施設や集落道等の生活環境基盤の整備が遅れています。

都市部において、都市機能の強化、市街地の活性化を図るため、区画整理や街路、電線共同溝等の整備が進められていますが、一部に進捗の遅れがみられ、着実な推進が求められています。

また、郊外への大型店の出店やモータリゼーション¹の進展、消費者の購買店志向の変化等により、街中の空洞化になかなか歯止めがかからない状況にあることから、個店ごとの魅力アップと街並みの整備を一体となって進める取組が求められています。

水道普及率(平成20年3月現在)は、久慈地域88.3%、二戸地域83.7%と県平均の92.6%と比べて低く、また、污水处理施設整備の事業着手時期の遅れなどにより、污水处理人口普及率(平成21年3月現在)も、久慈地域47.1%、二戸地域44.2%と県平均の70.2%を下回り、快適で衛生的な生活環境の実現と海や川などの公共用水域の水質保全を図る観点からもその向上が課題となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

地域住民が快適に暮らすための生活環境基盤として、集落道、都市計画道路、污水处理施設の整備などを促進していきます。

主な取組内容

農山漁村の整備

農山漁村の活性化及び生活環境の改善のため、地域の実情に配慮した事業の推進を図り、生活環境基盤の整備を進めます。

都市基盤の整備

商業振興のみならず生活者の視点も踏まえた、魅力あるまちづくり(久慈市での観光交流センター等の整備や一戸町での歴史ある商屋や映画館等の再生活用等)への支援など、中心市街地の包括的な活性化に向けての取組を促進します。

新幹線二戸駅周辺土地区画整理事業の促進や都市計画道路の整備など快適な生活環境の創出に向けた取組を進めていきます。

污水处理施設の整備

地域の実情に合った効率的・経済的な污水处理計画に基づき污水处理施設の整備を促進するとともに、整備地区等における住民への啓発等により水洗化を促進していきます。

3 取組に当たっての役割分担

農山漁村や都市部における快適な生活環境を実現するため、県、市町村及び地域住民が連携しながら、集落道、都市計画道路、汚水処理施設などの生活環境基盤整備を着実に図るとともに、中心市街地活性化に向けた取組を支援していきます。

	県	市町村	団体等
農山漁村	・生活環境基盤整備の実施	・生活環境基盤整備の支援	・生活環境基盤整備の利用・活用
都市環境	・都市計画道路等の整備 ・中心市街地活性化に向けた支援	・都市計画道路等の整備 ・土地区画整理事業の推進 ・中心市街地活性化計画の策定・見直し、施設整備（久慈市）	・計画策定・実施への支援（商工会） ・施設整備（久慈市：街づくり会社）
汚水処理	・汚水処理施設整備の支援	・公共下水道、農業・漁業集落排水及び浄化槽等の整備等	

4 具体的な推進方策(工程表)

具体的な推進方策	工程表（2年間を中心とした取組）		
	～ H20	H21	H22
農山漁村の整備 目標：整備事業完了地区数（累計） 19～22年度：3地区	中山間地域や漁業集落での生活環境基盤の整備		
都市基盤の整備 目標：都市計画道路整備事業完了工区数 (H20)1工区 (H22)2工区	都市計画道路等の整備 二戸駅周辺土地区画整理事業の促進 中心市街地活性化に向けた施設整備等		
汚水処理施設の整備 目標：下水道整備面積 （参考(H18)1,183ha） (H20)1,339ha (H22)1,612ha	汚水処理施設の整備、水洗化の促進		

1 モータリゼーション：自家用自動車が多く普及すること。車社会化。

目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	参考値 (H18)	実績値 (H20)	目標値 (H22)
県央広域振興圏	1- 学術研究機能の集積を生かした新産業の創出と地場産業の振興 [IT産業、ものづくり産業]	IT関連産業分野(情報サービス業)の売上高	億円	515	374	834
		ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	1,469	1,467	1,453
	1- 学術研究機能の集積を生かした新産業の創出と地場産業の振興 [地場産業]	食料品製造出荷額	億円	1,083	1,125	1,250
	2 産業と地域のネットワーク化による滞在型観光の振興	県外観光客数	千人回	5,090	5,011	5,151
		うち県外宿泊者数	千人回	1,373	1,244	1,389
	3- 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興[農業]	農畜産物の販売額	億円	663	606	622
	3- 地域ブランドの強化による競争力に優れた農林業の振興[林業]	林業産出額	億円	26	-	43
	4 雇用環境の改善	求人不足数	人	1,874	5,249	5,200
	5 産業経済活動、地域間交流を支える社会資本の整備	北山バイパス整備による国道455号の短縮時間	分	-	-	約12
	6- 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実 [健康づくり、地域医療]	65歳未満で死亡する男性の数(人口10万人当たり)	人	210.0	207.7	205.6
		65歳未満で死亡する女性の数(人口10万人当たり)	人	94.8	93.6	92.6
	6- 安心して健やかな暮らしを支える保健、医療、福祉の充実 [地域生活支援、子育て環境]	合計特殊出生率	人	1.34	1.30	1.34
		居宅介護・地域密着型サービス利用割合	%	48.5	49.9	55.6
		施設から地域生活に移行する障がい者数(累計)	人	39	75	219
	7 新エネルギーの積極的な導入など環境との共生を図る循環型地域社会の創造	県民一人1日当たりごみ処理量	g	884	-	709
8 北東北の拠点にふさわしい都市環境、生活環境の充実	街路事業の完了工区数	工区	0	0	3	
9 住民の生命と財産を守る防災施設等の整備	(都市河川の整備)木賊川分水路概成工事(L=1,330m)の整備率	%	0	63.2	100	
県南広域振興圏	1 雇用環境の改善と若者の地元定着	求人不足数	人	255	5,978	5,900
	2 世界に通用するものづくり基盤の構築	ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	13,077	13,980	14,000
	3 観光産業の振興	県外観光客数	千人回	6,638	6,248	6,645
		うち県外宿泊者数	千人回	913	811	914
	4 食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	668	634	760
	5 持続可能な地域農業の推進	農畜産物の販売額	億円	891	834	860
	6 持続可能な林業・林産業の推進	林業産出額	億円	50	54	57
	7 伝統的地場産業の振興	伝統的工芸品(南部鉄器、岩谷堂筆筒、漆器組合)の事業者数	事業者	76	73	69
	8 社会資本整備の推進	内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける高さ制限箇所の解消	%	75	75	100
	9 地域医療・健康危機管理体制の構築	地域連携クリティカルパスを導入している疾病数	疾病	-	1	2
	10 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり	管内勤労者の健診有所見者割合	%	56.5	52.9	50.5
		合計特殊出生率	人	1.53	1.53	1.53
	11 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり	居宅介護・地域密着型サービス利用割合	%	50.6	51.7	55.3
	12 障がい者の地域での自立及び就労支援	入所施設等から地域生活に移行する障がい者数	人	63	190	350
	13 住民の暮らしを守る防災対策の推進	岩手・宮城内陸地震による公共土木施設災害の復旧	%	-	39.4	100
14 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	環境に配慮し、何らかの行動に努めている人の割合	%	-	72.3	75	
15 暮らしの環境とまちづくりの推進	市民活動参加率	%	31.9	41.4	50.0	

圏域	重点施策	指標名	単位	参考値 (H18)	実績値 (H20)	目標値 (H22)	
沿岸 広域 振興 圏	1	地域経済をリードするものづくり産業の集積	ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	1,648	1,815	1,496
	2	産業を支える社会基盤の整備	コンテナ対応の港湾施設(岸壁)整備率	%	0	15	72
	3	雇用環境の改善	求人不足数	人	2,357	2,898(3,982)	2,900
	4	地域産業の基盤としての農林水産業の振興【水産業】	主要水産物の生産額	億円	188	233	216
	4	地域産業の基盤としての農林水産業の振興【農業】	農畜産物等の販売額	億円	131	130	132
	4	地域産業の基盤としての農林水産業の振興【林業】	林業産出額	億円	69	-	77
	5	沿岸の農林水産資源を活用した食産業の展開	食料品製造出荷額	億円	828	864	909
	6	総合産業としての観光の展開	県外観光客数	千人回	2,879	2,761	2,915
			うち県外宿泊者数	千人回	576	507	583
	7	地震・津波等の災害に強いまちづくりの推進	自主防災組織の組織率	%	60.8	65.0	75.0
	8	住み良い暮らしの環境づくりの推進	市民活動参加率	%	26.7	35.8	50.0
	9	良好な自然環境の保全と活用による環境との共生の実現	有害大気汚染物質の環境基準達成率(%)	%	100	100	100
			公共用水域のBOD環境基準達成率(%)	%	79.1	88.4	93.0
	10	安心して子どもを産み育てることができ、健やかに長寿を楽しむ社会の実現	合計特殊出生率	%	1.48	1.51	1.51
居宅介護・地域密着型サービス利用割合			%	50.9	53.2	54.0	
施設から地域生活に移行する障がい者数			人	28	85.0	(H23)193	
11	安心して健やかに暮らせる地域医療の確保及び健康づくりの展開	肥満者の割合(40～60代):男性	%	39.0	39.9	35.5	
		肥満者の割合(40～60代):女性	%	30.3	33.8	27.7	
県北 広域 振興 圏	1	農林水産業の担い手育成と産地形成【農業】	農畜産物等の販売額	億円	521	567	575
	1	農林水産業の担い手育成と産地形成【林業】	林業産出額	億円	36	-	43
	1	農林水産業の担い手育成と産地形成【水産業】	主要水産物の生産額	億円	36	40	41
	2	地域資源を生かした食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	663	709	730
	3	体験型・交流型観光の展開	県外観光客数	千人回	1,493	1,472	1,522
			うち宿泊者数	千人回	120	105	121
	4	ものづくり産業の集積	ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	180	-	212
	5	雇用環境の改善	求人不足数	人	1,925	2,018	2,000
	6	産業を支える物流基盤の整備	道路整備事業完了工区(累計)	工区	-	1	2
	7	地域における医療と健康づくりの推進	自殺死亡率(10万人対)	人	44.7	38.2	24.2
			成人男性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	%	39.1	35.7	35.5
			成人女性(40歳代～60歳代)の肥満者の割合	%	34.5	34.2	27.7
	8	地域で支えあう福祉の推進	合計特殊出生率	人	1.50	1.71	1.71
			居宅介護・地域密着型サービス利用割合	%	42.4	44.9	52.0
施設等から地域生活に移行する障がい者数			人	24	96	102	
9	環境の保全	一般廃棄物最終処分量	千トン	5.7	5.9	5.4	
10	防災・危機管理対策の推進	「地域の安全・安心促進基本計画(津波)」策定済み市町村数	市町村	2	3	4	
11	定住環境の整備	汚水処理人口普及率	%	41.0	45.7	59.1	